

官報

号外

平成十一年四月二十七日

○第四百十五回 衆議院會議録 第二十六号

平成十一年四月二十七日(火曜日)

議事日程 第十八号

平成十一年四月二十七日

午後一時開議

第一 学校教育法等の一部を改正する法律案
(内閣提出)

第二 日本政策投資銀行法案(内閣提出)

第三 日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件(第四百四十二回国会、内閣提出)

第四 周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律案(第四百四十二回国会、内閣提出)

第五 自衛隊法の一部を改正する法律案(第四百四十二回国会、内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 学校教育法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 日本政策投資銀行法案(内閣提出)

日程第三 日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件(第四百四十二回国会)

平成十一年四月二十七日 衆議院會議録第二十八号 学校教育法等の一部を改正する法律案 日本政策投資銀行法案

会、内閣提出)

日程第四 周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律案(第四百四十二回国会、内閣提出)

日程第五 自衛隊法の一部を改正する法律案(第四百四十二回国会、内閣提出)

会計検査院法の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

都市基盤整備公団法案(内閣提出)及び住宅・都市整備公団法の一部を改正する法律案(鈴木吉雄君外一名提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時三十分開議

○議長(伊藤宗一郎君) これより会議を開きます。

日程第一 学校教育法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第一、学校教育法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。文教委員長小川元君。

学校教育法等の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(小川元君登壇)

○小川元君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、大学制度の弾力化と大学の組織運営体制の整備を行うため、学校教育法、国立学校設置法及び教育公務員特例法の改正を行うものであるとあり、その主な内容は、次のとおりであります。

大学制度の弾力化に関しては、第一に、所要の単位を優秀な成績で修めた者について、三年以上の在学中で卒業を認めることができるものとすること、

第二に、大学院の研究科の位置づけを明確化するとともに、研究科以外の基本組織を置くことができるものとすることとしております。

大学の組織運営体制の整備に関しては、第一に、大学に学部長を置くことができるものとし、その所掌を定めること、

第二に、国立大学に、新たに運営諮問会議を置くこととし、その組織、審議事項等を定めること、

第三に、国立大学に評議會を置くこととし、その組織、審議事項等を定め、また、国立大学の教授会について、その審議事項等を明確化すること、

第四に、国公立大学の教員の選考における学部長の役割等を定めることといたしております。

本案は、三月九日本院に提出され、四月一日本院會議において趣旨説明及び質疑を行い、同日本委員会に付託されたものであります。

本委員会におきましては、四月十四日有馬文部大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、参考人の意見聴取を含めた審査を行い、去る二十二日質疑を終了し、討論、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)
○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 日本政策投資銀行法案(内閣提出)
○議長(伊藤宗一郎君) 日程第二、日本政策投資銀行法案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。大蔵委員長村井仁君。

日本政策投資銀行法案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(村井仁君登壇)

○村井仁君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、平成九年九月二十四日の閣議決定に基づき、特殊法人の整理合理化を推進し、経済社会情勢の変化に応じた業務の効率化を図る観点から、日本開発銀行及び北海道東北開発公庫を廃止して日本政策投資銀行を設立しようとするものであり、以下、その概要を申し述べます。

第一に、日本政策投資銀行は、経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に資するため、一般の金融機関が行う金融等を補充し、または奨励することを旨とし、長期資金の供給等を行うことにしております。

第二に、日本開発銀行及び北海道東北開発公庫は、日本政策投資銀行の成立のときにおいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、そのときにおいて日本政策投資銀行が承継することにしております。

第三に、日本政策投資銀行の役員につきましては、特殊法人の統合の趣旨に即して、役員数の縮減を行うことにしております。

第四に、日本政策投資銀行の財務及び会計等につきましては、所要の規定の整備を行うことにしております。

第五に、この法律は、公布の日から施行することにしております。ただし、日本開発銀行法及び

北海道東北開発公庫法の廃止に伴う経過措置等の規定は、平成十一年十月一日から施行することにしております。

本案は、去る四月十六日宮澤大蔵大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、同月二十三日質疑を終局いたしましたところ、上田清司君から、民主党の提案に係る修正案が提出されました。次いで、本修正案について内閣の意見を聴取した後、採決いたしましたところ、修正案は否決され、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 討論の通告があります。これを許します。上田清司君。

(上田清司君登壇)

○上田清司君 民主党の上田清司でございます。民主党を代表して、日本政策投資銀行法案に反対の討論をいたします。

この法案は、二つの視点から見なければなりません。

第一は、行革の観点であります。

開銀と北東公庫は、産業の開発、経済社会の発展を促進するため、民間金融を補充し、長期資金の供給を行うための特殊法人であります。その目的と業務の内容から、開銀と北東公庫が統合することは合理的な意味があります。かつ、新銀行が業務を継承することは、社会的ニーズにも合っているものと考えています。

しかし、統合する新銀行は、役員こそ減少して

おりますが、職員のリストラはゼロであります。大蔵省、国土庁、北海道開発庁と相変わらず共管で、責任の所在がいまいであることは、民主党の行革の観点からして、十分な合格点を上げるわけにはまいりません。

第二点は、北東公庫の損失処理と、苫小牧東部開発及びむつ小川原開発プロジェクトについてであります。

北東公庫の解散に当たり、苫東開発及びむつ小川原開発における不良債権が約千八百億。この問題は極めて重要であります。政府案では、統合の際、開銀の損失準備金九千七百億を北東公庫の損失の処理に充てることになっておりますが、しかし、このような形で損失処理に当たること疑問を感じるのであります。

御承知のとおり、苫東開発の新計画は、宮澤大蔵大臣がいみじくも、これは目論見書と言ってもいい、このような御答弁がありましたように、新しい会社の事業計画は、極めてずさんにしてまいであります。例えば、直近の五年間で五億九千万円の売り上げしかないこの会社が、なぜ新しい会社になって人員が縮小しているにもかかわらず、百三十億の売り上げが上げられるのか、到底達成できないような目標が事業計画の中に挙げられております。

むつ小川原開発においては、東北出身の議員諸兄の皆様はわかっておられると思いますように、損失処理の枠組みすらもできておりません。民間の債権放棄や出資を協力要請する以上、準備不足、合意を欠く法案の枠組みとしか言いようがありません。つまり、北東公庫の最終損失も明らか

損失を開銀にかぶせていくという方式にしかすぎません。

去る四月二十一日の大蔵委員会、宮澤大蔵大臣は次のように答弁されました。いかにも半分しかできていない。今審議いただいております北東公庫の現在の姿というのは、実は甚だ不安定なものだ、こう御指摘になっているのは、私はそのとおりだと思います。以上申し上げましたように、大蔵大臣ですら、半分しかできていないという法案をお認めになっておられます。

問題点を整理すれば、一、両プロジェクトは国家プロジェクトでありましたが、国や関係機関の責任の所在が明らかになっておりません。また、北東公庫の不良債権も確定されておられません。破綻した両プロジェクトの新しい計画ができていませんし、民間の合意もできておりません。

そこで、我々は、北海道、東北の夢を実現するために、両プロジェクトは時間をかけて見直し、責任の所在と不良債権を確定することが重要だと考えます。

開銀法はもとと、他の損失にその準備金を使うことができません。また公庫法においても、損失ができた場合には一般会計から補てんすることになっております。むしろ一般会計の補てんであれば、国会の予算審議の過程の中で、責任の所在や損失の確定もできるものと私は思います。そこで、民主党は、開銀の準備金で北東公庫の損失を補てんするという附則を削除するという、極めて簡単な修正案を提出し、原案に反対をした次第であります。

苫東、むつ小川原、二つの国家プロジェクトは、産業基盤もしっかりしており、国民にとって

貴重な財産であります。それがゆえに、北海道、東北の夢を実現するために、責任ある対応が望まれるわけであります。宮澤大蔵大臣の言う、半分以上できていない政府案の見直しを強く訴え、反対討論を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 日本国の自衛隊とアメリカ合衆国

軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件(第四百四十二回国会、内閣提出)

日程第四 周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律

案(第四百四十二回国会、内閣提出)

日程第五 自衛隊法の一部を改正する法律案

(第四百四十二回国会、内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第三、日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件、日程第四、周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律案、日程第五、自衛隊法の一部を改正する法律案、右三件を一括して議題といたします。

府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件、日程第四、周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律案、日程第五、自衛隊法の一部を改正する法律案、右三件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。日米防衛協力のための指針に関する特別委員長山崎拓君。

日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律案及び同報告書

自衛隊法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(山崎拓君登壇)

○山崎拓君 ただいま議題となりました各案件につきまして、日米防衛協力のための指針に関する特別委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

まず、各案件の概要を申し上げます。

ACS A改正協定であります。本協定の主な内容は、

協定の目的に、周辺事態に対応する活動に必要な後方支援、物品又は役務の提供に関する基本的な条件を定めることを加えること、

いづれか一方の政府が、周辺事態に対応する自衛隊または米軍の活動に必要な後方支援、物品ま

たは役務の提供を他方の政府に対して要請する場合に、当該他方の政府は、その権限の範囲内で提供することができ、

協定に基づいて提供される物品に、武器等の提供が含まれるものと解してはならないこと

であります。

次に、周辺事態安全確保法案であります。本案は、周辺事態に対応して我が国が実施する措置及びその実施の手段等を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、周辺事態への対応の基本原則を定めること、

第二に、周辺事態に際して、一定の後方地域支援等を実施することが必要な場合には、閣議決定により基本計画を定めること、

第三に、自衛隊による後方地域支援等の実施及び手続等を定めること、

第四に、関係行政機関の長は、法令及び基本計画に従い、対応措置を実施すること並びに国以外

の者に対し必要な協力を求めまたは依頼すること

第五に、内閣総理大臣は、基本計画の決定または変更があったときは、その内容を遅滞なく国会に報告しなければならないこと、

第六に、後方地域捜索救助活動または船舶検査活動を行っている者の生命等を防護するために必要最小限の武器の使用ができることとする

こととあります。

次に、自衛隊法の一部を改正する法律案であります。本案の主な内容は、

外国における緊急事態に際して防衛庁長官が行う在外邦人等の輸送の手段として、船舶等を用い

ることができ、

輸送の職務に従事する自衛官が、在外邦人等の生命等を防護するために必要最小限の武器の使用

ができることとする

こととあります。

以上各案件は、去る二月十六日本委員会に付託されました。委員会におきましては、各案件を一括して議題とし、三月十八日政府から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、四月七日に参考人からの意見聴取、十四日にはいわゆる地方公聴会、さらに二十一日には公聴会を開催するなど、慎重かつ熱心に審査が行われてまいりましたが、昨二十六日、周辺事態安全確保法案に対し、自由民主党、公明党・改革クラブ及び自由党の三党派共同提案に係る修正案が、また民主党提案に係る修正案がそれぞれ提出されました。

両修正案について趣旨説明を聴取した後、各案件及び両修正案について質疑を行い、質疑終了後、討論を行い、採決の結果、ACS A改正協定は賛成多数をもって承認すべきものと決し、周辺事態安全確保法案は、民主党提出の修正案を否決した後、賛成多数をもって、三党派共同提出の修正案のとおり、船舶検査活動の規定を削除するなど、修正議決すべきものと決し、自衛隊法の一部を改正する法律案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 三件につき討論の通告があります。順次これを許します。畑英次郎君。

(畑英次郎君登壇)

○畑英次郎君 私は、民主党を代表して、ただい

平成十一年四月二十七日 衆議院会議録第二十八号

日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件外二案

三

ま議題となりました、ACSA改正案に賛成、自民、自由、公明党・改革クラブ三会派提出の修正案に反対、それを除く内閣提出の周辺事態安全確保法案に反対、自衛隊法改正案に賛成の立場で討論を行います。

民主党は、日米安全保障条約を支持し、日米防衛協力を進めることが日本の安全保障のために不可欠であり、ガイドライン関連法案の整備は基本的に必要であるとの認識に立っており、この立場からACSA協定改正に賛成をいたします。自衛隊法改正案につきましても、邦人救出の実効性を高めるために艦船を派遣する選択肢を加えることの必要性にがんがみ、これに賛成をいたします。次に、周辺事態安全確保法案についてであります。

日米防衛協力を当たっては、我が国の主体性確保と国民生活に対する配慮を法律で規定することが必要であります。内閣提出の周辺事態安全確保法案はこうした点が不十分であり、また三会派提出の修正案には、看過できない重要な問題点があり、賛成できません。

第一に、基本計画全体ではなく自衛隊の一部活動のみを国会承認事項と規定しており、地方自治体や民間協力に対する行き過ぎた協力要請等があった場合、国会が歯どめをかけられないこととなります。

第二に、周辺事態の定義や政府統一見解は、拡大解釈の余地があり、専守防衛を大きく超えて、自衛隊の活動領域に歯どめがかからないこととなります。

第三に、新ガイドラインにおいて日米間で合意した根幹部分の一つである、国連決議に基づく船

舶検査活動が削除されており、法案として未完成な欠陥法の姿となつてしまったこととなります。

なお、日米物品役務相互提供協定、ACSAにつきましても、日米の協力内容についてはそれぞれがその国内取り決めに基いて行おう旨を協定しており、ACSAには同意しても、それに関係する周辺事態法に欠陥があつて、それを修正できないときに、これに反対することは理屈の通る話であることを申し添えておきます。

次に、三会派が修正合意に至る過程は、山崎拓委員長のもと、委員会の中で協議を進めるという当初からの各党間合意を踏みにじり、国会で積み重ねられてきた政策論議を、最後の瞬間に不透明で旧態依然たる国対政治をもって覆したものであります。これを政府としてやすやす受け入れるとすれば、小淵内閣は、理念と見識を放棄し、政策の軸など何もないことを内外に明らかにするようになるものであります。

政権維持のために総理の訪米前に何が何でも成立させようとしたことに始まり、三会派がそれぞれの党利党略を最優先させ、ガイドライン審議を、政策論争ではなく、政局論争におとしたこと、責任、とりわけ政府・自民党を代表する総理の責任は極めて重大であることを申し上げなければなりません。これは、議会制民主主義の否定であり、決して国民に理解されるものではなく、結果的には日米関係を傷つける可能性さえあり、まことにもって遺憾千万と言わなければなりません。(拍手)

去る三月十二日の本会議代表質問で、私は、我々は、日本自身の安全を守るために、我が国の主体性に基づいて日米防衛協力の実効性を高める

ことの意義をだれよりも認めることを述べさせていたいただきました。この言葉は、今もいささかも変わるものではありません。だからこそ、我が国の外交と安全保障についての主体性の確立と、国民生活に対する十二分の配慮の担保が必要だと考え、民主党は法案修正を申し入れてきたのであります。

我々の要求は、自衛隊の一部活動のみではなく、基本計画全体を国会による原則事前、緊急事態に対しては事後承認事項とすること、六十日を超えて基本計画の措置を継続する場合に基本計画を国会にかけること、周辺事態を日本有事に発展する可能性があることと判断される事態に限定すること等が我々の主な要求でありました。しかしながら、委員会の信義を守らない手法がまかり通り、結果として我々が賛成できるだけの内容を伴う修正が実現されなかったことは、大変残念と申し上げざるを得ません。

我々民主党は、今後とも周辺事態安全確保法をよりよくするための修正を求め、その実現に努力してまいります。また、日米安保のためならば国民生活と日本の外交的主体性を犠牲にする政党とも一線を画した真の責任政党として、日本の防衛政策と平和創出外交のあり方を国民に提示してまいりたいと考えております。

最後に、国の根幹の安全保障政策を政争の具に使つたことは、国民の不信を招き、同盟国である米国や国際社会からも冷ややかなまなざしで見られるであろうことを強く総理に警告申し上げます、かつ猛省を促して、私の討論を終わります。(拍手) ○議長(伊藤宗一郎君) 中山利生君。

(中山利生君登壇)

○中山利生君 私は、自由民主党、自由党を代表いたしまして、ただいま議題となりました周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法案及びその修正案、日米物品役務相互提供協定改正協定、自衛隊法の一部を改正する法律案に賛成の立場から討論を行います。

本法案等は、我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態に際し、これに対応するため、我が国が必要な措置をとることができるようにすることを内容としております。

冷戦終結後、圧倒的な軍事力を背景とする東西間の軍事的対峙の構造は消滅し、世界規模の武力紛争が生起する可能性は遠のいたものの、東西冷戦のもとで抑え込まれてきた宗教上や民族上の問題などに起因する種々の対立が表面化あるいは先鋭化し、複雑で多様な地域紛争が発生しております。さらに、核、生物、化学兵器など大量破壊兵器や、弾道ミサイルなどの兵器の移転拡散が進むなど、依然としてアジア太平洋地域には不安定、不透明な要素が多く存在しております。

昨年八月に我が国に向け発射され、我が国上空を飛び越えて太平洋に落ちた北朝鮮のミサイルや、いまだ記憶に新しい先月の不審船事案は、まさに我々日本人を太平洋の眠りから目覚めさせ、危機管理の重要性を改めて認識させる契機となりました。

こうした国際環境にあつて、我が国の平和と安全を確保し、アジア太平洋地域の安定を維持するためには、米国のこの地域へのコミットメントと米軍のプレゼンスが極めて重要であることは言を

まぢません。我が国としても、安全保障面での日米協力をさらに実のあるものにするよう法整備をする必要に迫られております。

一昨年九月に日米間で作成された新たな日米防衛協力のための指針、いわゆる新ガイドラインは、まさにこうした時代の要請から生まれたものであり、このガイドラインの実効性を確保し、日米安全保障条約の効果的な運用に寄与するために、昨年四月に本法案等が国会に提出されました。

我々自由民主党、自由党は、本法案等の必要性を深く認識し、国会における論議その他の数々の機会をとらえ、国民の皆様にもその重要性を訴えるなど、本法案の早期成立、承認に向け日々努力してまいりました。ちょうど国会提出から一年を経て、本日この場で討論を行えることは、まさに感無量であります。

本法案等によって新たに自衛隊が実施できるようになる二つの活動、すなわち、後方地域支援及び後方地域捜索救助活動は、いずれも周辺事態に對して我が国の平和と安全の確保に大きく貢献するものであります。

近所が火事になったとき、自分の家が燃えていないからといって知らぬ顔をしていたら、共同体の一員として生きていくことはできません。万一自分のうちが火事になっても、だれも助けてくれないでしょう。火事の際に付近の住民が一致協力して事に当たるように、我が国の平和と安全に重要な影響を与える事態が生じた場合に、我が国が必要な対応措置を米國と協力しつつとることは、主權國家として当然のことであると同時に、國際社会における責務とも言えましよう。

本法案は、日米防衛協力のための指針の実効性を確保し、我が国周辺の地域における我が国の平和と安全に重要な影響を与える事態に際して、我が国が適切かつ迅速に必要な措置を講じる上で、ぜひとも必要なものであります。

このことを最後に申し上げて、周辺事態安全確保法案及びその修正案並びに日米物品役務相互提供協定改正協定、自衛隊法の一部を改正する法律案に對する私の賛成討論といたします。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 金子満広君。

(金子満広君登壇)

○金子満広君 私は、日本共産党を代表して、ガイドライン関連法案に怒りを込めて反対の討論を行います。

言うまでもなく、この法案の本質は、海外でアメリカが引き起こす戦争に日本が自動的に参加するということ、まさに戦争法案そのものであります。

私がまず初めに指摘しなければならないのは、この重大な憲法違反の法案を、しかも周辺地域など法案の骨格をなす概念について政府はもとより答弁もしないまま、一部修正ということで、特別委員会でのわずかな審議で採決を強行するという暴挙が行われたことであります。

この暴挙は、国会の審議を封殺し、議會制民主主義を根本から覆すものであります。これが首相訪米を前に衆議院通過をねらったものであることは、もはや明白であります。このことを厳しく糾弾し、以下、具体的に反対の理由を述べます。

反対の第一は、この法案が日本国憲法第九条、平和条項を真つ向からじゅうりんするものであるということでありまう。

政府は、これまで、日本が行うのは後方地域支

援であり戦争行為ではないという、ごまかしの答弁を繰り返してまいりました。しかし、政府が言う後方地域支援とは、戦闘中の米軍に對する武器、弾薬、兵員の輸送、燃料の補給などの明白な兵たん作戦行動であり、あれこれ説明、弁解を試みても、それを覆い隠すことははやできません。

この後方地域支援なるものは、我が党の追及を政府も認めたように、ジュネーブ条約の追加議定書で、また國際社会のルールでも相手側から軍事目標となるものであり、したがって、戦闘行為と不可分の戦争行為そのものであります。政府は、この憲法上の重大問題に何らまともな回答を示しておりません。

反対の第二は、この法案の発動対象が地理的に全く無限定であり、アジア太平洋地域全域に軍事緊張と武力紛争の危険をもたらすということでありまう。

政府が示している周辺事態の典型例は、他國の内戦、内乱まで周辺事態として介入することを示したものであり、今、これに對しアジア諸國が、新たな軍事的脅威になるとして相次いで批判、懸念を表明しているのは当然であります。

とりわけ政府が、一つの中国、台湾は中國の不可分の領土であることを公式に認めながら、周辺事態の対象から台湾を除外することを言明しないことは、明らかに中國に對する重大な内政干渉、主權侵犯に道を開くものであり、断じて許せないことであります。このことが日中西國の眞の友好平和關係を大きく傷つけることは、國際的な世論、報道でも既にされているところでありまう。

反対理由の第三は、國際法を全く無視したアメリカの先制攻撃など無法な武力行使をやった場合でも、日本がそれに参加する道を開いたということでありまう。

アメリカは、これまで、パナマ、グレナダ侵略や昨年のイラクへの一方的な攻撃、そして今、ユーゴへの残酷な空爆を行っています。國連憲章や國際法を無視したアメリカのこのような先制攻撃をも、周辺事態だとしてガイドラインを発動し、日本がこの無法な戦争への加担者となつて、極めて危険な道を進むものであります。政府が、こうした無法な戦争への参加を否定しないことは重大であります。

反対理由の第四は、自衛隊のみならず、自治体や民間を含め、アメリカの軍事行動に國土と國民を総動員するものであります。

政府は、自治体や民間には協力を求めるものであつて、強制するものではないなどと言いつけを繰り返してまいりました。だが、これまで審議を通じて、自治体や民間の動員は事実上の強制であり、國民の權利が脅かされることが明らかにされてきたのであります。

現に、我が党が明らかにしたように、一九九四年、北朝鮮問題以降、アメリカは日本に對して膨大な軍事支援を要求し、その中で秘密裏に戦争のシナリオが検討されておりました。

その中には、成田や関西空港など十一の民間空港、さらには福岡などこれまた十一の港を米軍が優先的に使用することを初め、陸海空の輸送業者や労働者、民間病院の医師、看護婦までも動員されることになっております。これは、憲法に保障された地方自治をじゅうりんし、國民の基本的人

権を侵害するものであり、日本全土の動員体制をつくるものであります。

このような事態に対し、既に、全国百八十を超える地方自治体が超党派で、ガイドライン法案への反対または慎重な取り扱いを求める決議を次々と行っています。同時に、陸海空、港湾の交通関係労働者を初め医療関係など、広範な国民の中に反対の声が次々と広がっています。

憲法違反のこの悪法は、部分的な修正などで本質を変えることはできません。しかも、法案の骨格をなす問題のすべてに明確な規定がないことは、政府への白紙委任ということであり、法律の名に値しないものであります。(拍手)

憲法前文は、アジア諸国三千万人、我が国三百万人というおびただしい犠牲者を生んだあの十五年に及ぶ侵略戦争の上に立って、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、この憲法を確定する。」と明記し、これを内外に宣言したのであります。ところが、今、このガイドライン法案によって平和条項はじゅうりんされ、まさに政府の行為によつて再び戦争の惨禍をもたらす道に踏み込むとしてい

るのであります。もはや、事態の重大性、問題の本質は明らかであります。

私は、最後に、この希代の悪法を廃案にするため全力を尽くすことを表明し、反対の討論を終わります。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 遠藤乙彦君。

(遠藤乙彦君登壇)

○遠藤乙彦君 私は、公明党・改革クラブを代表して、ただいま議題となりましたACSA改正協定、自衛隊法の一部改正案、周辺事態安全確保法

案に関する自由民主党、自由党、公明党・改革クラブ三党派共同提出の修正案及び修正部分を除く原案に賛成の立場から討論を行うものであります。

戦後、我が国は、平和憲法と日米安保条約のもとで平和と安全を享受し、目覚ましい経済の繁栄を遂げてきました。そして、この間には、国連加盟を果たし、国際社会の一員として幅広く外交活動を繰り広げ、今や国連安保理常任理事国の有力な候補国ともなっております。このことは、我が国の外交方針が国連中心主義を貫き、国際協調と国際貢献を尊重する姿勢をとり続けてきたことに對する評価のあらわれであると考えます。

二十一世紀を見据えた我が国の平和戦略としては、国連が標榜する平和への努力と、日米安保条約の効果的な運用という車の両輪によって支えられる、対話と抑止政策を堅持すべきであると考えます。

私たちは、ガイドライン関連法案が、一つ、憲法の精神と原則を十分に踏まえたものであるべきこと、二つ、国民の幅広い理解と支持を求めること、三つ、近隣諸国に無用な誤解や懸念を与えないことの三点に留意し、慎重に修正論議を行ってまいりましたが、三党派共同提出の修正案によつて、これらの諸点は十分に反映されることになったと考えます。

こうした意味合いにおいて、価値ある、賛成すべき法案であることを順次申し述べたいと思います。

賛成する第一の理由は、ガイドライン関連法案等が、冷戦後の日米同盟の信頼性を強化するため一つの具体的取り組みであるという点であります。

す。

九六年四月に発表された日米安全保障共同宣言は、日米同盟がアジア太平洋地域の平和と安全の確保に役立ってきたことを指摘するとともに、日米安保条約を基盤とする両国間の安全保障面の関係が、二十一世紀に向けて、アジア太平洋地域においても安定的で繁栄した情勢を維持するための基盤であることを再確認したものであります。

この宣言を踏まえ、我が国は、アジア太平洋地域における日米同盟の重要性や、依然として我が国周辺地域には不安定要因が存在しているという現実への備えとしての日米同盟のさらなる関係強化のため、我が国憲法上いかなる役割を果たし得るのかを検討され、その結果がたたいま議題とされている法案等であり、このような措置を講じることは、国家としてまさにとるべき道であり、同盟国との信頼関係構築に寄与するものと考えております。

第二点目は、周辺事態安全確保法第一条にとられる措置が、日米安保条約の枠内である旨を示すために、日米安保条約の効果的な運用に寄与し、この文言が明記されたことであります。

これまで、周辺事態につきましては、我が国の平和と安全に重要な影響を与える事態と法案上定義され、地理的概念ではなく、事態の性質に着目した概念との政府説明が繰り返されてまいりましたが、周辺事態の定義やその範囲も明確なものではなく、国民の間には、自衛隊の活動が無制限に拡大しかねないとの懸念がありました。しかし、上記の修正が加えられることで、平時でもなく、我が国有事でもないいわゆる周辺事態に際し、自衛隊の活動範囲が無制限に拡大することをチェック

クできることになると考えます。

第三点目は、基本計画に定められた自衛隊の部隊等の後方地域支援等への出動の可否が、緊急の場合を除き、原則として国会の事前承認とされたことであります。

修正案が、国会承認の対象を自衛隊等の後方地域支援等に限定したものであるとはいえ、国会への事後報告にとどめた原案に比べ、より民主的コントロールが確保できるものであるとともに、活動に参加する自衛隊に対する国民のよりよい理解が得られるものであると考えます。また、自衛隊の防衛出動が原則として国会の事前承認とされている現行法との関係においても、その整合性が図られたものと認識しております。

第四点目は、基本計画に定める対応措置の終了後に、その結果を国会に報告する義務という新たな規定が盛り込まれることになった点であります。

これにより、我が国が周辺事態に際した措置が、我が国憲法に照らし、果たして適切であったかどうか、事後的に検証できることになりました。

第五点目は、周辺事態の概念を明確化するため、認定基準につき、類型化したものを認定手続とともに政府統一見解として明らかにされたことであります。

第六点目に、地方公共団体や民間に求める協力の内容や補償のあり方等につき、さらに明確化し、マニュアル等の作成、提供が政府答弁として確認されたことでもあります。

以上の見地から、私は、三党派共同提出の修正案及び修正部分を除く原案等は、速やかに可決

成立させるべきものと考え次第であります。

(拍手)

今回、これらガイドライン関連法案等審議の過程で行われました修正協議におきまして、周辺事態における自衛隊の活動から船舶検査活動が削除されました。私も、これまでの審議、修正協議を通じて、周辺事態の船舶検査活動は国連決議に基づくとすべきであるとの主張をしてまいりました。この自衛隊による船舶検査活動は、周辺事態に際して、経済制裁の実効性を確保するための措置であり、ほかの後方地域支援や後方地域捜索救助活動とあわせ、新ガイドラインの重要な柱の一つであります。

今後、船舶検査活動に関する新法案の提出が検討されますが、日米同盟の信頼性確保の観点からも、早期に国連決議に基づく船舶検査活動に関する新法案が提出され、審議入りできますことを希望いたします。

ガイドライン関連法案等の審議は、今後の我が国の安全保障政策について国民の強い関心と呼び起こし、安全保障政策を現実の問題として考える機会となったものと考えます。しかし、その一方で、この審議がいわゆる対話と抑止の抑止の側面に該当するものでもあることから、ガイドライン関連法案に対しては一部の近隣諸国から懸念が示されたり、また、政府の説明不足もあり、特に米軍基地を抱える沖縄を初めとする地域においては不安の声が上がっております。

このような状況を踏まえ、政府においては、この機会に、我が国として国際社会の平和構築のためいかなる外交を展開していくのか、改めて我が国の平和外交に関するビジョンを明確に示すべき

であります。

以上申し上げまして、私の三党派共同提出の修正案及び修正部分を除く原案等に対する賛成討論といたします。(拍手)

○議長(伊藤 一郎君) 伊藤茂君。

(伊藤茂君登壇)

○伊藤茂君 私は、社会民主党・市民連合を代表して、政府提案のガイドライン関連三法案の撤回、廃案を求め、自民党、公明党・改革クラブ、自由党三派共同提案の修正案と、民主党提案の修正案との二つに反対する討論を行います。

私は、今、日本の将来への深刻な憂慮の念を込めてここに立っております。この法案内容は、日本の将来と日本国憲法の基本にかかわる重大な問題であります。しかるに、特別委員会では、修正案に対する回答もないのに採決の日程を決めました。現在、さまざまな世論調査でも、国民の多数は慎重、徹底審議を求めています。我々国会が責任を持つのは、その国民の皆さんに対してであります。アメリカではありません。訪米の手土産などということは許せないことであります。

しかも、審議打ち切り、採決の日程を決めた後になってから修正協議が行われました。まさに異常であります。これに加えて、修正協議は混乱に混乱を重ね、政府が重要項目として説明してきたテーマも削除をしました。これは、修正協議がまさに矛盾の塊であることを証明したと言わなければなりません。この法案内容が、ポスト冷戦時代の歴史の方向に背を向けたものであり、部分的な修正をしても危険な本質は変わることはないのではありません。

社会民主党が反対する理由は、ここで何時間か

かっても語り尽くせないたくさんありますがあります。あえてその基本的な問題点を指摘します。

その第一は、日米安保条約がこれで完全に変質して、グローバル安保となり、米軍が世界の広い範囲にわたって出撃する前線基地となるという重要な問題であります。

一九六〇年の安保改定の議論のときに、二つの歯どめ、極東の範囲の確認、在日米軍出動にかかわる事前協議制がありました。今やそれは、空洞化どころか空文となっております。それは、沖縄や横須賀などから、米軍が沿岸を含む広い範囲に自由出撃している事実が明白であります。

その現実、米軍自身が、沖縄を含む日本の基地がなければ沿岸戦争はできなかったとか、思いやり予算では、日本は世界一気前のいい国であると公式に表明をしております。これでは、国際社会に名誉ある地位を占めたいと書かれている平和憲法が、今、怒りに燃えていると思うのであります。ポスト冷戦の時代に、冷戦時代もやらない軍事行動重視の道を歩むことは、よく言われる右向け右どころか、歴史の流れに回れ右に進路をとらうとするものと言わなければなりません。

第二は、後方地域支援という名による戦争参加と、憲法の禁じている集団自衛権への道を開いたという重大な変化であります。

これは、事実上の憲法改悪ともいえるべき内容であります。現代の戦争に後方などあり得ないことは明白であります。ポスト冷戦の今日、さまざまな新たな地域紛争が発生しており、その打開が求められている現実を私も直視しています。抑止と対話と言われますが、問題はその打開の方向であります。

考えてください。五年前の朝鮮半島をめぐるあの緊張した事態のときに、カーター元大統領と金日成主席の会談で打開され、米朝協定の実現に至りました。今、韓国の金大中大統領は、潜水艇事件などについても適切な対応をしながら、いわゆる太陽政策を展開して、戦略的に南北統一への新しい時代を切り開こうとしているのであります。

今、平和憲法を持つ日本に求められているのは、そういう先見性ある、新しい、大きな構想と行動ではないでしょうか。日本政府にカーターさんも金大中さんもないことを、私はまことに悲しく思います。

中国について、日中共同宣言からいっても、台湾を安保条約の対象外にすることも、当然のこととあります。

反対する第三の理由は、自衛隊への民主的コントロール、特に国会とのかかわりの問題であります。

国会の事前承認は当然の原則であり、行おうとするすべてが国会の承認を得なければなりません。湾岸戦争のときに、アメリカの議会が三日間徹夜の議論をしたあの経過は、議員の皆さん御承知だと思えます。国会は国権の最高機関であります。国会は政府の下ではありません。

大体、本会議場に先進国に例のないひな壇があつて、議員よりも高い席にいますこと自体がおかしいのであります。全国民に最高の責任を負い、決定するのは国会であります。それを毅然として実行する責任を、皆さん、立派に果たそうではありませんか。

第四に私が強調する点は、自治権と国民の権利を抑圧し、国民ぐるみで戦争協力をさせようとし

ていることとあります。

法案では「協力を求めることができる。」とありますが、答弁では、協力するのが当然、正当な理由なくして拒否すれば、法律で是正の命令をすると言っております。事実上の強制と言わなければなりません。今、二百ぐらいの自治体が、この法律に反対や疑問や徹底審議を求める決議をしています。ほとんどが超党派で議決をしております。分権社会が日本の今後の基本として強調されるときに、軍事目的のために権力的に対応することは許されないこととあります。

私は、特に、米軍基地が極度に集中している沖縄県民の声を真剣に受けとめなければならぬと考えています。地方の公聴会でも、沖縄の代表を招いたのは我が党だけでありました。沖縄の県民の願いに背を向けて、日本の将来は語れないのであります。

また、参考人として審議に出席をいただいた陸海空の職場に働く皆さんから、この法案の危険性と懸念が切実に訴えられました。政府は、安全に人や物を運ぶ仕事を担っているこれらの人々の願いを無視して、米国の要求にだけこたえようとするのでしょいか。

私は申し上げたいのであります。今必要なのは、戦争のためのガイドラインではなくて、平和のガイドラインなのであります。平和の戦略と新しいリアリズム、その方向を真剣に追求する見識と新たな構想力と外交戦略こそが、今政治に求められているのであります。今や政府には、残念ながらそれはありません。私は、日本の英知を結集して、真の平和のガイドラインをつくり上げることを同僚の皆さんに心から訴えたいのであります。

す。(拍手)

本法案は、まさに危険な新安保条約であります。これを撤回し、条約交渉をやり直し、国民にその信を問うべきであります。それが国民の皆さんに誠実にこたえる唯一の道であることを私は強く主張します。

日本国憲法が宣言している、平和国家として国際社会に名を著る国をつくる大きな使命に燃えて、私たち社会民主党・市民連合は全力を尽くす決意を表明し、政府原案と二つの修正案に反対する討論いたします。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(伊藤宗一郎君) これより採決に入ります。

まず、日程第三につき採決いたします。

本件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり承認することに決まりました。(拍手)

次に、日程第四につき採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。(拍手)

次に、日程第五につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

○岸田文雄君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

議院運営委員長提出、会計検査院法の一部を改正する法律案は、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(伊藤宗一郎君) 岸田文雄君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

よって、日程は追加されました。

会計検査院法の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 会計検査院法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。議院運営委員長 中川秀直君。

会計検査院法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

〔中川秀直君登壇〕

○中川秀直君 ただいま議題となりました会計検査院法の一部を改正する法律案につきまして、提

案の趣旨を御説明申し上げます。

本改正案は、検査官の任命等について、衆議院が同意して参議院が同意しない場合においては衆議院の同意をもって両議院の同意とすることとする規定を削除しようとするものであります。

なお、この法律は、公布の日から施行することといたしております。

会計検査院法は旧帝国議会時代に審議、制定されたものであり、検査官の任命等について衆議院の優越規定を置いております。当時、同様の規定を設けていた人事官、公正取引委員会委員長及び同委員、国家公安委員会委員については、昭和二十年代にすべて優越規定が削除されましたが、会計検査院法については改正の機会がなく、今日に至ったものであります。

本規定を削除することについては、参議院側から再三の要請もあり、今回、参議院及び内閣官房長官とも協議の上、先般の議会制度に関する協議会において、必要な法改正措置を講ずることに各党の合意を見た次第であります。

本改正案は、本日の議院運営委員会において起草、提出したものであります。

何とぞ議員各位の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

都市基盤整備公団法案(内閣提出)及び住宅・

都市整備公団法の一部を改正する法律案

(鈴木吉雄君外一名提出)の趣旨説明

○議長(伊藤宗一郎君) この際、内閣提出、都市基盤整備公団法案及び鈴木吉雄君外一名提出、住宅・都市整備公団法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を順次求めます。建設大臣関谷勝嗣君。

(関谷大臣関谷勝嗣君登壇)

○国務大臣(関谷勝嗣君) 都市基盤整備公団法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

我が国の大都市地域等の状況を見ると、十分な都市の基盤が整備されることなく人口や諸機能が集中した結果、都市居住、職住近接の促進、防災性の向上、拠点市街地の形成、土地利用の整序等が大きな課題となっているところであります。

この法律案は、特殊法人の整理合理化の一環として、住宅・都市整備公団を解散して新たに都市基盤整備公団を設立し、地方公共団体、民間事業者等との協力及び役割分担のもと、大都市地域等における居住環境の向上及び都市機能の増進を図るための市街地の整備改善、賃貸住宅の供給等を効率的、合理的な執行体制により行うこととするものであります。

次に、その要旨を御説明いたします。

第一に、新公団は、大都市地域等における市街地の整備改善に関し、公共施設の整備や土地の整序を伴う敷地の整備や宅地の造成を行い、建築物の整備は再開発のため必要なものを除き、基本的には民間にゆだねることとしております。

第二に、住宅については、分譲業務からは原則撤退し、国の施策上特に必要な賃貸住宅の供給に

限定いたします。また、現公団が管理している賃貸住宅については、引き続き新公団がその管理を行うとともに、居住者の居住の安定に配慮しつつ建てかえ等を行うこととしております。賃貸住宅の家賃については、低所得高齢者等のための措置を講じつつ、市場家賃を基準とする方式をとることとしたしております。

第三に、業務の実施に当たっては、地方公共団体との連携を強化するため、賃貸住宅の建てかえに際しての公営住宅の併設、入居のあっせん等を行うとともに、地方公共団体等を支援しつつ市街地の整備改善を円滑に推進するため、調査、調整、技術提供等の受託業務の促進策等を講ずることとしたしております。

第四に、理事定数の削減、運営委員会の設置等の組織、業務運営を合理化するための所要の措置を講ずることとしたしております。

以上が、都市基盤整備公団法案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 提出者石井紘基君。

(石井紘基君登壇)

○石井紘基君 民主党のきょうは結党一周年に当たりまして、この国の姿について、極めて重要な問題の提起をさせていただきたいと思っております。

(拍手) ただいま議題となりました住宅・都市整備公団法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

住宅・都市整備公団は、昭和三十年、日本住宅公団として発足して以来、大都市地域における大規模な住宅地供給、市街地の整備、都市公園の

整備等を通して、国民生活の向上に貢献してきたところであります。

しかしながら、現在、我が国の経済社会は大きな転換期を迎えており、官と民の関係や、国と地方の関係のあり方が見直され、行政改革及び財政構造改革の一層の推進が求められている大きな流れの中で、住宅・都市整備公団のあり方についても、抜本的な見直しが求められるわけでありま

す。また、最近における住宅事情の一層の改善、民間の住宅供給部門の成長、人口構成の少子高齢化の進展等、公団業務を取り巻く状況は大きく変化しており、公団分譲住宅の大量の売れ残りや、賃貸住宅の空き家の発生などが問題となっているわけでありま

す。この法律案は、このような住宅・都市整備公団をめぐる状況の変化を踏まえ、特殊法人の整理合理化の一環として、住宅・都市整備公団を都市住宅公団に改称し、公団業務を賃貸住宅の管理等の業務に縮小しようとするものであります。

次に、この法律案の主な内容について申し上げます。

第一に、新公団の業務は、現公団の行っている住宅及び宅地の供給、市街地の整備改善並びに都市公園の整備等の業務から撤退し、賃貸住宅の管理等の業務に限定いたします。

第二に、現公団が管理している賃貸住宅については、その管理を新公団が引き続き行うこととし、老朽化した賃貸住宅について、居住者の居住の安定に配慮しつつ建てかえを行うとともに、建てかえに伴う家賃の急激な変動を抑制するための措置を講ずることとしております。

第三に、総裁の理事長への改称、副総裁の廃止、理事及び監事の定数の大幅な削減、必要な調査審議及び建議を行う運営委員会の設置など、組織及び業務の運営を合理化するための所要の措置を講ずることとしたしております。

第四に、住宅・都市整備債券、特別住宅債券及び宅地債券は発行しないこととしたいたします。

第五に、新公団は、当分の間、この法律の施行前に開始された業務で、特に継続する必要があるとして建設大臣が指定した業務等については、引き続き行うことができるものとしております。

また、新公団は、子会社等に対する投資の見直しを行い、その削減に努めなければならないものとしております。

その他、これらに関連いたしましたして、関係規定の整備を行うこととしております。

なお、本法案は、公布の日から起算して六月を超えない範囲において政令で定める日から施行することとしたしております。

以上で、本法案の趣旨の御説明とさせていただきます。ありがとうございます。(拍手)

都市基盤整備公団法案(内閣提出)及び住宅・

都市整備公団法の一部を改正する法律案

(鈴木吉雄君外一名提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(伊藤宗一郎君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。松崎公昭君。

(松崎公昭君登壇)

○松崎公昭君 私は、民主党を代表し、ただいま

趣旨説明されました、政府提出の都市基盤整備公団法案並びに鉢呂吉雄君外一名提出の住宅・都市整備公団法の一部を改正する法律案の両案に対し質問いたします。

政府は、この都市基盤整備公団法案を初めとして、各特殊法人の整理合理化に関する法案を今国会に多数提出しております。しかし、その内容を精査すると、法人の規模や事業内容は余り変わらずに、ただ複数の法人を一つに束ねたものや、ただ名称を変更して看板をつけかえたものなど、整理合理化とはとても言えないような内容のものが多数見受けられます。果たして、このような改革が特殊法人改革の名に値するものでしょうか。

官から民へ、中央から地方へという大きな流れの中で、時代おくれの特殊法人をそのままの規模で温存し、今までどおり補助金や財投資金をつぎ込むことに国民は大きな疑問を感じております。みずからの権限が及ぶ特殊法人をそのままにしておき、天下り先の機関を一つでも多く確保し続けたい、政府のねらいはここににあるのではないかと、国民はさめた目で見ています。

そのような意味で、一連の特殊法人改革にかけの政府の姿勢は、国民の意識から大きくかけ離れたものだと言わざるを得ません。このことをまず私は強く訴えたいと思います。

さて、そこで、住宅・都市整備公団を解散して都市基盤整備公団を設立するという政府案は、整理合理化という観点から見ると、果たしてどれほど効果の上がるものでしょうか。確かに、分譲住宅分野からの撤退など、業務内容の見直しなども含まれておりますが、しかし、肝心の組織

の整理合理化については、政府案でどれほど成果が上がるのか、全く不明確なのであります。そこで、建設大臣にお尋ねいたします。

新公団になることによって、業務内容の見直しに伴う整理合理化はどの程度達成できるのか、明確にお答えください。

一方、民主党案によれば、住宅・都市整備公団の業務内容を賃貸住宅の分野に絞り込み、分譲住宅及び都市基盤整備事業からは撤退するとあります。今なぜ、住宅・都市整備公団の業務分野を賃貸住宅業務に絞り込むことが必要なのか、そして、政府案で予定している都市基盤整備事業についてはどこが担うべきとお考えか、あわせてお聞かせください。

また、かねてより問題となっており官僚の天下り問題や組織の整理合理化について、民主党案では具体的にどのように変化するのか、お聞かせください。

さて、政府案において解散される住宅・都市整備公団は、長い間激しい批判の対象となってきました。バブル期に高値で大量の土地を仕入れ、そこに建設した分譲住宅が、民間の物件よりも魅力のない、しかも高価なものであったために、大量の売れ残り物件を出してしまつたことがありました。また、随意契約による業務発注により、関連子会社に不当な利益を上げさせていたことが判明したこともありました。

これらもひとえに、膨大な財投資金と政府補助金に支えられた住宅・都市整備公団の、親方日の丸的な体質に原因があると言えましょう。普通の民間会社では考えられないような、コスト感覚を無視した放漫経営ぶりがこれまで長い間にわたって

なされ続け、関係者はその果実にすがり続けてきたのです。

その結果として、現在、約十四兆円もの借入金を抱えることとなり、その利払いに要する金額は、年間で約七千六百億円にも達しております。平成九年度の住宅・都市整備公団の会計報告では、賃貸住宅家賃による収入が約四千六百億円、また、分譲住宅や分譲宅地の売却による収入が約三千九百億円ですから、七千六百億円の利払い負担というのは、住宅・都市整備公団の経営にとつて深刻な重荷になっていることは明らかであります。

政府案によれば、新設される都市基盤整備公団には住宅・都市整備公団の権利及び義務の一切を継承することとなっておりますが、約十四兆円もの借入金とその利払いは、新公団の経営に深刻な影響を及ぼすのは明らかであります。その点について、どのように対処されるおつもりなのか、建設大臣の答弁を求めます。

現在、国民の住宅事情の改善や民間の住宅供給部門の発展など、住宅・都市整備公団をめぐる状況は大きな変化を遂げました。一九九五年六月の住宅用地審議会の答申においても、住宅政策の基本を市場機能強化型に変化させ、住宅についても、自力確保に重点を移すことがうたわれております。これらの観点から、分譲住宅分野からの原則撤退や、賃貸住宅分野は政策的なものに限定するという点については、時代の流れと市場経済の原理に沿ったものであると理解はできます。

しかし、住宅・都市整備公団がこれまで建設、管理してきた賃貸住宅には、七十三万戸、二百万人もの生活者がいることを決して忘れてはいけません。政府提出法案においては、賃貸住宅家賃を、原価基準方式から市場価格を基準とする方式に変更することが盛り込まれております。

しかし、居住者は、政府の一機関である公団と居住契約を持って生活しているのであり、また高齢化が進む中で、大幅な家賃水準の変更にはたえがたい状況にあります。したがって、このような方針の変更により、それら多くの人々の生活が脅かされるのではないかと私は非常に危惧を覚えます。

そこで、総理にお伺いいたします。

大都市圏における低所得者層の住宅事情について、一体どのような認識をお持ちなのでしょう。また、公団賃貸住宅における従前居住者の住環境保全について、どのような方針で臨むのでしょうか。明確にお答えをください。

さて、政府案では、分譲住宅分野の撤退及び賃貸住宅分野の限定とともに、事業の重点を都市基盤整備へ移すことが盛り込まれております。しかし、特殊法人である都市基盤整備公団が必ずしも都市基盤整備事業を行う必要性があるのかということについて、私は疑問を感じざるを得ません。むしろ、政府案によるところの、都市基盤整備への事業シフトは、大量の不良債権を抱えて身動きがとれない一部業界に資することを意図したのではないでしようか。

基盤整備事業では、再開発事業における権利調整や合意形成など、手間がかかる割には利益に直結しにくい部分が多く含まれております。これらの部分を公的セクターに担わせ、かつ、塩漬け状態に陥っている土地の流動化、活性化につながれば景気刺激になるというのが本当のねらいなので

はないでしようか。

政府提出の法案は、関連子会社を含む組織の整理合理化、効率化の状況がおざなりでないか、いかなる状態のままで、かつ、住宅分野の市場性重視という大義名分のもとで、従前居住者の住環境を脅かす一方、みずからの権益の及ぶ特殊法人を温存し続けようとするもので、到底筋の通らない話です。国民の目から合理的に見れば、とても納得できるものではありません。建設省は、あくまでも、民間経済の活力を重視し、側面から政策的な支援を行うべきであります。

長引く不況と累積する財政赤字のもとで、今、日本社会は未曾有の危機的状態にあり、行財政の改革がまさに急務とされております。このような厳しい状況のもとで、国民の負担を伴う改革を行うためには、まずは政府みずからが襟を正し、削るところは削った上で、率先して痛みを背負うべきではないでしょうか。そのような姿勢が、政府の特殊法人改革には決定的に欠けております。その点、総理の見解をお聞きいたしまして、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣小淵恵三君登壇)
○内閣総理大臣(小淵恵三君) 松崎公昭議員にお答え申し上げます。

大都市圏における低所得者層の住宅事情についてのお尋ねでありましたが、借家世帯を中心に、居住水準の改善が重要な課題と認識をいたしております。

次に、公団賃貸住宅の従前居住者の住環境保全についてのお尋ねですが、既存賃貸住宅を適切に維持管理いたしますとともに、家賃につきましては、高齢低所得者のもとより、入居者の

方々の居住の安定に配慮しつつ、適切に設定することといたしております。

特殊法人改革への姿勢についてお尋ねですが、新公団におきましては、民間でできるものは民間にゆだねるとの考え方のもとに、分譲住宅業務につきまして、再開発等に伴い必要なものを除き撤退した上、民間のみでは十分行うことのできない市街地の整備改善や、賃貸住宅の供給管理等に業務を重点化するとともに、役員数等の縮減、関係会社の再編等を進め、合理的な体制により効率的に業務を執行させることといたしております。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣関谷勝嗣君登壇)

○国務大臣(関谷勝嗣君) 私に対します質問は二問でございますが、まず一つが、公団の業務の見直しに伴う組織等の整理合理化についてのお尋ねでございますが、業務の一層の効率的な執行を図るために、以下の大きな三つの問題に対処するよううにいたしております。

まず一つが、理事定数を十四名以内から十名以内に削減を図ります。二番目に、組織については、業務内容に即して再編し、事業執行の機動力等を強化しつつ、スリム化を図っております。三番目に、定員については、業務の見直しや合理化努力等により削減を図ることを行いますが、全体として、総定員の計画的な縮減に努めることといたしております。

二番目の御質問でございますが、住宅・都市整備公団から承継する借入金とその利払いが新公団の経営に及ぼす影響でございます。

住宅・都市整備公団は、借入金等により長期にわたる事業を行う仕組みとなっており、この事業資金としての借入金に見合う住宅等の資産を保有いたしております。また、当該借入金の返済及び利払いについては、家賃及び事業資産の譲渡代金等の事業収入等により行うことにより、全体として収支相償う事業運営をしてきておるところでございます。新公団におきましても、住宅・都市整備公団の資産を引き継ぎ、同様に収支相償う経営を行うこととしており、基本的に、健全な経営が確保されるように努力をいたしたいと考えております。(拍手)

(鉢呂吉雄君登壇)
○鉢呂吉雄君 松崎議員にお答えを申し上げます。

現在、住都公団の借入金残高は十四兆五千億を超過、この利負担あるいは元本返済金は年間の事業収益金額をはるかに超える、極めて異常な状態にあります。したがって、分譲住宅、都市再開発など、賃貸住宅以外の採算の合わない分野から撤退し、なおかつ、時価数兆円に上る未使用の保有土地資産の整理、売却を行うなどして、借入金負担の軽減を図ることが急務と考えております。

また、公団職員については、差し当たっては特に人員整理等の必要はありませんが、中長期的には、職員の雇用不安を絶対に来さない形で、出向職員の整理や自然退職が進む中で、一定の定員を定めるべきと考えます。

以上でございます。(拍手)
○石井紘基君登壇
○石井紘基君 住都公団の業務を何ゆえに賃貸住宅事業のみに縮小するのかとの御質問、及び天下

り問題についての御質問にお答えを申し上げます。

この法案の意図するところは、第一に、借金地獄からの脱却、第二に、一般会計への重圧の回避、第三に、税金の天下り団体への還流、政治献金への還流を食い止めるということ、第四に、官営経済に対する市場経済、自由経済の復権ということにあります。

そもそも住都公団は、昭和三十年、戦後の都市労働力の需要が高まる中で、勤労者の低廉な住宅を供給するという目的で設置された日本住宅公団から出発したものでありまして、日本住宅公団法にはその目的を、住宅の不足の著しい地域において、住宅に困窮する勤労者のために、集団住宅及び宅地の大規模な供給を云々というふうに書かれているわけでありまして。

しかるに、我が国経済が高度成長を迎える中で、財政投融资制度による長期大量資金の有利な調達が可能となった建設省、住都公団は、既得権となった住宅宅地開発事業の規模をさらに大きく広げるとともに、総合都市開発、都市再開発、大規模区画整理事業、公共施設整備事業、公園事業、鉄道事業など、限りなく拡大をしてきたのであります。

当初、公団法に定められた資本金は六十億円と規定されておりますが、今日では二千四百三十九億円、総資金二千六兆五千八百億円という世界一の超デイベロップに膨れ上がったのであります。平成九年度末で、公団が供給した賃貸住宅は七十七万戸、分譲住宅は二十八万戸で、設立以来の四十年間に我が国で建てられた全住宅の三分の一を占めている。また、バブル期には、大手民間

ディベロッパーの向こうを張って、高層ビル建設などを次々に手がけまして、財政破綻へと突き進んでいったのであります。

住都公団の総資産は十六兆三千五百億円、年間の予算規模は二兆七千億円であります。売上高は、家賃四千八百億円、分譲住宅二千二百億円、分譲宅地千七百億円、その他で合計約一兆円です。これは、民間大手ディベロッパー約十社分に相当する規模であります。日本経済の屋台骨ともいふべき不動産、建設事業のシェアを、行政によるビジネスが圧倒的に奪ってしまっていることは明白であります。

一方、平成九年度において、住都公団は、事業収入約一兆円に対し、支出が二兆七千億円、何と年間一兆七千億円も支出超過となっております。

支出の内訳は、土地取得費六千億円、建設費五千六百億円、人件費等七千億円、特定再開発事業五百億円、さらに驚くべきことは、借入金返済の元本が五千九百億円、利払いだけで七千六百億円などであり、年間約一兆七千億円の赤字は、まさに新たな借入金と政府の補助金によって埋められているわけであり、

新たな借入金は、大部分が財投であります、一兆七千億円、政府の補助金、出資金などの補助金が二千四百億円、地方公共団体からの補助金が五百億円、その他住宅債券の発行による調達などとなっているわけであり、それでもなお、約五十億円の欠損金が計上されております。つまり、年間の借金負担は一兆三千五百億円、この数

字はほぼ新たな借入金と補助金の合計金額に符合しているものであります。何と、大変な借金のための借金ではありませんか。

しかも、これほど税金で補っても、年々歳々、借金残高はウナギ登りであり、すなわち、平成七年度で十三兆余円であったものが、八年度で十三兆六千九百億、九年度で十四兆二千億、十年度で十四兆五千億と、まさに泥沼、借金地獄そのものであります。ちなみに、これまで一般会計から住都公団につき込まれた補助金はどれほどかといえますと、四兆六千億円に達しているのです。

住都公団は、建設、設計、プランニング、補修、管理、土地取得、販売など、相当の事業を外部企業に委託しており、中でも、みずから公金をもって出資、出捐、設立した三十社以上の子会社、孫会社、九つの公益法人に多額の事業を契約、発注しております。平成九年度の公団によるファミリー企業への発注高は千三百億円に上っております。

これらの関連団体は、おおむね多数の天下り受け入れ団体でもあり、公団そのものとあわせて、契約、財務状況が不透明で、税金のむだ遣いの温床となっているのであります。発注先団体による政治献金との関係も含め、問題の根は実に深いのであります。建設省、公団は、少なくとも、過去の契約等に関する財務資料や事業の具体的な内容をオープンにすべきであります。このように、住都公団は、その存在そのものが問題であると言わざるを得ません。したがって、

本来完全に整理、廃止されるべきではありませんが、他方、現に七十三万戸、二百万人の賃貸住宅居住者が存在するわけであり、これは、国の政策としてお住まいいただいているものであり、その居住の安定には国があくまで責任を持たなければなりません。

政府提出の都市基盤整備公団法は、公団の方向を住宅中心から再開発中心にシフトし、賃貸住宅をなおざりにすることが懸念されます。また、建てかえ時における極端な家賃の変更は居住権を脅かすものでありますから、家賃の極端な値上げを抑制する必要があると考えます。この際、公的住宅全般について、別途、時代に合った方針を確立すべきであります。

また、政府案が主張しているような再開発事業や、いわゆる虫食い土地の整備等に財政支援が必要であったとしても、これは資金の行き先の問題であり、天下り団体、行政によるビジネスの団体に出すのではなく、国の政策的誘導と地方自治体などの権限のもとに、あくまで民間事業として取り組まれるべきであります。区画整理事業も同様であります。

分譲住宅、分譲宅地事業についても、莫大な赤字と借金の実情を見ても、行政による直接の経営が成り立たないことは既に結論の出ている事柄でありますし、民間の経済活動を著しく痛めつけるものであります。

以上、各会派の御賛同をよろしくお願いする次第でございます。ありがとうございました。(拍手)

(議長退席、副議長着席)

○副議長(渡部恒三君) 井上義久君。

(井上義久君登壇)

○井上義久君 公明党の井上義久でございます。私は、ただいま議題となりました都市基盤整備公団法案に対し、公明党・改革クラブを代表して、総理並びに関係大臣に質問を行います。

今回の法案は、平成九年六月に閣議決定された特殊法人等の整理合理化を踏まえ、住宅・都市整備公団を廃止し、新たに都市基盤整備公団を設立して、これまでの住宅供給中心の事業から、都市の基盤整備に関する事業に、公団業務の重点をシフトするという内容であります。

一方、我が国の住宅事情は、昭和四十八年には全都道府県で、住宅総数が世帯総数を上回るなど、量的な充足が進んでいるものの、借家の住宅規模は約四十五平方メートルと、欧米の主要先進国と比較して、大きく立ちおくれしております。

このような状況のもとでは、住宅・都市整備公団がこれまで果たしてきた、ファミリー向けに優良な賃貸住宅を供給するという役割は、今日なお必要であると考えられます。民間だけでは、大都市圏に良質な賃貸住宅を供給することは、コスト面でも、技術的にもまだまだ困難な状況にあります。

しかし、本法案では、都市基盤整備公団は、分譲住宅業務からは撤退し、賃貸住宅業務についても、新規供給は都心居住に資するものなどに限定することとしております。それでは、新公団は、今後、賃貸住宅の分野でどのような役割を果たし

ていこうとしているのか。また、公団住宅、公営住宅、公社住宅等の公的賃貸住宅について、今後どのような役割分担、相互の連携のもとにその供給の推進を図っていく考えなのか、政府の基本方針について、総理の考えを承りたいと思います。

次に、組織、定員の合理化について質問いたします。

都市基盤整備公団は、住宅・都市整備公団の一切の権利及び義務を継承することとされており、したがって、新公団は、住宅・都市整備公団の機構を再編整備して発足するものと思われ、分譲住宅業務からの撤退などに伴う組織、定員の合理化は、どのように進めるのか。

役員については、理事の定数を十四から十に削減することとありますが、設立時の組織、定員のあり方と、その後の合理化計画についてどのように考えておられるのか。この際、閣議決定の趣旨を踏まえて、大胆な整理合理化を断行すべきだと思いますが、総理の決意並びに関係当局の方針をお伺いいたします。

また、この場合、住宅・都市整備公団から継承する賃貸住宅の維持管理等の住民サービス業務の水準が低下しないように配慮することが重要であります。さらに、職員の労働条件等に大きな変動を与えないよう配慮する必要があると思いが、これらの点についても方針をお伺いいたします。

次に、法案の最大の関心事の一つであります、公団賃貸住宅の家賃問題について質問いたします。

今回の法案では、家賃について、これまでのコスト主義から市場家賃化が打ち出されております。建築年度の古い公団住宅の中には、駅などに近く、利便性の高い、比較的恵まれた立地のものが多くあります。このような住宅の家賃を市場家賃に基づいて変更した場合、従前の家賃と比較して相当な値上げとなり、入居者の居住の安定を損なうおそれがあります。このような事態が決してあってはならないと思いますが、総理の明確な答弁を求めたいと思います。

また、変更前の家賃の額等との総合的な勘案とは、具体的にどのようなことを考えておられるのか、お答えいただきたいと思ひます。

一方、高齢者や現居住者の家賃の変更については緩和措置をとれることとなっておりますが、新規入居者の場合は、市場家賃に完全移行すると相当高額の家賃になる可能性があります。

公団住宅のこれまでの一番の役割は、通勤に便利な地域に、民間では供給されにくい良質な賃貸住宅を供給してきたことにあります。また、新規供給の都心居住住宅についても同じ役割が期待されております。しかし、このような地域では、当然、家賃水準は高くなり、公団賃貸住宅の主たる施策対象である中堅所得者層にとり、過大な負担につながるおそれがあります。

一方、同じ賃貸住宅に居住しているにもかかわらず、従前居住者と新規入居者との間で家賃の格差が拡大することになれば、公平性の観点からも問題であります。新規入居者への家賃対策について、基本方針を明確に示していただきたいと思ひます。

以上、法案の全般的な問題点について質問してまいりましたが、次に、法案の個別の問題点について伺いたいと思ひます。

第一は、法案の目的についてであります。

都市基盤整備公団の目的として、大都市地域等における居住環境の向上と国民経済の健全な発展に寄与することとしておりますが、住宅・都市整備公団の目的である、国民生活の安定と福祉の増進に寄与することから変更した理由は何なのか。特に、福祉の増進が削除された理由について、明確な答弁を求めます。

第二は、土地取得業務についてであります。

都市基盤整備公団は、市街地の整備改善業務において、土地の整理を伴う敷地の整備を推進することとしております。この作業に欠かせないのが、都市内遊休地の購入であります。

しかし、都市部の土地取得業務については既に民間都市開発機構が行っており、その業務についてもさまざまな問題点が指摘されております。この点について、どのように認識をしているのか。

また、公団が行うとしても、民都機構と合同で実施をするのか、あるいは、十分な連携と役割の分担のもと事業を行うべきであると思ひますが、政府の方針について伺ひます。

第三は、市街地の再開発についてであります。

都市基盤整備公団は、市街地の再開発等において、民間事業者や地方公共団体と連携協力して事業を行うこととされております。これらの事業については、民間事業者や地方公共団体と適切な役割

分担を行い、コスト負担等について明確な契約を定めることにより、公団の事業の採算性を高めるよう努力すべきであります。採算が悪化したときにだけ、公団だけがリスクを負うことのないようにすべきであります。この点について、政府の見解を求めます。

第四は、古い公団住宅の建てかえに伴う家賃の値上げの問題であります。

新公団が既存住宅の建てかえやリニューアルを行うことは、土地の有効利用や現居住者の居住水準の向上のためにも必要と考えますが、それによって家賃負担が大幅にふえ、高齢者等の実質的な追い出しにつながるおそれはないのか。

建てかえに際しては、圧倒的多数が戻り入居を希望しております。その地域での居住権及び戻り入居を可能にする家賃制度を保障することは、建てかえに際し、居住者の協力を求める不可欠の条件となります。建てかえに関する家賃設定については、戻り入居を希望するすべての人が負担可能な水準にするべきであると思ひますが、政府の見解を求めます。

第五は、賃貸住宅の家賃決定における透明性の確保についてであります。

本法案では、都市基盤整備公団は、賃貸住宅の家賃決定等において、経済事情の変動等を総合的に勘案したり、低所得高齢者等に家賃の減免を行うなど、一律の基準ではなく、特別な裁量による措置を行うことができるとされております。住民との信頼関係を確保するには、少なくとも、家賃決定に際しては、明確な基準に基づく運用を行う

点から実施するものであり、職員の労働条件等に大きな影響をもたらすものではないものと考えております。また、その労働条件に大きな影響を及ぼすようなことはしないように努力をいたします。

三問目でございますが、家賃の変更に際して、どのような事項を勘案して定めるのかというお尋ねでございます。

家賃の変更ににつきましては、変更前の家賃を踏まえ、近傍同種の住宅の家賃や経済事情の変動等を勘案して、近傍同種の住宅の家賃を上回らないよう設定することから、一般的には、変更後の家賃が、直ちに近傍、いわゆる近くの同種の住宅の家賃へ移行するものではないと考えております。また、低所得の六十五歳以上の高齢者世帯、母子世帯、身体障害者世帯、生活保護世帯については、一般の方よりも居住の安定に特別の配慮をして、家賃を抑制することとしております。

次に、新規入居者への家賃対策についてでございますが、新規入居者の家賃は、賃貸住宅の存する地区の立地や住宅の質等にふさわしい、現実的に市場で受け入れられている家賃を設定するというところであり、新公団が今後賃貸住宅を供給しようとする地区が、都心の商業系の一等地よりは、工場跡地等の都心部周辺の、通勤に便利な地区が一般的となるものと想定をされていることも勘案するならば、全体として、需要に対応した適切な水準となるものと考えております。

次に、新公団の目的を変更し、福祉の増進を削除したことはどういうことかということでござい

ますが、新公団は、市街地の整備改善や賃貸住宅の供給管理により、豊かな都市生活や機能的な都市活動の実現を目指すことにより、広く国民生活の安定向上等を目的とするものであり、その国民生活の安定向上という言葉の中には、福祉の増進も、当然のこと、含めておるものでございます。

次に、民都機構の土地取得業務の問題点及び民都機構と公団との連携、役割分担についてであります。公団の土地有効利用事業と民都機構の土地取得業務につき、適切な役割分担と連帯のもと、それぞれの特徴を生かしながら、市街地における低未利用地の有効利用を進めていくこととしておりますが、事業の実施に当たっては、取得物件の選定や価格の決定を適正に行うとともに、リスク管理にも留意しながら、適切に進めてまいります。

次に、再開発における民間等との役割分担と採算性向上についてでございますが、新公団は基盤整備を担い、建築物整備は可能な限り民間にゆだねるほか、地方公共団体や民間が主体となる事業について、ノウハウあるいはまた資金面でも支援するなど、多様な役割分担のもとに再開発事業を推進いたします。事業の実施に当たっては、費用負担を明確化するほか、地域ニーズへの的確な対応、事業の迅速化、コスト削減等によって事業採算性の向上を推進いたします。

次に、既存住宅の建てかえ等に伴う家賃対策等についての御質問でございますが、建てかえ後の住宅に戻り入居される方については、その居住の安定に配慮するため、一般の新規入居者に比べ家賃を減額することとしており、低所得高齢者世帯等については、一般の方よりもさらに居住の安定に特別の配慮をすることとしております。また、隣接地への公営住宅の併設を促進して、入居要件に該当する希望者の入居について、できる限り配慮することとしております。

次に、家賃決定基準とその情報公開についてでございますが、入居者の家賃を決定または変更する際の基準となる近傍同種の住宅の家賃については、その算定方法を建設省令において明確に定めることとしております。また、具体的家賃の決定方法については、現在、公団で、居住者の代表、有識者等の意見を伺いながら、検討を進めているところであり、実際の家賃の決定に当たっては、そのルールを明らかにしつつ、公平、透明な運用を確保いたします。

最後に、関連子会社等との契約関係の整理、民間事業者の参入についてでございますが、公団と関係法人との契約関係については、既に、賃貸住宅の大規模修繕工事からの関係法人の段階的な撤退を進めておりますが、今後さらに、中規模修繕工事からも段階的に撤退させるなど、民間事業者の参入の機会の拡大に努力をしております。さらに、既に指名競争入札制度を原則としている建設コンサルタント業務に加え、一部の役務等業務についても、今年度から指名競争入札を導入することとしております。

以上でございます。(拍手)

○副議長(渡部恒三君) 中島武敏君。

(中島武敏君登壇)

○中島武敏君 私、ただいま議題となりました都市基盤整備公団法案について、日本共産党を代表して、総理並びに関係大臣に質問いたします。

第一に、政府が公団賃貸住宅の建設、供給から撤退しようとしている問題についてお尋ねいたします。

消費の低迷を要因とする経済成長率の落ち込みで、勤労者の実賃賃金も下降傾向にあります。一方、完全失業率は四・六％を記録して、統計をとり始めてから最悪の事態となっております。終身雇用制も減少がみられ、勤労者の雇用に対する信頼感は揺らいでいます。こうした中で、国民の中に、土地の資産価値は必ず上がるという土地神話が崩れつつあり、その結果、住宅の自己所有にこだわらない借家へのニーズが高まっています。

不況が深刻化する中、借金を返済できなかった人たちが、債務を清算するために自己破産を申し立てた件数が、九八年一年間で十万件を突破したことが最高裁のまとめでわかりました。この中には、住宅を購入したものの、価格が下がって売ることができない上に、リストラ、解雇などでローン返済が不可能になっている人も多数含まれております。先行きのめどが立たないという将来不安は、国民の持ち家志向を打ち砕いていると言っても決して過言ではありません。

ところが、政府は、この法案によって、戦後、日本の住宅政策の重要な一つの柱として、住宅に困窮する勤労者に良質な住宅の供給を目的として住宅公団を設立し、それを進めてきた住宅・都市

整備公団を廃止し、賃貸住宅の建設を都心部の再開発と一体となったごく一部の地域に限定し、その中心的業務を、ゼネコンと不動産会社、金融機関など大企業に奉仕するための都市基盤整備に重点を移そうとしています。このことは、住まいを人権として保障しなければならない政府の重大な責任を放棄するものであることを厳しく指摘しなければなりません。

国民の住生活を保障するために政府、公共が果たす役割は終わったという認識なのか、明確な答弁を求めるものであります。

特に、ファミリー向けの賃貸住宅の供給は、民間ではほとんど行われていません。それは、ワンルームマンションなどと比べても、採算が成り立ちにくいからであります。このような状況があるにもかかわらず、賃貸住宅、特に家族向け賃貸住宅は民間任せにしようというのですか。また、住宅に困窮している、公共賃貸住宅を求める国民に対して、政府はどのような対策をお持ちになっているのか、はっきりお答えください。

第二に、本法案による新公団が、大手ゼネコンなど大企業のための仕事づくりである、都市基盤整備を中心業務にしようとしていることについて質問いたします。

特に重大なのは、新公団が、ゼネコンや金融機関がバブル崩壊で塩漬けになった不良債権、つまり売れ残った虫食い状態の土地や工場跡地などの、いわゆる低未利用地を大量に購入、取得しようとしていることでもあります。これは明らかに、税金投入による大企業のためのバブルの後始末で

はありませんか。

既に公団は、先取的に、土地有効利用事業と称する不良債権の取得事業を進めており、九八年度の補正予算で、三千億円の購入枠も認められているのであります。この事業の実態について、私が独自に入手した公団内部資料土地情報受付物件によれば、銀行やゼネコン、共同債権買取機構、住宅金融債権管理機構などから持ち込まれた土地を公団が取得対象にしているのであります。しかも、この事業を推進している土地有効利用事業本部には、銀行、ゼネコン、不動産、コンサル会社などの合計百九十一人の社員が外向しているのであります。そして、まさにその土地の所有者や、持ち込んでいる銀行、ゼネコンなどが、公団に社員を外向させている当の企業であることは、余りにも露骨な癒着ではありませんか。従来から、公団の癒着体質が指摘され、それが放漫経営の要因と指摘されてきました。事ここに及んでも、このような癒着を続けるのですか。明確にお答えください。

これらの持ち込み土地には、土地に設定されている抵当権の債権額を合計すると、公団の見積もった土地評価額の十一・六倍に達するものもある、中には、十社以上が抵当権を設定している土地や、バブルのどさくさで隣地との境界線がどこにあるのかはっきりしない土地さえあると報道されています。いわば、問題のある土地を取得対象にしているのではありませんか。このような土地取得は、不良債権の民間から公団への移しかえだけに終わり、結局、国民へのツケ回しになるのは

明らかではありませんか。

一体、この土地有効利用事業本部は何をしようとしているのか、この際、その全貌を明らかにすることを求めたいします。大企業の不良債権処理を国民の血税を使って行うことを直ちにやめるべきではありませんか。答弁を求めるものであります。

第三に、新公団設立による家賃、建てかえなど、住宅の管理について質問いたします。

とりわけ、本法案によって、七十二万戸、二百万人を超える現在の居住者に影響が与えられることとあります。重大なのは、家賃は市場家賃を基準にして決定することを明確にしたこととあります。

この措置によって、家賃は三つの体系ができることとなります。すなわち、新規、空き家の入居家賃は民間並みの市場家賃に、現在住んでいる居住者の家賃、継続家賃は市場家賃を上回らない程度まで一斉に値上げされる、さらに六十五歳以上の高齢者や低所得者に対しては減免家賃が適用されるとされています。しかし、この減免家賃の実態は、建設省の説明でも、現行家賃を上回るものがほとんどであります。市場家賃に近づけるのを一定程度緩和するだけであり、減免措置とはほど遠いものであります。

結局のところ、これらの措置によって、多くの居住者が高家賃にたえられなくなつて、住みなれた住居と地域から出ていかざるを得なくなるのではありませんか。また、新規家賃は高家賃となり、入居する人が少なく、再び空き家がふえるの

ではないですか。そうならない保証はあるのですか。

既にさまざまな調査で明らかのように、公団居住者は高齢化、低所得化しています。全国公団住宅自治会協議会がことし三月発表した実態調査によっても、世帯主の年齢が六十歳以上が三九・一%に上り、中でも女性の世帯主が増加しています。年間の世帯収入も六百四十万円未満は五三・四%を占め、年金収入が大部分を占める世帯が二〇・一%になっているのであります。その結果、公団住宅に長く住み続けたいとする世帯が七四%、そのうち九割が家賃の値上げや高家賃に不安を抱いているのであります。

これらの声にどのようにお答えになるのか、明確な答弁を求めるものであります。

建設省、公団は、昭和三十年代に管理開始した住宅約十七万戸を対象に、建てかえ事業を行ってきました。しかし、それは居住者の要望に反し、建てかえ後家賃が三倍、四倍になるなど、従前居住者が住みなれた住宅を出ていかざるを得ないような、まことに情け容赦ない事業であると言わなければなりません。

本法案で、建てかえ事業は新公団に引き継がれ、今まで公団の任意事業であったものが法律に明記されることになったのであります。法制化されることで、強権的な追い出しが一層推し進められることにならないか、答弁を求めるものであります。

最後に、住都公団が、この間、国民の住生活を向上させるのではなく、もうけ主義に走り、その

利権、癒着構造によって国民の要望に背を向けてきたことに触れざるを得ません。

新規賃貸、分譲住宅の高家賃化と高額化、建てかえ後家賃の途方もない高家賃、継続居住者家賃の三年ごとの値上げ、開発しても需要のない土地取得によるむだの発生、本来の役割を投げ捨て、大企業のオフィス向け都市再開発に重点を移し、バブル崩壊で空きビルをつくるなど、数々の愚挙を繰り返してきました。

それは、経営者が建設省などの天下り官僚によって占められ、建設省の厳しい管理体制の中でつくられた、居住者や国民に顔を向けない、官僚的体質によって生み出されたものであります。関連会社を多数つくり、そこに幹部が天下りし、公団の関連事業を独占して、巨大利益を上げ、甘い汁を吸うなどという経営姿勢は、到底世論の支持を受けるものではありません。そこに財界が目をつけ、猛烈な公団バッシングを行い、国民の中に、民間の方がまだしもまだという世論形成を行ってきたのであります。

これまで、日本共産党は、勤労者が入居可能な適切な家賃と良好な居住水準、機能、環境を持った賃貸住宅の供給、住宅に困窮する人々が支払い可能な、現居住者が住み続けることができる家賃にする、住民追い出しの強権的建てかえではなく、徹底した情報公開の中で、住民合意、住民参加で、建てかえ後も住み続けることができる家賃にする、不明朗な公団運営、公団経営にメスを入れ、民主的な運営という建設的提案を行い、国会論戦や居住者の運動を通じて、その実現に努力し

てきました。

本法案の審議に当たり、我が党の提案による新公団の実現こそが国民、居住者の声であることを強調して、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣小淵恵三君登壇)

○内閣総理大臣(小淵恵三君) 中島武敏議員にお答え申し上げます。

まず、国民住生活の充実における政府、公団の役割についてのお尋ねがありました。

新公団におきましては、大都市地域等における健康で文化的な都市生活等の基盤整備として、住宅市街地等の整備改善とともに、政策的に必要な賃貸住宅の供給を積極的に行うこととしており、国民の住生活の充実のため、引き続き重要な役割を果たしていくものと考えております。

家族向け賃貸住宅の供給についてのお尋ねであります。新公団におきまして、良質で利便性が高い賃貸住宅など、政策的に必要な賃貸住宅の供給を積極的に行うこととしておりまして、その実施に当たりましては、家族向け賃貸住宅の需要等にも適切に対応してまいることとしております。

最後に、公団の土地有効利用事業についてのお尋ねでありましたが、我が国経済の活性化を図るとともに、豊かで安心のできる町づくりを推進するためには、土地の流動化と有効利用の促進が極めて重要であると認識をいたしております。この一環として、新公団におきまして、引き続き

土地有効利用事業について適切な推進を図るべきものと考えております。

以上、お答えをいたしました。残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させていただきます。(拍手)

(国務大臣関谷勝嗣君登壇)

○国務大臣(関谷勝嗣君) 私に対します質問は七問でございます。

まず、公的賃貸住宅を求める住宅困窮者に対する対策についてでございますが、大都市圏の借家世帯を中心に居住水準が依然として大きく立ちおくれいておりますので、公営住宅の供給、特定優良賃貸住宅の供給の促進、高齢者向け優良賃貸住宅の本格的整備、新公団による都心居住に資する良質な賃貸住宅の供給等の各般の施策により、良質な公的賃貸住宅の供給を推進してまいりたいと考えております。

次に、公団の土地有効利用事業への民間社員の出向についてのお尋ねであります。土地有効利用事業については、各方面のノウハウを導入しつつ、官民共同で再開発を推進するため、地方公共団体、金融機関、建設業界等から広く人材を受け入れて業務を実施しております。これらの派遣職員については、出身企業に関連する業務を行わないよう措置するとともに、就業規則において業務上の守秘義務を課すなど、適正な業務遂行に万全を期しているところでございます。

次に、土地有効利用事業の情報公開についてであります。同事業では、取得した土地全体の面積、用地費の総額のほか、個別の所在地、面積、

物件の概要、整備の方向等について公表するとともに、相手方の同意が得られた場合には、町名、地番、契約相手先についても公表するなど、プライバシーの保護や事業の円滑な実施の妨げにならない範囲内で、極力情報公開を行っております。

新公団の新規、継続、減免家賃の水準についてでございますが、公団賃貸住宅の新規入居家賃は、近傍同種の住宅の家賃と均衡を失わないよう定めることとしており、これは、現実の需要に適切に対応しようとするものであります。また、継続家賃を変更する場合は、その居住の安定に配慮するため、近傍同種の住宅の家賃に加え、変更前の家賃等も総合的に勘案して適切に定め、特に、低所得の六十五歳以上の高齢者世帯、母子世帯、心身障害者世帯、生活保護世帯については、一般の方よりもさらに居住の安定に特別の配慮をすることとしております。

次に、新規家賃が高家賃となり、空き家の増加をもたらすのではないかとということでございますが、新規に募集する賃貸住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃と均衡を失しないよう定めることとしておりますが、これは、現実の需要に対応し、市場で受け入れられている家賃であり、これにより入居者が減少し、空き家の増加をもたらすというのではないかと考えております。

次に、公団賃貸住宅の居住者団体の調査結果についてでございますが、居住者の方々の多くが公団賃貸住宅に住み続けたいという希望を有しておられることは認識しており、現に居住している方の継続家賃を変更する場合には、その居住の安定

平成十一年四月二十七日 衆議院會議録第二十六号 議長の報告

最後に、建てかえ規定の制度の趣旨についてでございますが、建てかえの規定を法定化した目的は、その要件や手続を明確にし、家賃の減額や公営住宅の併設、入居のあっせんなどの措置を定めることにより、居住者の居住の安定を図ることにあります。具体の建てかえの実施に当たっては、入居者の方々の理解を求めつつ、事業の円滑な実施を図ってまいる所存でございます。

以上でございます。(拍手)
○副議長(渡部恒三君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(渡部恒三君) 本日は、これにて散会いたします。
午後三時三十分散会

出席国務大臣

出席政府委員

内閣総理大臣	小淵 恵三君
外務大臣	高村 正彦君
大蔵大臣臨時代理	柳沢 伯夫君
国務大臣	有馬 朗人君
建設大臣	関谷 勝嗣君
国務大臣	野中 広務君
国務大臣	野呂田芳成君

建設大臣官房総務審議官 小川 忠男君

建設省都市局長 山本 正堯君

○議長(渡部恒三君)の報告

(政府委員承認)

一、去る二十二日、伊藤議長は、小淵内閣総理大臣申し出の次の者を、第百四十五回国会政府委員に任命することを承認した。

(政府委員任命)

一、去る二十二日、小淵内閣総理大臣から伊藤議長あて、二十二日議長において承認した川崎義徳を、同日第百四十五回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(政府委員退任)

一、去る二十二日、小淵内閣総理大臣から伊藤議長あて、第百四十五回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

記

異動前の官職名	氏 名	異動後の官職名	異 動
公書等調整委員会委員長職務代理	文田 久雄	(自然消滅)	平二・四・三

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

補欠

農林水産委員	農林水産委員
木部 佳昭君	小島 敏男君
小島 敏男君	水野 賢一君

水野 賢一君 木部 佳昭君

環境委員

萩山 教蔵君

補欠

米田 建三君

議院運営委員

西川太一郎君

補欠

西野 陽君

一、去る二十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

大蔵委員

辞任

補欠

河井 克行君

大野 松茂君

桜井 新君

松本 純君

中野 正志君

吉川 貴盛君

渡辺 喜美君

今村 雅弘君

綿貫 民輔君

佐田玄一郎君

玉置 一弥君

吉田 治君

大口 善徳君

石田幸四郎君

若松 謙維君

白保 台一君

大野 松茂君

田村 憲久君

今村 雅弘君

渡辺 喜美君

佐田玄一郎君

綿貫 民輔君

田村 憲久君

河井 克行君

松本 純君

桜井 新君

吉川 貴盛君

中野 正志君

吉田 治君

玉置 一弥君

石田幸四郎君

大口 善徳君

白保 台一君

若松 謙維君

科学技術委員 辞任 補欠 佐々木洋平君

佐々木洋平君 中西 啓介君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十二日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

補欠

相沢 英之君

松本 純君

大島 理森君

林 義郎君

宮島 大典君

小野寺五典君

木島日出夫君

春名 真章君

小野寺五典君

宮島 大典君

林 義郎君

大島 理森君

松本 純君

相沢 英之君

春名 真章君

木島日出夫君

一、去る二十三日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

日米防衛協力のための指針に関する特別委員

辞任

補欠

相沢 英之君

松本 純君

河井 克行君

大野 松茂君

阪上 善秀君

渡辺 具能君

萩山 教蔵君

御法川英文君

宮島 大典君

岩永 峯一君

若松 謙維君

白保 台一君

辻元 清美君

知久馬三子君

大野 松茂君

吉川 貴盛君

吉川 貴盛君

砂田 圭佑君

砂田 圭佑君

田中 和徳君

岩永 峯一君

宮島 大典君

田中 和徳君 河井 克行君
松本 純君 相沢 英之君
御法川英文君 萩山 教蔵君
渡辺 具能君 阪上 善秀君
白保 台一君 若松 謙維君
知久馬 三子君 辻元 清美君

一、昨二十六日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
日米防衛協力のための指針に関する特別委員

辞任

補欠

大島 理森君 丹羽 雄哉君
桜田 義孝君 渡辺 博道君
東中 光雄君 児玉 健次君
渡辺 博道君 桜田 義孝君
児玉 健次君 東中 光雄君

(議案提出)

一、去る二十三日、議員から提出した議案は次のとおりである。

特定化学物質の排出量等の公開等に関する法律
案(佐藤謙一郎君外四名提出)

一、昨二十六日、議員から提出した議案は次のとおりである。

住宅・都市整備公団法の一部を改正する法律案
(鉢呂吉雄君外一名提出)

(議案付託)

一、去る二十二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約の締結につ

いて承認を求めるの件(条約第一〇号)

外務委員会 付託

一、昨二十六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

特定化学物質の排出量等の公開等に関する法律
案(佐藤謙一郎君外四名提出、衆法第一六号)

商工委員会 付託

(議案送付)

一、去る二十二日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案

環境事業団法の一部を改正する法律案
国民金融公庫法の一部を改正する法律案

海岸法の一部を改正する法律案
電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案

司法制度改革審議会設置法案
一、昨二十六日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

特定化学物質の排出量等の公開等に関する法律
案(佐藤謙一郎君外四名提出)

住宅・都市整備公団法の一部を改正する法律案
(鉢呂吉雄君外一名提出)

(答弁書受領)

一、去る二十三日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員山本孝史君提出外国籍旧日本軍軍人・軍属の補償に関する質問に対する答弁書

平成十一年三月十八日提出

質問 第二二一 号

外国籍旧日本軍軍人・軍属の補償に関する質問主意書

提出者 山本 孝史

外国籍旧日本軍軍人・軍属の補償に関する質問主意書

質問主意書

先の大戦中に、旧日本軍の軍人・軍属として従軍しながら恩給等を支給されていない韓国籍の人々の問題は、昨年の東京高裁判決が指摘するまでもなく積年の課題である。

本年三月九日の衆議院内閣委員会において、民主党の佐々木秀典議員らの質問に対し、官房長官は「内閣においても、この問題に前向きに対処する協議をやってみたい」と発言した。また、同日午後定例記者会見においても官房長官は同様の趣旨の発言を行ったと報道されている。

他方三月十六日の参議院予算委員会では、総理大臣は「ひとつの問題意識として勉強させて頂きたい」と発言するにとどまり、この答弁からは、内閣が一体としてこの問題に取り組もうとしているのかどうかはまだ明確ではない。

この問題の何らかの救済措置を早急に行うべきとの観点から、以下質問する。

一 一連の官房長官の発言どおり、内閣として何らかの救済措置を検討しているという理解で良いか。

二 この検討は、いつごろをめぐって結論を出す所存か、答えよ。

三 救済は、法律改正だけにこだわることなく、何らかの人的・道義的観点からの措置を考慮すべきと考えるが、どうか。

右質問する。

内閣衆質一四五第二二号

平成十一年四月二十三日

内閣総理大臣 小淵 恵三

衆議院議長 伊藤 一郎殿

衆議院議員山本孝史君提出外国籍旧日本軍軍人・軍属の補償に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員山本孝史君提出外国籍旧日本軍軍人・軍属の補償に関する質問に対する答

弁書

一 について

韓国籍の旧日本軍軍人、軍属の方々の補償に

関する問題については、現行制度の考え方や内容、我が国と大韓民国との間の請求権処理の経緯との関係等、本件に対処するに当たつての種々の問題点につき、検討を行っているところである。

なお、我が国と大韓民国との間においては、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定(昭和四十年条約第二十七号)が締結され、両国及びその国民の間の財産、権利及び利益並びに請求権の問題は、在日韓国人に係るものを含め、日韓両国間では法的には完全かつ最終的に

解決されたことが確認されている。

二について

結論を出す時期については、未定である。

三について

恩給法(大正十二年法律第四十八号)又は戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百二十七号)の改正により御指摘の措置を講ずることは考えていないが、一について述べたとおり、本件に対処するに当たつての種々の問題点につき、検討を行っているところである。

(答弁通知書受領)

一、去る二十三日、内閣から、衆議院議員佐藤謙一郎君提出ダム事業に伴う生活再建関連事業に関する再質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十一年六月十四日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

学校教育法等の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成十一年三月九日

内閣総理大臣 小淵 恵三

学校教育法等の一部を改正する法律
(学校教育法の一部改正)

第一条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。
第五十五条の二の次に次の一条を加える。

第五十五条の三 大学は、文部大臣の定めるところにより、当該大学の学生(第五十五条第二項に規定する課程に在学するものを除く。)

で当該大学に三年(同条第一項ただし書の規定により修業年限を四年を超えるものとする)の学生にあっては、三年以上で文部大臣の定める期間)以上在学したもの(これに準ずるものとして文部大臣の定める者を含む。)が、卒業の要件として当該大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、同項の規定にかかわらず、その卒業を認めることができる。

第五十八条第二項中「副学長」の下に、「学部長を加え、同条第三項中「掌り」をつかさどり」に改め、同条第四項の次に次の一項を加える。

学部長は、学部に関する校務をつかさどる。

第六十六条を次のように改める。

第六十六条 大学院を置く大学には、研究科を置くことを常例とする。ただし、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切である場合においては、文部大臣の定めるところにより、研究科以外の教育研究上の基本となる組織を置くことができる。

第六十八条の三中「副学長」の下に、「学部長」を加える。

第六十七条の二中「(第五十三条の下に)及び第六十六条」を加え、「における大学の学部には、」を「において、大学の学部には」に改め、

「組織を」の下に「含み、大学の大学院の研究科には第六十六条ただし書に規定する組織を」加える。

(国立学校設置法の一部改正)

第二条 国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七条」を「第七条の八」に、「第七条の二」第七條の五」を「第七条の九」第七條の十一」に、「第七条の六」を「第七条の十二」に改める。

第二章の三中第七條の六を第七條の十二とする。

第二章の二中第七條の五を第七條の十一とし、第七條の三及び第七條の四を削り、同章中第七條の二を第七條の九とし、同条の次に次の一条を加える。

(評議会及び教授会の特例)

第七條の十 筑波大学に対する第七條の三及び第七條の四の規定の適用については、第七條

の三第二項第二号中「学部長」とあるのは「学群の長」と、同条第三項第一号中「学部」とあるのは「学群、学系、学類」と、同条第五項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項(第五号に掲げる事項を除く。）」と、同項第四号中「学部、学科」とあるのは「学群、学系、学類」と、第七條の四第一項第一号中「学部」とあるのは「学群」と、同項第四号中「教養部」とあるのは「教養部及び学系」と、同条第四項第一号中「学部」とあるのは「学群」とする。

第二章中第七條の次に次の七條を加える。

(運営諮問会議)

第七條の二 国立大学(国立短期大学(国立大学に併設されるものを除く。))を含む。次項において同じ。に、運営諮問会議を置く。

2 運営諮問会議は、委員若千人で組織し、その委員は、当該国立大学の職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するものの中から、学長の申出を受けて文部大臣が任命する。

3 運営諮問会議は、次に掲げる事項について、学長の諮問に応じて審議し、及び学長に対して助言又は勧告を行う。

一 大学の教育研究上の目的を達成するための基本的な計画に関する重要事項

二 大学の教育研究活動等の状況について当該大学が行う評価に関する重要事項

三 その他大学の運営に関する重要事項

(評議会)

第七條の三 国立大学に、評議会を置く。ただし、一個の学部のみを置く国立大学(当該学部以外に次項第二号の文部省令で定める大学院の研究科又は大学附置の研究科を置くものを除く。及び第三條の三第一項の国立大学(以下「国立大学院大学」という。))で一個の研究科のみを置くもの(当該研究科以外に大学附置の研究科を置くものを除く。))にあつては、この限りでない。

2 評議会の評議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 学長

二 学部長、国立大学院大学の大学院の研究科その他の文部省令で定める大学院の研究科の長、教養部の長及び大学附置の研究所の長

三 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二条第三項に規定する部局長(前号に掲げるものを除く。)のうち文部省令で定めるところにより当該国立大学が定める者
3 前項各号に掲げる者のほか、評議会の定めるところにより、次に掲げる者を評議員に加えることができる。

一 学部、前項第二号の文部省令で定める大学院の研究科、教養部及び大学附置の研究科のうち評議会が定めるもの(ことに当該組織から選出される教授
二 評議会の議に基づいて学長が指名する教員

4 第二項第三号及び前項の評議員は、学長の申出に基づいて文部大臣が任命する。
5 評議会は、次に掲げる事項について審議し、並びにこの法律及び教育公務員特例法の規定によりその権限に属させられた事項を行う。

一 大学の教育研究上の目的を達成するための基本的な計画に関する事項
二 学則その他重要な規則の制定又は改廃に関する事項
三 大学の予算の見積りの方針に関する事項
四 学部、学科その他の重要な組織の設置又

は廃止及び学生の定員に関する事項

五 教員人事の方針に関する事項
六 大学の教育課程の編成に関する方針に係る事項

七 学生の厚生及び補導に関する事項

八 学生の入学、卒業又は課程の修了その他その在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
九 大学の教育研究活動等の状況について当該大学が行う評価に関する事項

十 その他大学の運営に関する重要事項

6 評議会に議長を置き、学長をもつて充てる。
7 議長は、評議会を主宰する。

(教授会)

第七條の四 次に掲げる国立大学の組織に、教授会を置く。

一 学部

二 国立大学院大学の大学院の研究科

三 前条第二項第二号の文部省令で定める大学院の研究科(前号に掲げるものを除く。)

四 教養部

五 大学附置の研究所

2 次に掲げる国立大学の組織に、当該国立大学の定めるところにより、教授会を置くことができる。

一 大学院の研究科(前項第二号及び第三号に掲げるものを除く。)で専任の教授を置くもの
二 第十三条の規定に基づき置かれる組織で

専任の教授を置くもの

3 前項各号に掲げる組織に教授会を置かない場合にあつては、当該組織の専任の教授は、第一項各号に掲げる組織のうち当該国立大学が定めるものに置かれる教授会に所属するものとする。

4 第一項及び第二項の教授会は、次の各号(第一項第四号及び第五号並びに第二項第二号に掲げる組織に置かれる教授会にあつては、第三号)に掲げる事項について審議し、及び教育公務員特例法の規定によりその権限に属させられた事項を行う。

一 学部又は研究科の教育課程の編成に関する事項

二 学生の入学、卒業又は課程の修了その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項

三 その他当該教授会を置く組織(前項の規定により第二項各号に掲げる組織の教授が所属することとされた教授会を置く組織にあつては、当該各号に掲げる組織を含む。)の教育又は研究に関する重要事項

5 評議会を置かない国立大学にあつては、第一項第一号又は第二号に掲げる組織に置かれる教授会は、前項各号に掲げる事項のほか、前条第五項各号(第六号及び第八号を除く。)

に掲げる事項について審議する。
6 教授会に議長を置き、当該教授会を置く組織の長(評議会を置かない国立大学の第一項第一号又は第二号に掲げる組織でその長を置

かないものにあつては、学長)をもつて充てる。

7 議長は、教授会を主宰する。

(国立短期大学の教授会)

第七條の五 国立短期大学に、教授会を置く。

2 前項の教授会は、次に掲げる事項について審議し、及び教育公務員特例法の規定によりその権限に属させられた事項を行う。

一 短期大学の教育課程の編成に関する事項

二 学生の入学、卒業その他その在籍に関する事項
三 その他短期大学の教育及び研究に関する重要事項

3 第一項の教授会については、前条第五項から第七項までの規定を準用する。この場合において、同条第六項中「当該教授会を置く組織の長(評議会を置かない国立大学の第一項第一号又は第二号に掲げる組織でその長を置

かないものにあつては、学長)」とあるのは、「学長」と読み替へるものとする。

(議事の手続等)

第七條の六 前四条に定めるもののほか、運営諮問会議、評議会及び教授会の議事の手続その他これらの組織に関し必要な事項は、文部省令で定める。

(国立大学等の運営の基準)

第七條の七 国立大学及び国立短期大学は、当該国立大学又は国立短期大学の教育研究上の目的を達成するため、学部その他の組織の一体的な運営により、その機能を総合的に發揮

するようになければならない。

(教育研究等の状況の公表)

第七条の八 国立大学及び国立短期大学は、文部省令で定めるところにより、当該国立大学又は国立短期大学の教育及び研究並びに組織及び運営の状況を公表しなければならない。

(教育公務員特例法の一部改正)

第三条 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第二条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 この法律で「評議会」とは、国立大学にあつては国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)第七条の三に規定する評議会をいい、公立大学にあつてはその大学を設置する地方公共団体の定めるところにより学長、学部長その他の者で構成する会議をいう。

第四条第一項中「とし、その選考は、大学管理機関が行う」とするに改め、同条第二項中「前項の選考は、学長については、学長の採用のための選考は、」すぐれ、且つを「優れ、かつに、」大学管理機関の定める基準により、学部長については、当該学部の教授会の議に基づき、教員及び学部長以外の部局長については、大学管理機関の定める基準により、行わなければならない」とを「評議会(評議会を置かない大学にあつては、教授会。以下同じ)の議に基づき学長の定める基準により、評議会が行う」に改め、同条に次の四項を加える。

3 学部長の採用のための選考は、当該学部の

教授会の議に基づき、学長が行う。

4 学部長以外の部局長の採用のための選考は、評議会の議に基づき学長の定める基準により、学長が行う。

5 教員の採用及び昇任のための選考は、評議会の議に基づき学長の定める基準により、教授会(国立学校設置法第二章の二の規定によりその組織が定められた大学にあつては、人事委員会。第十二条第一項において同じ)の議に基づき学長が行う。

6 前項の選考について教授会が審議する場合において、その教授会が置かれる組織の長は、当該大学の教員人事の方針を踏まえ、その選考に関し、教授会に対して意見を述べることが出来る。

第五条第一項中「大学管理機関を」学長及び教員にあつては評議会、部局長にあつては学長に改め、同条第二項中「大学管理機関を」評議会及び学長に、「当つては」を「当たつては」に改め、同条第三項及び第四項中「大学管理機関を」評議会及び学長に改め、同条第五項中「大学管理機関を」学長及び教員にあつては評議会、部局長にあつては学長に改める。

第六条第一項中「大学管理機関を」学長及び教員にあつては評議会、部局長にあつては学長に改める。

第七条及び第八条中「大学管理機関を」評議会の議に基づき学長に改める。

第九条第一項中「大学管理機関を」学長及び教員にあつては評議会、部局長にあつては学

長に改める。

第十条中「大学管理機関を」学長に、「基いて」を「基づいて」に改める。

第十一条第一項中「大学管理機関を」評議会の議に基づき学長に改め、同条第二項中「第二十一条の第三第一項並びに地方公務員法を」第二十一条の第四第一項並びに同法に、「大学管理機関を」評議会の議に基づき学長に改める。

第十二条第一項中「大学管理機関を」学長にあつては評議会、教員及び学部長にあつては教授会の議に基づき学長、学部長以外の部局長にあつては学長に改め、同条第二項中「大学管理機関を」評議会の議に基づき学長に改める。

第二十五条を次のように改める。

第二十五条 削除

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

(学校教育法の一部改正に伴う経過措置)

2 第一条の規定による改正後の学校教育法第十五条の三の規定は、この法律の施行の日前から引き続き大学に在学する者(同日前に大学に在学し、同日以後に再び大学に在学することとなつた者のうち、文部大臣の定める者を含む)については、適用しない。

(国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法の一部改正)

3 国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法(昭和五十七年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項及び第三条第二項中「大学管理機関を」教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二条第四項に規定する評議会(評議会を置かない大学にあつては、教授会)の議に基づき学長に改める。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

(大学の教員等の任期に関する法律の一部改正)

4 大学の教員等の任期に関する法律(平成九年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「大学管理機関(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第四条第二項に規定する大学管理機関をいい、同法第二十五条第一項第二号の規定により読み替えられたものを含む。次項において同じ)は」を「学長は、教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二条第四項に規定する評議会(評議会を置かない大学にあつては、教授会)の議に基づき」に改め、同条第二項中「大学管理機関を」学長に改める。

第六条中「大学管理機関(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第四条第二項に規定する大学管理機関をいい、同法第二十五条第一項第二号の規定により読み替えられたものを含む。次項において同じ)とあるのは」文部省令で定めるところにより任命権者」を「学長は、

教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二条第四項に規定する評議会(評議会を置かない大学にあつては、教授会)の議に基づきとあるのは「文部省令で定めるところにより任命権者は」に、「大学管理機関」を「学長」に改める。

理 由

大学制度の弾力化を推進するため、所定の単位を優秀な成績で修得した者について三年以上の在学中で大学の卒業を認めることができる制度を設け、及び大学院を置く大学に研究科以外の教育研究上の基本となる組織を置くことができるようにするとともに、大学の組織及び運営体制を整備するため、大学における学部長の設置並びに国立大学における運営諮問会議及び評議会の設置に関する規定を整備し、並びに国立大学の学部等に置かれる教授会についてその所掌事務を定め、あわせて国立大学の教員の採用等のための選考における学部長等の役割を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

学校教育法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、大学制度の弾力化を推進し、大学の組織及び運営体制を整備するため、学校教育法、国立学校設置法及び教育公務員特例法の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 学校教育法の一部改正

(一) 大学は、文部大臣の定めるところにより、卒業要件として当該大学の定める単位を優秀な成績で修得した者について、三年以上の在学中でその卒業を認めることができるものとする。

(二) 大学に学部長を置くことができるものとし、学部長は学部に関する校務をつかさどるものとする。

(三) 大学院を置く大学には、研究科を置くことを常例とする。同時に、文部大臣の定めるところにより、研究科以外の教育研究上の基本となる組織を置くことができるものとする。

2 国立学校設置法の一部改正

(一) 国立大学に、大学の基本的な計画に関する重要事項について、学長の諮問に依りて審議し、及び学長に対して助言又は勧告を行うため、当該大学の職員以外の若者十名で組織する運営諮問会議を置くものとする。

(二) 国立大学に、大学の基本的な計画に関する事項その他大学の運営に関する重要事項について審議等するため、学長、学部長等で組織する評議会を置くものとする。

(三) 国立大学の学部等に教授会を置き、教授会は学部等の教育課程の編成に関する事項その他の学部の教育研究に関する重要事項について審議をすること。

(四) 国立大学は、学部等の組織の一体的な運営により、その機能を総合的に發揮するようにし、また、当該大学の教育研究及び組織運営の状況を公表しなければならないものとする。

3 教育公務員特例法の一部改正

(一) 教授会が教員の採用及び昇任のための選考について審議する場合には、学部長等は、当該選考に関する意見を教授会に対して述べることができるものとする。

(二) 学長、教員及び部局長の採用のための選考の方法等に係る学長、評議会及び教授会のそれぞれの所掌事務に関する規定を整備すること。

4 施行期日等

(一) この法律は、平成十二年四月一日から施行するものとする。

(二) 国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法及び大学の教員等の任期に関する法律について、所要の規定を整備すること。

(三) その他所要の経過措置を定めること。

二 議案の可決理由

本案は、大学制度の弾力化を推進し、大学の組織及び運営体制を整備するため、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成十一年四月二十二日

文教委員長 小川 元

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

(別紙)

学校教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府及び関係者は、新たな時代の要請に応え、大学における教育研究の自主性に留意しつつ、大学改革を積極的に推進するため、この法律の実施に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 三年以上の在学中で大学の卒業が認められる在学期間の特例については、安易な運用により大学教育の質の低下を招くことにならないよう、本法の趣旨に沿った制度の適正な運用の確保に努めること。

二 大学の運営に当たって、学長が評議会の審議を尊重し、また、学部の運営に当たって、学部長が教授会の審議を尊重するなど、適正な運用が確保されるよう努めること。

三 運営諮問会議については、その制度の運用に当たって、大学の教育研究の自主性を尊重しつつ、広く各界から大局的な見地からの意見を取り入れ得るよう配慮すること。

四 大学等高等教育機関の改革推進のため、財政措置を含む必要な諸条件の整備に努めること。

日本政策投資銀行法案

右

国会に提出する。

平成十一年二月九日

内閣総理大臣 小淵 恵三

日本政策投資銀行法

目次

- 第一章 総則(第一条—第七条)
- 第二章 役員及び職員(第八条—第十九条)
- 第三章 業務(第二十条—第二十六条)
- 第四章 財務及び会計(第二十七条—第四十八条)
- 第五章 監督(第四十九条—第五十条)
- 第六章 雑則(第五十一条—第五十二条)
- 第七章 罰則(第五十三条—第五十五条)

第一章 総則

(目的)

第一条 日本政策投資銀行は、経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に資するため、一般の金融機関が行う金融等を補充し、又は奨励することを旨とし、長期資金の供給等を行い、もって我が国の経済社会政策に金融上の寄与をすることを目的とする。

(法人格)

第二条 日本政策投資銀行は、法人とする。

(事務所)

第三条 日本政策投資銀行は、主たる事務所を東京都に置く。

2 日本政策投資銀行は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第四条 日本政策投資銀行の資本金は、附則第六条第四項及び第七条第四項の規定により政府から出資があつたものとされた金額の合計額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、日本政策投資銀行に追加して出資することができる。

3 日本政策投資銀行は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

(登記)

第五条 日本政策投資銀行は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第六条 日本政策投資銀行でない者は、日本政策投資銀行という名称を用いてはならない。

2 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第六条第二項の規定は、日本政策投資銀行には適用しない。

(民法の準用)

第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、日本政策投資銀行について準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第八条 日本政策投資銀行に、役員として、総裁一人、副総裁二人、理事十二人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第九条 総裁は、日本政策投資銀行を代表し、その業務を総理する。

2 副総裁は、総裁の定めるところにより、日本政策投資銀行を代表し、総裁を補佐して日本政策投資銀行の業務を掌理し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、総裁の定めるところにより、日本政策投資銀行を代表し、総裁及び副総裁を補佐して日本政策投資銀行の業務を掌理し、総裁及び副総裁に事故があるときは総裁の職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員のときは総裁の職務を行う。

4 監事は、日本政策投資銀行の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、総裁又は主務大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命)

第十条 総裁及び監事は、内閣総理大臣が任命する。

2 副総裁は、内閣総理大臣の認可を受けて、総裁が任命する。

3 理事は、総裁が任命する。

(役員の任期)

第十一条 総裁及び副総裁の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格事項)

第十二条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)は、役員となることができない。

(役員の解任)

第十三条 内閣総理大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 内閣総理大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その役員を解任することができる。

一 この法律、この法律に基づく命令又はこれらの法令に基づいてする内閣総理大臣若しくは主務大臣の命令に違反したとき。

二 刑事事件により有罪の判決の言渡しを受けたとき。

三 破産の宣告を受けたとき。

四 心身の故障により職務を執ることができないとき。

3 内閣総理大臣は、日本政策投資銀行の副総裁又は理事が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、総裁に対しその役員の解任を命ずることができる。

(役員の兼職禁止)

第十四条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、大蔵大臣が役員としての職務の執行に支障がないものと認めて承認したときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十五条 日本政策投資銀行と総裁、副総裁又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合においては、監事が日本政策投資銀行を代表する。

(代理人の選任)

第十六条 総裁、副総裁及び理事は、日本政策投資銀行の職員のうちから、日本政策投資銀行の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁

判外を行爲をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員任命)

第十七条 日本政策投資銀行の職員は、総裁が任命する。

(役員及び職員の地位)

第十八条 日本政策投資銀行の役員及び職員は、刑法明治四十年法律第四十五号その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(役員の給与及び退職手当の支給の基準)

第十九条 日本政策投資銀行は、その役員の給与及び退職手当の支給の基準を社会一般の情勢に適合したものとなるよう定め、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第三章 業務

(業務の範囲)

第二十条 日本政策投資銀行は、第一条に掲げる目的を達成するため、次の業務を行う。

一 経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に資する事業に必要な資金であつて、次に掲げる資金の貸付け、当該資金に係る債務の保証(債務を負担する行爲であつて債務の保証に準ずるものを含む。以下同じ。)、当該資金の調達のために発行される社債(特別の法律により設立された法人で会社でないもの)の発行する債券を含む。以下同じ。の応募その他の方法による取得又は当該資金に係る貸付債権の全部若しくは一部の譲受けを行うこと。ただし、当該貸付けに係る貸付金の償還期限、当該保証に係る債務の履行期限(ただし、当該取得に係る社債の償還期限)ただし、当該取得の日から起算する。及び当該譲受けをした貸付債権に係る貸付金の償還期限(ただし、当該譲受けの日から起算する)は、一年未満のものであつてはならない。

イ 設備の取得(設備の賃借権その他の設備の利用に係る権利の取得を含む。、改良若しくは補修(以下この号において「取得等」という。))に必要な資金、当該設備の取得等に関連する資金、土地の造成(当該造成に必要な土地の取得を含む。))に必要な資金又は既成市街地の整備改善に著しく寄与する事業(住宅の建設に係るもので政令で定めるものを除く。))に係る施設若しくは地域の経済社会の基盤の充実に著しく寄与する施設の建設若しくは整備に必要な資金

ロ イに掲げるもののほか、事業の円滑な遂行に必要な無体財産権その他これに類する権利の取得、人員の確保、役務の受入れ若しくは物品の購入等に必要な資金(経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に特に資する資金として大蔵大臣が定めるものに限る。)、又は高度で新しい技術の研究開発に必要な資金

ハ イ又はロに掲げる資金の返済に必要な資金(イ又はロに掲げる資金の調達のために発行された社債の償還に必要な資金を含む。)

二 経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊

かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に資する事業に必要な資金の出資を行うこと。

三 前二号に掲げるもののほか、前二号の業務を円滑かつ効果的に行うために必要な業務(前二号の業務と密接な関連を有する業務として政令で定めるものに限る。))を行うこと。

四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項に規定する資金の貸付け、債務の保証、社債の取得、債権の譲受け又は出資(以下「貸付け等」という。))は、当該貸付けに係る資金の償還、当該保証に係る債務の履行、当該取得に係る社債の償還、当該譲受けに係る債権の回収又は当該出資に係る事業からの配当の支払を可能とする利益の発生が確実であると認められる場合に限り、行うことができる。

3 第一項の規定により行う資金の貸付けの利率及び債務の保証の利率並びに同項の規定により取得する社債及び譲り受ける貸付債権の利回りは、日本政策投資銀行の収入が支出を償うに足るよう、かつ、一般の金融機関の貸付け若しくは債務の保証の通常条件又は金融市場の動向を勘案して定めるものとする。

(業務の条件)

第二十一条 日本政策投資銀行は、その業務の運営に当たっては一般の金融機関の行う金融等を補完し、又は奨励することとし、これらと競争してはならない。

2 日本政策投資銀行は、一般の金融機関から通常の条件により貸付け若しくは債務の保証を受け、日本政策投資銀行以外の者が応募その他の方法により取得する社債の発行により資金の調

達を行い、又は日本政策投資銀行以外の者から出資を受けるのみでは事業の遂行が困難である場合に限り、貸付け等(貸付債権の譲受けを除く。))を行うことができる。

(中期政策方針)

第二十二條 日本政策投資銀行は、主務大臣が作成した三年間の中期の政策に関する方針(以下「中期政策方針」という。))に従つて、貸付け等を行わなければならない。

2 日本政策投資銀行は、主務大臣の中期政策方針の作成に当たり、主務大臣に意見を述べるこ

とができる。

3 中期政策方針には、日本政策投資銀行が寄与すべき我が国の経済社会政策に関する事項その他の業務に関する重要事項について記載しなければならない。

4 主務大臣は、中期政策方針を作成しようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 前三項の規定は、中期政策方針を変更する場合に準用する。

(投融資指針)

第二十三條 日本政策投資銀行は、中期政策方針に記載された事項を実施するために、政令で定めるところにより、投融資指針(日本政策投資銀行の貸付け等の前提となる政策目的、対象事業その他貸付け等に係る各事業年度の指針をいう。以下同じ。))を作成しなければならない。

2 日本政策投資銀行は、毎事業年度主務大臣が定める日までに当該事業年度に実施予定の投融資指針を主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。

官 報 (号 外)

3 日本政策投資銀行は、投融資指針の変更をしたときは、遅滞なく変更後の投融資指針を主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。

(運営評議員会)

第二十四条 日本政策投資銀行に、運営評議員会を置く。

2 運営評議員会は、中期政策方針に記載された事項に係る業務の実施状況を検討し、その検討結果を総裁に報告する。

3 総裁は、前項の規定により検討結果の報告を受けたときは、その検討結果を主務大臣に報告の上、公表しなければならない。

4 運営評議員会は、評議員八人以内で組織する。

5 評議員は、学識又は経験のある者のうちから、大蔵大臣の認可を受けて、総裁が任命する。

6 評議員の任期は、四年とする。

7 運営評議員会に、会長を置き、総裁の指名によつて、これを定める。

8 会長は、会務を総理する。

(業務方法書)

第二十五条 日本政策投資銀行は、業務開始の際、業務方法書を作成しなければならない。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、大蔵省令で定める。

(業務の委託)

第二十六条 日本政策投資銀行は、銀行その他の金融機関で大蔵大臣が指定するものに對し、その業務の一部を委託することができる。

2 前項の規定により、日本政策投資銀行の業務

の委託を受けた銀行その他の金融機関の役員及び職員でその委託を受けた業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四章 財務及び会計

(事業年度)

第二十七条 日本政策投資銀行の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算)

第二十八条 日本政策投資銀行は、毎事業年度、収入及び支出の予算を作成し、これを大蔵大臣に提出しなければならない。

2 前項の収入は、貸付金の利息、債務保証料、社債の利子、出資に対する配当金その他資産の運用に係る収入及び附属雑収入とし、同項の支出は、事務取扱費、業務委託費、第四十二条第一項又は第二項の規定による借入金金の利子、同条第五項の規定による寄託金の利子、第四十三条第一項又は第四項の規定により発行する銀行債券の利子及び附属諸費とする。

3 大蔵大臣は、第一項の規定により予算の提出を受けたときは、これを検討して必要な調整を行い、閣議の決定を経なければならない。

4 内閣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、その予算を国の予算とともに国会に提出しなければならない。

5 予算の形式及び内容及びその作成及び提出の手續については、大蔵大臣が定める。

第二十九条 前条の予算には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 当該事業年度の事業計画及び資金計画に關

する書類

二 前々年度の損益計算書、貸借対照表及び財産目録

三 前年度及び当該事業年度の予定損益計算書

及び予定貸借対照表

四 その他当該予算の参考となる書類

(予備費)

第三十条 予見し難い事由による支出予算の不足を補うため、日本政策投資銀行の予算に予備費を設けることができる。

(予算の議決)

第三十一条 日本政策投資銀行の予算の国会の議決に關しては、国の予算の議決の例による。

(予算の通知)

第三十二条 内閣は、日本政策投資銀行の予算が国会の議決を経たときは、大蔵大臣を経由して、直ちにその旨を日本政策投資銀行に通知するものとする。

2 日本政策投資銀行は、前項の規定による通知を受けた後でなければ、予算を執行することができない。

3 大蔵大臣は、第一項の規定による通知があったときは、直ちにその旨を会計検査院に通知しなければならない。

(補正予算)

第三十三条 日本政策投資銀行は、予算の作成後に生じた事由に基づき予算に変更を加える必要がある場合には、補正予算を作成し、これに補正予算の作成により変更した第二十九条第一号、第三号及び第四号に掲げる書類(前年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表を除く。)を添え、大蔵大臣に提出することができる。ただ

し、予算の追加に係る補正予算は、予算の作成後に生じた事由に基づき特に緊要となつた場合に限り、作成することができる。

2 第二十八条第二項から第五項まで及び前二条の規定は、前項の規定による補正予算について準用する。この場合において、第二十八条第二項中「前項の収入」とあるのは「第三十三条第一項の補正予算の収入」と、「同項の支出」とあるのは「同項の補正予算の支出」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第三十三条第一項」と読み替へるものとする。

(暫定予算)

第三十四条 日本政策投資銀行は、必要に応じて、一事業年度のうちの一定期間に係る暫定予算を作成し、これに当該期間の事業計画及び資金計画その他当該予算の参考となる事項に関する書類を添え、大蔵大臣に提出することができる。

2 第二十八条第二項から第五項まで、第三十一条及び第三十二条の規定は、前項の規定による暫定予算について準用する。この場合において、第二十八条第二項中「前項の収入」とあるのは「第三十四条第一項の暫定予算の収入」と、「同項の支出」とあるのは「同項の暫定予算の支出」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第三十四条第一項」と読み替へるものとする。

3 暫定予算は、当該事業年度の予算が成立したときは失効するものとし、暫定予算に基づく支出があるときは、これを当該事業年度の予算に基づいてしたものみなす。

(予算の執行)

第三十五条 日本政策投資銀行は、支出予算につ

いては、当該予算に定める目的のほかには使用してはならない。

第三十六条 日本政策投資銀行は、予算で指定する経費の金額については、大蔵大臣の承認を受けなければ、流用することができない。

2 大蔵大臣は、前項の承認をしたときは、直ちにその旨を会計検査院に通知しなければならない。

第三十七条 日本政策投資銀行は、予備費を使用するときは、直ちにその旨を大蔵大臣に通知しなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちにその旨を会計検査院に通知しなければならない。

(財務諸表等)

第三十八条 日本政策投資銀行は、財産目録及び貸借対照表を四月から九月まで及び十月から翌年三月までの半期ごとに作成し、当該書類(以下「財務諸表」という。)に関する監事の意見を付して、当該半期経過後二月以内又は当該事業年度終了後三月以内に、これを大蔵大臣に届け出なければならない。

2 日本政策投資銀行は、前項の規定による財務諸表の届出をしたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに同項の監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、大蔵省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

3 日本政策投資銀行は、決算を完結したときは、遅滞なく、当該事業年度の業務報告書を、各事務所に備えて置き、大蔵省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

平成十一年四月二十七日 衆議院会議録第二十六号 日本政策投資銀行法案及び同報告書

間、一般の閲覧に供しなければならない。

4 第二項に規定する附属明細書及び前項に規定する業務報告書に記載すべき事項は、大蔵省令で定める。

(決算)

第三十九条 日本政策投資銀行は、毎事業年度の決算を翌事業年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

第四十条 日本政策投資銀行は、決算完結後予算の区分に従い、毎事業年度の決算報告書を作成し、当該決算報告書に関する監事の意見を付し、かつ、第三十八条第一項の規定により大蔵大臣に届け出た財務諸表を添え、遅滞なく、これを大蔵大臣に提出しなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の規定により決算報告書及び財務諸表の提出を受けたときは、これを内閣に送付しなければならない。

3 内閣は、前項の規定により決算報告書及び財務諸表の送付を受けたときは、翌事業年度の十一月三十日までにこれを会計検査院に送付し、その検査を経て、国の歳入歳出の決算とともに、国会に提出しなければならない。

4 日本政策投資銀行は、第一項の規定による決算報告書の提出をしたときは、遅滞なく、同項の決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、大蔵省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

5 第一項に規定する決算報告書の形式及び内容については、大蔵大臣が定める。

第四十一条 日本政策投資銀行は、毎事業年度の損益計算上利益が生じたときは、準備金とし

て政令で定める基準により計算した額を積み立てなければならない。

2 前項の準備金は、損失の補てんに充てる場合を除いては、取り崩してはならない。

3 日本政策投資銀行は、毎事業年度の損益計算上の利益金から第一項の規定により準備金として積み立てた額を控除した残額を翌事業年度の五月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

4 政府は、前項の規定による国庫納付金の一部を、政令で定めるところにより、当該事業年度中において概算で納付させることができる。

5 前項に定めるもののほか、第三項の規定による国庫納付金の納付の手続及びその帰属する会計その他国庫納付金に關し必要な事項は、政令で定める。

(資金の借入れ等)

第四十二条 日本政策投資銀行は、第二十条第一項に規定する業務を行うために必要な資金の財源に充てるため、政府から借入金をするることができる。

2 前項に定めるもののほか、日本政策投資銀行は、資金繰りのため必要がある場合その他大蔵省令で定める場合には、銀行その他の金融機関から短期借入金をする事ができる。

3 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、特に必要がある場合として大蔵省令で定める場合には、大蔵省令で定める金額に限り、大蔵大臣の認可を受けてこれを借り換えることができる。

4 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

5 日本政策投資銀行は、第二十条第一項に規定する業務のうち、特定の政策に金融上の寄与をするために必要な資金の財源に充てるため、政令で定めるところにより、寄託金の受入れをすることができる。

(日本政策投資銀行債券の発行)

第四十三条 日本政策投資銀行は、第二十条第一項に規定する業務を行うために必要な資金の財源に充てるため、日本政策投資銀行債券(第四十五条第四項を除き、以下「銀行債券」という。)を発行することができる。

2 日本政策投資銀行は、毎事業年度、政令で定めるところにより、前項の規定による銀行債券の発行に係る基本方針(発行金額、銀行債券の表示通貨、発行市場その他の銀行債券発行に係る方針をいう。)を作成し、大蔵大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 日本政策投資銀行は、第一項の規定により銀行債券を発行したときは、政令で定めるところにより、その旨を遅滞なく大蔵大臣に届け出なければならない。

4 第一項に定めるもののほか、日本政策投資銀行は、銀行債券を失った者に対し交付するため必要があるときは、政令で定めるところにより、銀行債券を発行することができる。

5 第一項又は前項の規定により発行する銀行債券の債権者は、日本政策投資銀行の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

6 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

7 日本政策投資銀行は、銀行債券の発行、償還、利子の支払その他の銀行債務に関する事務の全部又は一部を本邦又は外国の銀行その他の金融機関、信託会社又は証券業者に委託することができる。

8 前各項に定めるもののほか、銀行債券に関し必要な事項は、政令で定める。
(受信限度額及び与信限度額)

第四十四条 第四十二條第一項又は第二項の規定による借入金、現在額及び同条第五項の規定による寄託金の現在額並びに前条第一項の規定により発行する銀行債券の元本に係る債務の現在額の合計額は、第四條に規定する資本金及び第四十一條第一項に規定する準備金の額の合計額の十四倍に相当する額を超えてはならない。
ただし、当該銀行債券については、発行済みのものの借換えのため必要があるときは、一時当該額を超えて発行することができる。

2 第二十條第一項第一号の規定により行う資金の貸付け、保証に係る債務、社債の取得及び譲受けに係る債権の現在額並びに同項第二号の規定により行う出資の現在額の合計額は、第四條に規定する資本金及び第四十一條第一項に規定する準備金の額並びに前項本文の規定による借入れ、寄託金の受入れ及び銀行債券発行の限度額の合計額を超えてはならない。
(政府保証)

第四十五条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三條の規定にかかわらず、予算をもって定める金額の範囲内において、第四十三

條第一項の規定により発行する銀行債券に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)次項、第四項及び附則第八條第一項各号において「外資受入法」という。)第二條の規定により政府が保証契約をすることができ、保証契約をすることができ。

2 前項の予算をもって定める金額のうち、外国を発行地とする本邦通貨をもって表示する銀行債券に係る債務についての金額は、外資受入法第二條第二項に規定する予算をもって定める金額と区別して定めることが困難であるときは、当該金額と合算して定めることができる。

3 政府は、第一項の規定によるほか、日本政策投資銀行が第四十三條第四項の規定により発行する銀行債券に係る債務について、保証契約をすることができ。

4 国際協力銀行法(平成十一年法律第 号)

第四十五条第一項に規定する銀行債券のうち外国を発行地とする本邦通貨をもって表示するものに係る債務について予算をもって定める金額が、同法第四十七條第二項の規定により外資受入法第二條第二項に規定する予算をもって定める金額と合算して定められる場合には、当該銀行債券に係る債務を政府が外資受入法第二條第二項の規定により保証契約をすることができ、保証契約をすることができ。
(余剰金の運用)

第四十六条 日本政策投資銀行は、次の方法によ

るほか、業務上の余剰金を運用してはならない。

一 国債、地方債又は政府保証債(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。)の保有

二 資金運用部への預託

三 日本銀行、銀行その他大蔵大臣の指定する金融機関への預金

四 譲渡性預金証書の保有

五 前各号の方法に準ずるものとして大蔵省令で定める方法

2 前項に規定する方法による余剰金の運用は、安全かつ効率的に行わなければならない。

(会計検査院の検査)

第四十七条 会計検査院は、必要があると認めるときは、第二十六條第一項の規定により日本政策投資銀行からその業務の委託を受けた銀行その他の金融機関(以下「受託者」という。)につき、当該委託を受けた業務に係る会計を検査することができる。

(大蔵省令への委任)

第四十八条 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、日本政策投資銀行の財務及び会計に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

第五章 監督

(監督)

第四十九条 日本政策投資銀行は、主務大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、日本政策投資銀行からの報告又は次条第一項の規定による検査の結果に

基づき、日本政策投資銀行に対して業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第五十条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、日本政策投資銀行若しくは受託者に対して報告をさせ、又はその職員に、日本政策投資銀行若しくは受託者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、受託者に対しては、日本政策投資銀行から委託を受けた業務の範囲内に限る。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雑則

(解散)

第五十一条 日本政策投資銀行の解散については、別に法律で定める。

(主務大臣等)

第五十二条 この法律において主務大臣は、次のとおりとする。

一 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については、大蔵大臣
二 第二十條第一項に規定する業務のうち北海道又は東北地方(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県の区域をいう。)における政令で定めるものに関する事項については、内閣総理大臣及び大蔵大臣

三 第二十条第一項に規定する業務のうち前号に規定する業務以外のものに関する事項については、大蔵大臣

第七章 罰則

第五十三条 第五十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした日本政策投資銀行又は受託者の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした日本政策投資銀行の役員又は職員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により大蔵大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 この法律の規定により大蔵大臣又は主務大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をしなかったとき。

三 第五条第一項の規定に違反して登記することを怠ったとき。

四 第二十条第一項各号に掲げる業務以外の業務を行ったとき。

五 第四十四条第一項の規定に違反して資金の借入れ、寄託金の受入れ若しくは銀行債券の発行をし、又は同条第二項の規定に違反して資金の貸付け、債務の保証、社債の取得、債権の譲受け若しくは出資をしたとき。

六 第四十六条第一項の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

七 第四十九条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

第五十五条 第六条第一項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十七条から第十九条まで及び第二十一条から第六十五条までの規定は、平成十一年十月一日から施行する。

(日本政策投資銀行の設立)

第二条 内閣総理大臣は、日本政策投資銀行の總裁又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された總裁又は監事となるべき者は、日本政策投資銀行の成立の時に、この法律の規定により、それぞれ總裁又は監事に任命されたものとする。

第三条 大蔵大臣は、設立委員を命じて、日本政策投資銀行の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、日本政策投資銀行の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された總裁となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 附則第二条第一項の規定により指名された總裁となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条 日本政策投資銀行は、設立の登記をすることによって成立する。

(日本開発銀行の解散等)

第六条 日本開発銀行(以下「開銀」という。)は、日本政策投資銀行の成立の時に、この法律に

ものとし、その一切の権利及び義務は、附則第十七条の規定による廃止前の日本開発銀行法(昭和二十六年法律第八号。以下「旧開銀法」という。)第八条第二項の規定にかかわらず、その時において日本政策投資銀行が承継する。

2 開銀の平成十一年四月一日に始まる事業年度は、開銀の解散の日の前日に終わるものとする。

3 開銀の平成十一年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに利益金の処分及び国庫納付金については、なお従前の例による。この場合において、旧開銀法第三十三条第一項中「四月から九月まで及び十月から翌年三月までの半期」とあるのは「平成十一年十一月三十日」と、旧開銀法第三十四条中「翌事業年度の七月三十一日」とあるのは「平成十一年十一月三十日」と、旧開銀法第三十五条第三項中「翌事業年度の」とあるのは「平成十二年」と、旧開銀法第三十六条第一項第二号中「千分の三」とあるのは「千分の一・五」と、同条第三項中「翌事業年度の五月三十一日」とあるのは「平成十一年十一月三十日」とする。

4 第一項の規定により日本政策投資銀行が開銀の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における開銀に対する政府の出資金に相当する金額は、日本政策投資銀行の設立に際し政府から日本政策投資銀行に出資されたものとする。

5 第一項の規定により日本政策投資銀行が開銀の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における開銀の準備金に相当する金額(北海道東北開発公庫(以下「北東公庫」という。)の平成十一年四月一日に始まる事業年度終了の日に

道東北開発公庫(以下「北東公庫」という。)の平成十一年四月一日に始まる事業年度終了の日に、当該事業年度の損失又は当該事業年度の繰り越された損失があるときは、当該事業年度の繰り越された損失に相当する額又は当該事業年度の繰り越された損失に相当する額を控除した額)の合計額を控除した残額に相当する金額)は、日本政策投資銀行が第四十一条第一項の規定により準備金として積み立てたものとみなす。

6 第一項の規定により開銀が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(北海道東北開発公庫の解散等)

第七条 北東公庫は、日本政策投資銀行の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において日本政策投資銀行が承継する。

2 北東公庫の平成十一年四月一日に始まる事業年度は、北東公庫の解散の日の前日に終わるものとする。

3 北東公庫の平成十一年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに国庫納付金については、なお従前の例による。この場合において、附則第十七条の規定による廃止前の北海道東北開発公庫法(昭和三十一年法律第九十七号。以下「旧北東公庫法」という。)第二十四条の規定による公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)の適用については、同法第十七条中「翌年度の五月三十一日」とあるのは「平成十一年四月一日」とする。

4 第一項の規定により日本政策投資銀行が開銀の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における開銀に対する政府の出資金に相当する金額は、日本政策投資銀行の設立に際し政府から日本政策投資銀行に出資されたものとする。

5 第一項の規定により日本政策投資銀行が開銀の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における開銀の準備金に相当する金額(北海道東北開発公庫(以下「北東公庫」という。)の平成十一年四月一日に始まる事業年度終了の日に

道東北開発公庫(以下「北東公庫」という。)の平成十一年四月一日に始まる事業年度終了の日に、当該事業年度の損失又は当該事業年度の繰り越された損失があるときは、当該事業年度の繰り越された損失に相当する額又は当該事業年度の繰り越された損失に相当する額を控除した額)の合計額を控除した残額に相当する金額)は、日本政策投資銀行が第四十一条第一項の規定により準備金として積み立てたものとみなす。

6 第一項の規定により開銀が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(北海道東北開発公庫の解散等)

成十一年十一月三十日」と、同法第二十條中「翌年度の」とあるのは「平成十一年」と、旧北東公庫法第二十五條第一項中「翌事業年度の五月三十一日」とあるのは「平成十一年十一月三十日」と、同法第二項中「同項に規定する日の属する会計年度の前年度」とあるのは「平成十一年度」とする。

4 第一項の規定により日本政策投資銀行が北東公庫の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における北東公庫に対する政府の出資金に相当する金額は、日本政策投資銀行の設立に際し政府から日本政策投資銀行に出資されたものとする。

5 第一項の規定により北東公庫が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(権利及び義務の承継に伴う経過措置)

第八條 附則第六條第一項又は前條第一項の規定により日本政策投資銀行が承継する次の各号に掲げる債券に係る債務について政府がした当該各号に掲げる保証契約は、その承継後においても、当該債券に係る債務について従前の条件により存続するものとする。

一 旧開銀法第三十七條の二第一項の外貨債券等 旧開銀法第三十七條の三又は外資受入法第二條の規定による保証契約

二 北海道東北開発債券 旧北東公庫法第二十八條又は外資受入法第一條の規定による保証契約

2 前項の外貨債券等及び北海道東北開発債券は、第四十三條第五項及び第六項の規定の適用

については、同法第一項の規定による銀行債券とみなす。

(非課税)

第九條 附則第六條第一項及び第七條第一項の規定により日本政策投資銀行が権利を承継する場合における当該承継に伴う登記又は登録については、登録免許税を課さない。

2 附則第六條第一項及び第七條第一項の規定により日本政策投資銀行が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税若しくは土地の取得に対して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

3 日本政策投資銀行が附則第六條第一項及び第七條第一項の規定により権利を承継し、かつ、引き続き保有する土地のうち、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五百九十九條第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において開銀又は北東公庫が当該土地を取得した日以後十年を経過したものに對しては、土地に對して課する特別土地保有税を課することができない。

(厚生年金基金間の権利義務の移転)

第十條 北東公庫の事業所又は事務所を厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第百十七條第三項に規定する設立事業所(以下「設立事業所」という。)とする厚生年金基金(以下「北東基金」という。)は、日本政策投資銀行の事業所又は事務所を日本政策投資銀行の成立の日に設立事業所となることとなる厚生年金基金(以下「銀行基金」という。)に申し出て、北東基金の設立事業所(以下この条において「脱退事業所」とい

う。)に使用される北東基金の加入員に係る北東基金の加入員であつた期間(厚生年金基金連合会がその支給に関する義務を承継している年金たる給付の額の計算の基礎となる北東基金の加入員であつた期間を除く。)に係る年金たる給付及び一時金たる給付の支給に関する権利義務を移転することができる。

2 前項の規定により権利義務の移転を行う場合には、北東基金は、銀行基金に申し出て、脱退事業所に使用される北東基金の加入員であつた者であつて当該加入員の資格を喪失したものの(同項に規定する脱退事業所に使用される北東基金の加入員を除く。)のうち次項の同意をしたものに係る北東基金の加入員であつた期間(厚生年金基金連合会がその支給に関する義務を承継している年金たる給付の額の計算の基礎となる北東基金の加入員であつた期間を除く。)に係る年金たる給付及び一時金たる給付の支給に関する権利義務を移転することができる。

3 北東基金が前項の規定により当該北東基金の加入員の資格を喪失した者に係る権利義務の移転を申し出るには、当該加入員の資格を喪失した者の同意を得なければならない。

4 北東基金が第一項及び第二項の規定により権利義務の移転を申し出るには、脱退事業所の事業主の全部及び当該脱退事業所に使用される北東基金の加入員の二分の一以上の同意を得、並びに北東基金の代議員会において代議員の定数の四分の三以上の多数により議決し、及び北東基金の脱退事業所以外の設立事業所に係る代議員の四分の三以上の同意を得た上で、厚生大臣の認可を受けなければならない。

5 前項の場合において、北東基金の加入員の同意は、各脱退事業所について得なければならない。

6 銀行基金は、第一項及び第二項の規定により権利義務の移転の申出があつたときは、当該年金たる給付及び一時金たる給付の支給に関する権利義務を承継することができる。

7 銀行基金は、前項の規定により権利義務を承継しようとするときは、その代議員会において代議員の定数の四分の三以上の多数により議決し、厚生大臣の認可を受けなければならない。

8 銀行基金が第六項の規定により権利義務を承継したときは、銀行基金に年金たる給付の支給に関する義務が承継された者の北東基金の加入員であつた期間は、銀行基金の加入員であつた期間とみなす。

第十一條 厚生年金保険法第百六十條第一項の規定により同項に規定する中途脱退者に係る年金たる給付の支給に関する義務を厚生年金基金連合会に移転した北東基金につき前條第一項の規定による権利義務の移転があつた場合において、当該中途脱退者が当該権利義務の移転があつた北東基金の当該権利義務を承継する厚生年金基金の加入員となつたときは、同法第百六十一條第一項中「再び」との基金」とあるのは、「日本政策投資銀行法(平成十一年法律第百号)附則第十條第一項の規定により権利義務を移転した同項に規定する北東基金の当該権利義務を承継する基金」と読み替へて、厚生年金保険法第百六十一條の規定を適用する。

2 前項に規定する者については、厚生年金保険法第百四十二條第四項ただし書及び第百四十三

条第七項ただし書の規定は、適用しない。

3 第一項に規定する場合において、北東基金が厚生年金保険法の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第六十一号。以下「法律第六十一号」という。)附則第一条ただし書に規定する一部施行日以後に法律第六十一号による改正後の厚生年金保険法第六十条第一項の規定による申出をした同項に規定する中途退却者であつて法律第六十一号附則第二条第一項に規定する旧厚生年金適用者である者については、法律第六十一号附則第五条第二項中「第六十一号の二まで」とあるのは「第六十二号の二まで並びに日本政策投資銀行法附則第十一条第一項及び第二項」とする。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第十二条 この法律の施行の際現に日本政策投資銀行という名称を使用している者については、第六條第一項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(中期政策方針に関する経過措置)

第十三条 日本政策投資銀行の最初の中期政策方針については、第二十二條第一項中「三年間」とあるのは、「二年六月間」とする。

(事業年度に関する経過措置)

第十四条 日本政策投資銀行の最初の事業年度は、第二十七條の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、平成十二年三月三十一日に終わるものとする。

(財務諸表に関する経過措置)

第十五条 日本政策投資銀行の最初の事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、第三十八條第一項中「及び貸借対照表を四

月から九月まで及び十月から翌年三月までの半期」とに、損益計算書をこれらの半期及び事業年度ごとに」とあるのは、「貸借対照表及び損益計算書を平成十一年十月一日から平成十二年三月三十一日までの期間について」と、「当該半期経過後二月以内又は当該事業年度終了後」とあるのは「当該期間経過後」とする。

(業務の特例)

第十八条 日本政策投資銀行は、平成十三年三月三十一日までを限り、第二十条第一項各号に掲げる業務のほか、経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に資する事業であつて、銀行その他の金融機関による金融取引の調整その他の金融機関側の事由による当該金融機関からの借入れの減少等が生じていることによりその実施に支障を生じている事業の円滑な遂行を図るために必要な長期運転資金の貸付け、当該資金に係る債務の保証、当該資金の調達のために発行される社債の応募その他の方法による取得又は当該資金に係る貸付債権の全部若しくは一部の譲受けに関する業務を行うことができる。ただし、当該貸付けに係る貸付金の償還期限、当該保証に係る債務の履行期限(ただし、当該債務の保証の日から起算する。)、当該取得に係る社債の償還期限(ただし、当該取得の日から起算する。)、及び当該譲り受けをした貸付債権に係る貸付金の償還期限(ただし、当該譲受けの日から起算する。))は、一年未満のものであつてはならない。この場合において、第二十条第二項中「前項」とあるのは「前項及び附則第十六條第一項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第一

項及び附則第十六條第一項」と、第四十二條及び第四十三條第一項中「第二十条第一項」とあるのは「第二十条第一項及び附則第十六條第一項」と、第四十四條第二項中「第二十条第一項」とあるのは「第二十条第一項第一号及び附則第十六條第一項」と、第五十二條中「第二十条第一項」とあるのは「第二十条第一項及び附則第十六條第一項」と、第五十四條第四号中「第二十条第一項各号」とあるのは「第二十条第一項各号及び附則第十六條第一項」とする。

2 日本政策投資銀行は、当分の間、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第三條第一項に規定する事業に係る資金について、第二十条第一項第一号の規定により貸付けを行うときは、国からの無利子の貸付金を財源として、政令で定めるところにより、無利子で貸し付けることができる。

3 日本政策投資銀行は、当分の間、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第三條第二項に規定する事業に係る資金について、第二十条第一項第一号の規定により貸付けを行うときは、国からの無利子の貸付金を財源として、政令で定めるところにより、無利子で貸し付けることができる。

(日本開発銀行法及び北海道東北開発公庫法の廃止)

第十七条 次の法律は、廃止する。

- 一 日本開発銀行法
- 二 北海道東北開発公庫法

(日本開発銀行法及び北海道東北開発公庫法の廃止に伴う経過措置)

第十八条 前条の規定の施行前に旧開発銀行(第十二条を除く。又は旧北東公庫法第十條を除く。)の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十九条 附則第十七條の規定の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(帝都高速度交通営団法の一部改正)

第二十一条 帝都高速度交通営団法(昭和十六年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二十九條第二項中「日本開発銀行」を「日本政策投資銀行」に改める。

(国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の一部改正)

第二十二條 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和二十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中、「北海道東北開発公庫」を削り、「日本開発銀行」を「日本政策投資銀行」に改める。

(公職選挙法の一部改正)

第二十三條 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第百三十八條の二第一項第二号中、北海道東北開発公庫を削る。

(公職選挙法の一部改正に伴う経過措置)

第二十四條 前条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(資産再評価法の一部改正)

第二十五條 資産再評価法(昭和二十五年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第五條第六号を次のように改める。

六 削除

(電気事業会社の日本開発銀行からの借入金の担保に関する法律の一部改正)

第二十六條 電気事業会社の日本開発銀行からの借入金の担保に関する法律(昭和二十五年法律第百四十五号)の一部を次のように改正する。

題名中「日本開発銀行」を「日本政策投資銀行」に改める。

第一條第一項中「日本開発銀行」を「日本政策投資銀行」に改める。

(予算執行職員等の責任に関する法律の一部改正)

第二十七條 予算執行職員等の責任に関する法律(昭和二十五年法律第百七十二号)の一部を次のように改正する。

第九條第一項中、「北海道東北開発公庫を削り、「日本開発銀行」を「日本政策投資銀行」に改める。

(予算執行職員等の責任に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十八條 前条の規定による改正前の予算執行職員等の責任に関する法律第九條第一項、第十條第一項又は第十一條第一項に規定する北海道東北開発公庫及び日本開発銀行の予算執行職員、現金出納職員又は物品管理職員の前条の規定の施行前にした行為については、同条の規定による改正前の同法の規定は、なおその効力を有する。

(公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正)

第二十九條 公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第一條中、「北海道東北開発公庫」を削る。

第五條第二項第一号中「北海道東北開発公庫にあつては長期借入金の限度額、」を削り、同項第二号中「北海道東北開発債券」を削り、同条第三項中「債務保証料(北海道東北開発公庫及び「債務保証料」に改め、「北海道東北開発公庫にあつては北海道東北開発債券」を削り、「寄託金(北海道東北開発公庫及び「寄託金」に、「北海道東北開発公庫及び」を「及」に改める。

(外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部改正)

第三十條 外航船舶建造融資利子補給臨時措置法(昭和二十八年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第二條、第五條、第八條、第九條、第十條第一項、第十五條、附則第五項から第八項まで及び第十項中「日本開発銀行」を「日本政策投資銀行」に改める。

(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律の一部改正)

第三十一條 国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第一号から第四号までを次のように改める。

一から四まで 削除

第二條第二項第一号を次のように改める。
一 日本政策投資銀行
(信用保証協会法の一部改正)

第三十二條 信用保証協会法(昭和二十八年法律第百九十六号)の一部を次のように改正する。

第二十條第一項第三号中「日本開発銀行」を「日本政策投資銀行」に改める。

(奄美群島振興開発特別措置法の一部改正)

第三十三條 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

第十條の二第八項第三号中「日本開発銀行」を「日本政策投資銀行」に改める。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第三十四條 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第百九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第二項中、「北海道東北開発公庫」を削る。

(企業担保法の一部改正)

第三十五條 企業担保法(昭和三十三年法律第百六号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「日本開発銀行」を「日本政策投資銀行」に改める。

(地域振興整備公団法の一部改正)

第三十八條 地域振興整備公団法(昭和三十七年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第十九條第一項第二号中「を」を「であつて」に、「行ない、並びにその者から」を「日本政策投資銀行から受けた者から」に改め、同項第七号中「その事業に必要な設備資金若しくは長期運転資金の貸付け又は」を削り、「行なう」を「行う」に改める。

附則第十條及び第十一條を次のように改める。

(業務の特例)

第十條 公団は、当分の間、第十九條第一項及び第二項に規定する業務のほか、日本政策投資銀行が同条第一項第四号において規定する地域において当該地域の振興に必要な鉱工業等を営む者に対して日本政策投資銀行法(平成十一年法律第 号)第二十條第一項第一号の規定により行う貸付けについて、日本政策投資銀行に対し、利子補給金を支給する業務を行うことができる。

第十一條 前条の規定により公団の業務が行われる場合には、第十九條第二項中「同項の業務」とあるのは「同項の業務並びに附則第十條の業務」と、第二十四條の二第一項第三号中「及び同項第五号から第七号までの業務」とあるのは、「同項第五号から第七号までの業務及び附則第十條の業務」とする。

(業務の特例)

第十條 公団は、当分の間、第十九條第一項及び第二項に規定する業務のほか、日本政策投資銀行が同条第一項第四号において規定する地域において当該地域の振興に必要な鉱工業等を営む者に対して日本政策投資銀行法(平成十一年法律第 号)第二十條第一項第一号の規定により行う貸付けについて、日本政策投資銀行に対し、利子補給金を支給する業務を行うことができる。

第十一條 前条の規定により公団の業務が行われる場合には、第十九條第二項中「同項の業務」とあるのは「同項の業務並びに附則第十條の業務」と、第二十四條の二第一項第三号中「及び同項第五号から第七号までの業務」とあるのは、「同項第五号から第七号までの業務及び附則第十條の業務」とする。

第十二條 前条の規定により公団の業務が行われる場合には、第十九條第二項中「同項の業務」とあるのは「同項の業務並びに附則第十條の業務」と、第二十四條の二第一項第三号中「及び同項第五号から第七号までの業務」とあるのは、「同項第五号から第七号までの業務及び附則第十條の業務」とする。

第十三條 前条の規定により公団の業務が行われる場合には、第十九條第二項中「同項の業務」とあるのは「同項の業務並びに附則第十條の業務」と、第二十四條の二第一項第三号中「及び同項第五号から第七号までの業務」とあるのは、「同項第五号から第七号までの業務及び附則第十條の業務」とする。

第十四條 前条の規定により公団の業務が行われる場合には、第十九條第二項中「同項の業務」とあるのは「同項の業務並びに附則第十條の業務」と、第二十四條の二第一項第三号中「及び同項第五号から第七号までの業務」とあるのは、「同項第五号から第七号までの業務及び附則第十條の業務」とする。

第十五條 前条の規定により公団の業務が行われる場合には、第十九條第二項中「同項の業務」とあるのは「同項の業務並びに附則第十條の業務」と、第二十四條の二第一項第三号中「及び同項第五号から第七号までの業務」とあるのは、「同項第五号から第七号までの業務及び附則第十條の業務」とする。

第十六條 前条の規定により公団の業務が行われる場合には、第十九條第二項中「同項の業務」とあるのは「同項の業務並びに附則第十條の業務」と、第二十四條の二第一項第三号中「及び同項第五号から第七号までの業務」とあるのは、「同項第五号から第七号までの業務及び附則第十條の業務」とする。

(地域振興整備公団法の一部改正に伴う経過措置)
第三十七條 この法律の施行の際現に改正前の地域振興整備公団法第十九條第一項第二号の規定により地域振興整備公団が締結している貸付契約に係る地域振興整備公団の業務については、同項の規定は、平成十五年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。

第三十八條 この法律の施行前に改正前の地域振興整備公団法第十九條第一項第二号の資金の貸付けを受けた者についての同号の工場跡地の買取り及び譲渡に係る地域振興整備公団の業務については、同項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

第三十九條 この法律の施行の際現に改正前の地域振興整備公団法第十九條第一項第七号の規定により地域振興整備公団が締結している貸付契約に係る地域振興整備公団の業務については、同項の規定は、平成十三年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。

(海運業の再建整備に関する臨時措置法の一部改正)
第四十條 海運業の再建整備に関する臨時措置法(昭和三十一年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項、第三條第一項、第五條第一項、第七條、第八條及び第十條中「日本開発銀行」を「日本政策投資銀行」に改める。

第十二條の見出し及び同条第一項中「日本開発銀行」を「日本政策投資銀行」に改める。

第十三條第一項から第三項までの規定中「日本開発銀行」を「日本政策投資銀行」に改める。

(石炭鉱業経理規制臨時措置法の一部改正)
第四十一條 石炭鉱業経理規制臨時措置法(昭和三十一年法律第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第一号及び第二項第二号中「日本開発銀行」を「日本政策投資銀行」に改める。
(石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部改正)
第四十二條 石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法(昭和四十二年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第一條第三項第三号の二及び第十号中「日本開発銀行」を「日本政策投資銀行」に改める。
(石油備蓄法の一部改正)
第四十三條 石油備蓄法(昭和五十年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第十四條の二第二項中「日本開発銀行」を「日本政策投資銀行」に改め、同条第三項中「日本開発銀行等」を「日本政策投資銀行等」に改める。
(通信・放送機構法の一部改正)
第四十四條 通信・放送機構法(昭和五十四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

附則第四條の二の見出しを「機構に対する日本政策投資銀行の出資」に改め、同条第一項中「日本開発銀行」を「日本政策投資銀行」に、「日本開発銀行法(昭和二十六年法律第百八号)第十八條第一項」を「日本政策投資銀行法(平成十一年法律第 号)第二十條第一項」に改め、同条第二項中「日本開発銀行」を「日本政策投資銀行」に、「日本開発銀行法第十八條の二第二項」に改める。

を「日本政策投資銀行法第四十四條第二項」に、「同法第五十一條第二号」を「同法第五十四條第一号」に、「同条第四号中「規定する業務」とあるのは「規定する業務並びに機構法附則第四條の二第二項の規定による出資」を「同条第四号中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び機構法附則第四條の二第二項の規定による出資」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項の規定により日本政策投資銀行が出資する場合においては、日本政策投資銀行法第二十條第二項の規定は適用しない。
(石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律の一部改正)
第四十五條 石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(昭和五十五年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二條(見出しを含む)中「日本開発銀行」を「日本政策投資銀行」に改める。
(民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部改正)
第四十六條 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第十七條第一項、第十九條、第二十三條第二項及び第二十六條第二項中「日本開発銀行」を「日本政策投資銀行」に改める。
(日本政策投資銀行法の一部改正)
第四十七條 日本政策投資銀行法(昭和二十六年法律第百八号)第二條第一項、第三條第一項、第五條第一項、第七條、第八條及び第十條中「日本開発銀行」を「日本政策投資銀行」に、「日本開発銀行法(昭和二十六年法律第百八号)第十八條第一項」を「日本政策投資銀行法(平成十一年法律第 号)第二十條第一項」に改め、同条第二項中「日本開発銀行」を「日本政策投資銀行」に改める。

を「日本政策投資銀行法(昭和二十六年法律第百八号)第十八條第一項」を「日本政策投資銀行法(平成十一年法律第 号)第二十條第一項」に改め、同条第二項中「日本開発銀行」を「日本政策投資銀行」に改める。

を「日本政策投資銀行法(昭和二十六年法律第百八号)第十八條第一項」を「日本政策投資銀行法(平成十一年法律第 号)第二十條第一項」に改め、同条第二項中「日本開発銀行」を「日本政策投資銀行」に改める。

を「日本政策投資銀行法(昭和二十六年法律第百八号)第十八條第一項」を「日本政策投資銀行法(平成十一年法律第 号)第二十條第一項」に改め、同条第二項中「日本開発銀行」を「日本政策投資銀行」に改める。

を「日本政策投資銀行法(昭和二十六年法律第百八号)第十八條第一項」を「日本政策投資銀行法(平成十一年法律第 号)第二十條第一項」に改め、同条第二項中「日本開発銀行」を「日本政策投資銀行」に改める。

を「日本政策投資銀行法(昭和二十六年法律第百八号)第十八條第一項」を「日本政策投資銀行法(平成十一年法律第 号)第二十條第一項」に改め、同条第二項中「日本開発銀行」を「日本政策投資銀行」に改める。

第四十一條第一項及び第二項中「日本開発銀行」を「日本政策投資銀行」に改める。
第五十六條の二第一号中「日本開発銀行その他」を「日本政策投資銀行その他」に、「日本開発銀行等」を「日本政策投資銀行等」に改める。
附則第六條の見出しを「基金に対する日本政策投資銀行の出資」に改め、同条第一項中「日本開発銀行」を「日本政策投資銀行」に、「日本開発銀行法(昭和二十六年法律第百八号)第十八條第一項」を「日本政策投資銀行法(平成十一年法律第 号)第二十條第一項」に改め、同条第二項中「日本開発銀行」を「日本政策投資銀行」に改める。

を「日本政策投資銀行法(昭和二十六年法律第百八号)第十八條第一項」を「日本政策投資銀行法(平成十一年法律第 号)第二十條第一項」に改め、同条第二項中「日本開発銀行」を「日本政策投資銀行」に改める。

を「日本政策投資銀行法(昭和二十六年法律第百八号)第十八條第一項」を「日本政策投資銀行法(平成十一年法律第 号)第二十條第一項」に改め、同条第二項中「日本開発銀行」を「日本政策投資銀行」に改める。

を「日本政策投資銀行法(昭和二十六年法律第百八号)第十八條第一項」を「日本政策投資銀行法(平成十一年法律第 号)第二十條第一項」に改め、同条第二項中「日本開発銀行」を「日本政策投資銀行」に改める。

を「日本政策投資銀行法(昭和二十六年法律第百八号)第十八條第一項」を「日本政策投資銀行法(平成十一年法律第 号)第二十條第一項」に改め、同条第二項中「日本開発銀行」を「日本政策投資銀行」に改める。

を「日本政策投資銀行法(昭和二十六年法律第百八号)第十八條第一項」を「日本政策投資銀行法(平成十一年法律第 号)第二十條第一項」に改め、同条第二項中「日本開発銀行」を「日本政策投資銀行」に改める。

を「日本政策投資銀行法(昭和二十六年法律第百八号)第十八條第一項」を「日本政策投資銀行法(平成十一年法律第 号)第二十條第一項」に改め、同条第二項中「日本開発銀行」を「日本政策投資銀行」に改める。

第十六条第三号中「日本開発銀行その他を「日本政策投資銀行その他」に、「日本開発銀行等」を「日本政策投資銀行等」に改める。
(民間都市開発の推進に関する特別措置法の一部改正)

第四十八条 民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十一年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「日本開発銀行、北海道東北開発公庫」を「日本政策投資銀行」に、「日本開発銀行等」を「日本政策投資銀行等」に改める。

第十六条第三項中「日本開発銀行」を「日本政策投資銀行」に改め、「北海道東北開発公庫又はを削る。

第十八条の見出しを「日本政策投資銀行法等の特例」に改め、同条第一項中「日本開発銀行等」を「日本政策投資銀行等」に、「日本開発銀行法(昭和二十六年法律第八十八号)第十八条第一項、北海道東北開発公庫法(昭和三十一年法律第九十七号)第十九条及び」を「日本政策投資銀行」にあつては「日本政策投資銀行法(平成十一年法律第三号)第二十條第一項の規定によるものほか、大蔵大臣の認可を受けて、沖縄振興開発金融公庫にあつてはに改め、「日本開発銀行」にあつては大蔵大臣、北海道東北開発公庫及び沖縄振興開発金融公庫にあつてはを削り、同条第二項中「日本開発銀行等」を「日本政策投資銀行等」に、「日本開発銀行法第五十一条第二号」を「日本政策投資銀行法第五十四条第一号」に、「規定する業務」とあるのは「規定する業務並びに民間都市開発の推進に関する特別措

置法第十八条第一項の規定による拠出」を「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び民間都市開発の推進に関する特別措置法第十八条第一項の規定による拠出」に改め、「北海道東北開発公庫法第三十八条第一号中「場合」とあるのは「場合並びに民間都市開発の推進に関する特別措置法第十八条第一項の規定により内閣総理大臣及び大蔵大臣の認可を受けなければならない場合」と、同条第三号中「規定する業務」とあるのは「規定する業務及び民間都市開発の推進に関する特別措置法第十八条第一項の規定による拠出」とを削る。
(日本電信電話株式会社株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法の一部改正)

第四十九条 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「日本開発銀行、北海道東北開発公庫」を「日本政策投資銀行」に、「日本開発銀行等」を「日本政策投資銀行等」に改め、同条第二項中「日本開発銀行等」を「日本政策投資銀行等」に改める。

第六条第二項第三号及び第七條第一項中「日本開発銀行等」を「日本政策投資銀行等」に改める。

(エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法の一部改正)

第五十条 エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措

時措置法(平成五年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第十条第二号中「日本開発銀行その他」を「日本政策投資銀行その他」に、「日本開発銀行等」を「日本政策投資銀行等」に改める。
(産業構造転換円滑化臨時措置法を廃止する法律の一部改正)

第五十一条 産業構造転換円滑化臨時措置法を廃止する法律の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項中「日本開発銀行」を「日本政策投資銀行」に改める。
(運輸施設整備事業団法の一部改正)

第五十二条 運輸施設整備事業団法(平成九年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第二十条第七項中「日本開発銀行」を「日本政策投資銀行」に改める。
(中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部改正)

第五十三条 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第二号中「日本開発銀行その他」を「日本政策投資銀行その他」に、「日本開発銀行等」を「日本政策投資銀行等」に改める。

第二十三條第一項及び第二十四條中「日本開発銀行」を「日本政策投資銀行」に改める。

附則第四条の見出しを「(基金に対する日本政策投資銀行の出資)」に改め、同条第一項中「日本開発銀行」を「日本政策投資銀行」に、「日本開

発銀行法(昭和二十六年法律第八十八号)第十八条

第一項を「日本政策投資銀行法(平成十一年法律第三号)第二十條第一項に改め、同条第二項中「日本開発銀行」を「日本政策投資銀行」に、「日本開発銀行法第十八条の二第二項」を「日本政策投資銀行法第四十四条第二項」に、「日本政策投資銀行法第四十四条第二項」に、「同法第五十一条第二号」を「同法第五十四条第一号」に、「同条第四号中「規定する業務」とあるのは「規定する業務並びに中心市街地整備改善活性化法附則第四条第一項の規定による出資」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項の規定により日本政策投資銀行が出資する場合においては、日本政策投資銀行法第二十条第二項の規定は適用しない。
(新事業創出促進法の一部改正)

第五十四条 新事業創出促進法(平成十年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

附則七條の見出しを「(基金に対する日本政策投資銀行の出資)」に改め、同条第一項中「日本開発銀行」を「日本政策投資銀行」に、「日本開発銀行法(昭和二十六年法律第八十八号)第十八条第一項」を「日本政策投資銀行法(平成十一年法律第三号)第二十條第一項」に改め、同条第二項中「日本開発銀行」を「日本政策投資銀行」に、「日本政策投資銀行法第四十四条第二項」に、「同法第五十一条第二号」を「同法第五十四条第一号」に、「同条第四号中「規定する業務」とあるのは「規定する業務並びに新事業創出促進法附

則七條の見出しを「(基金に対する日本政策投資銀行の出資)」に改め、同条第一項中「日本開発銀行」を「日本政策投資銀行」に、「日本政策投資銀行法(平成十一年法律第三号)第二十條第一項」に改め、同条第二項中「日本開発銀行」を「日本政策投資銀行」に、「日本政策投資銀行法第四十四条第二項」に、「同法第五十一条第二号」を「同法第五十四条第一号」に、「同条第四号中「規定する業務」とあるのは「規定する業務並びに新事業創出促進法附

則七條の見出しを「(基金に対する日本政策投資銀行の出資)」に改め、同条第一項中「日本開発銀行」を「日本政策投資銀行」に、「日本政策投資銀行法(平成十一年法律第三号)第二十條第一項」に改め、同条第二項中「日本開発銀行」を「日本政策投資銀行」に、「日本政策投資銀行法第四十四条第二項」に、「同法第五十一条第二号」を「同法第五十四条第一号」に、「同条第四号中「規定する業務」とあるのは「規定する業務並びに新事業創出促進法附

則七條の見出しを「(基金に対する日本政策投資銀行の出資)」に改め、同条第一項中「日本開発銀行」を「日本政策投資銀行」に、「日本政策投資銀行法(平成十一年法律第三号)第二十條第一項」に改め、同条第二項中「日本開発銀行」を「日本政策投資銀行」に、「日本政策投資銀行法第四十四条第二項」に、「同法第五十一条第二号」を「同法第五十四条第一号」に、「同条第四号中「規定する業務」とあるのは「規定する業務並びに新事業創出促進法附

則七條の見出しを「(基金に対する日本政策投資銀行の出資)」に改め、同条第一項中「日本開発銀行」を「日本政策投資銀行」に、「日本政策投資銀行法(平成十一年法律第三号)第二十條第一項」に改め、同条第二項中「日本開発銀行」を「日本政策投資銀行」に、「日本政策投資銀行法第四十四条第二項」に、「同法第五十一条第二号」を「同法第五十四条第一号」に、「同条第四号中「規定する業務」とあるのは「規定する業務並びに新事業創出促進法附

則七條の見出しを「(基金に対する日本政策投資銀行の出資)」に改め、同条第一項中「日本開発銀行」を「日本政策投資銀行」に、「日本政策投資銀行法(平成十一年法律第三号)第二十條第一項」に改め、同条第二項中「日本開発銀行」を「日本政策投資銀行」に、「日本政策投資銀行法第四十四条第二項」に、「同法第五十一条第二号」を「同法第五十四条第一号」に、「同条第四号中「規定する業務」とあるのは「規定する業務並びに新事業創出促進法附

則七條の見出しを「(基金に対する日本政策投資銀行の出資)」に改め、同条第一項中「日本開発銀行」を「日本政策投資銀行」に、「日本政策投資銀行法(平成十一年法律第三号)第二十條第一項」に改め、同条第二項中「日本開発銀行」を「日本政策投資銀行」に、「日本政策投資銀行法第四十四条第二項」に、「同法第五十一条第二号」を「同法第五十四条第一号」に、「同条第四号中「規定する業務」とあるのは「規定する業務並びに新事業創出促進法附

モ 日本政策投資銀行法(平成十一年法律
第 号)(同法第二十条第一項及び附

則第十六条第一項に規定する業務のうち
東北地方に係る業務に関する部分に限
る。

理 由

特殊法人の整理合理化及び経済社会情勢の変化
に於いた業務の効率化の観点から、日本開発銀行
及び北海道東北開発公庫を廃止して日本政策投資
銀行を設立し、経済社会の活力の向上及び持続的
発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自
立的発展に資するため、一般の金融機関が行う金
融等を補完し、又は奨励することを旨とし、長期
資金の供給等を行わせる必要がある。これが、こ
の法律案を提出する理由である。

日本政策投資銀行法案(内閣提出)に関する
報告書

本案は、平成九年九月二十四日の閣議決定、特
殊法人等の整理合理化についてに基づき、特殊
法人の整理合理化を推進し、経済社会情勢の変化
に於いた業務の効率化の観点から、日本開発銀行
及び北海道東北開発公庫を廃止して日本政策投資
銀行を設立しようとするものであり、その主な内
容は次のとおりである。

一 議案の目的及び要旨

1 日本政策投資銀行は、経済社会の活力の向
上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並
びに地域経済の自立的発展に資するため、一
般の金融機関が行う金融等を補完し、又は奨
励することを旨とし、長期資金の供給等を行
い、もって我が国の経済社会政策に金融上の

寄与をすることとする。

2 日本開発銀行及び北海道東北開発公庫は、
日本政策投資銀行の成立の時に於いて解散す
るものとし、その一切の権利及び義務は、そ
の時に於いて日本政策投資銀行が承継するこ
ととする。

3 日本政策投資銀行の役員については、特殊
法人の統合の趣旨に即して、役員数の縮減を
行うこととする。

4 日本政策投資銀行の業務については、その
目的を達成するため、経済社会の活力の向上
及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並び
に地域経済の自立的発展に資する事業に必要
な資金であつて、設備の取得等に必要資金
等の貸付け、債務の保証、社債の取得、債権
の譲受け又は出資等を行うこととする。

5 日本政策投資銀行の予算及び決算について
は、国の予算及び決算とともに国会に提出
し、その議決を要することとする。

6 日本政策投資銀行の財務及び会計等につ
いては、所要の規定の整備を行うこととする。

7 この法律は、公布の日から施行することと
する。ただし、日本開発銀行法及び北海道東
北開発公庫法の廃止に伴う経過措置等につ
いての規定は、平成十一年十月一日から施行す
ることとする。

二 議案の可決理由

本案は、特殊法人の整理合理化及び経済社会
情勢の変化に於いた業務の効率化の観点から、
日本開発銀行及び北海道東北開発公庫を廃止し
て日本政策投資銀行を設立し、経済社会の活力

の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現
並びに地域経済の自立的発展に資するため、一
般の金融機関が行う金融等を補完し、又は奨
励することを旨とし、長期資金の供給等を行おう
とするもので、時宜に適合するものと認め、可決
すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、民主党の提案に係る修正
案が提出されたが、否決された。

この修正案に対しては、国会法第五十七条の
三の規定に基づき内閣を代表して宮澤大蔵大臣
から「本修正案については、政府としては、反
対である。」旨の意見が述べられた。

また、本案に対しては、別紙のとおり附帯決
議を付することに決した。

右報告する。

平成十一年四月二十三日

大蔵委員長 村井 仁

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

(別紙)

日本政策投資銀行法案に対する附帯決議
政府は、本法施行に当たり、次の事項につ
いて、十分配慮すべきである。

一 日本開発銀行及び北海道東北開発公庫の統合
に当たり、統合の実をあげるため、その効率的
な業務運営に努めること。

一 日本政策投資銀行の業務について、経済社会
情勢の変化に応じて適切に改善するよう随時検
討するとともに、特殊法人の整理合理化の趣旨
を踏まえ、民業補完の原則を徹底すること。

一 日本政策投資銀行の業務の運営については、
償還確実性の原則の趣旨等を踏まえ、財務の健

全性の保持に配慮すること。特に、苫小牧東部
開発株式会社他に対する北海道東北開発公庫の
債権について、多額の償却を行わざるを得ない
状況に至ったことを厳しく反省し、今後、リス
クの一層厳格な管理に努めること。

一 財務内容の透明性の一層の向上を図るため、
今後ともディスクロージャーの充実に取組むと
ともに、外部監査法人の活用を努めること。

一 日本政策投資銀行の設立後三年を経過した時
期に、運営及びその業務の在り方について検討
を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ず
ること。なお、内部登用の促進を図ること。

一 苫小牧東部開発及びむつ小川原開発の両プロ
ジェクトについては、経済社会の活力の向上及
び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地
域経済の自立的発展に資するものとなるよう、
抜本的な見直しを行うこと。

一 苫小牧東部開発プロジェクトの今後の進め方
について、新会社の事業の円滑な推進が図られ
るよう努めるとともに、苫小牧東部開発株式会
社に対する北海道東北開発公庫の債権の取扱い
については、日本政策投資銀行設立の際にその
損失の処理を行うこと。

一 むつ小川原開発プロジェクトの取り扱いにつ
いて、北海道東北開発公庫の出資・貸付債権の
再点検を行い統合前に不良債権額を確定し、
ディスクロージャーするとともに、現在関係者間
で行われている協議を精力的に進め、日本政策投
資銀行設立までのできるだけ早期に成案を得る
こと。

日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件

平成十年四月二十日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件

日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

政府は、平成八年に締結した日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の定める日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における物品又は役務の提供の枠組みを日本国の周辺の地域における日本国の平和及び安全に重要な影響を与える事態に際して活動する日本国の自衛隊とアメリカ

カ合衆国軍隊との間における物品又は役務の提供にも適用するため、平成十年四月二十八日に東京で、日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定に署名した。よって、この協定を締結することとしたい。これが、この案件を提出する理由である。

日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定

日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、

千九百九十七年九月二十三日に公表された日米防衛協力のための指針が周辺事態に対応する活動のための協力を言及していることを想起し、

千九百九十六年四月十五日に東京で署名された日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（以下「協定」という。）を改正することを希望し

て、

次のとおり協定した。

第一条

協定前文中「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」の次に「（以下「条約」という。）を加える。

第二条

協定第一条を次のように改める。

1 この協定において、

a 「後方支援、物品又は役務」とは、後方支援において提供される物品又は役務をいう。

b 「周辺事態」とは、日本国の周辺の地域における日本国の平和及び安全に重要な影響を与える事態をいう。

第三条

協定第一条を次のように改める。

2 この協定は、共同訓練、国際連合平和維持活動、人道的な国際救援活動又は周辺事態に対応する活動に必要な後方支援、物品又は役務の日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とする。

第四条

協定第二条を次のように改める。

3 2の規定については、日本国の自衛隊による武器若しくは弾薬の提供又はアメリカ合衆国軍隊による武器システム若しくは弾薬の提供が含まれるものと解してはならない。

第五条

協定第三条の次に次の新たな第四条を加える。

第四条

1 いずれか一方の当事国政府が、周辺事態に際して日本国の自衛隊又はアメリカ合衆国軍隊がそれぞれの国の法令に従って行う活動であって、条約の目的の達成に寄与するもののために必要な後方支援、物品又は役務の提供を他方の当事国政府に対してこの協定に基づ

いて要請する場合には、当該他方の当事国政府は、その権限の範囲内で、要請された後方支援、物品又は役務を提供することができ

る。

2 この条の規定に基づいて提供される後方支援、物品又は役務は、次に掲げる区分に係るものとする。

食料、水、宿泊、輸送（空輸を含む）、燃料・油脂・潤滑油、被服、通信、衛生業務、基地支援、保管、施設の利用、部品・構成品、修理・整備及び空港・港湾業務

それぞれの区分に係る後方支援、物品又は役務については、第二条にいう付表において定める。

3 第二条3の規定は、この条の規定に基づく後方支援、物品又は役務の提供に適用する。

4 この条の適用上、日本国の自衛隊は、周辺事態に対処するための日本国の措置について定めた日本国の関連の法律に従って後方支援、物品又は役務を提供し、当該法律によって認められた日本国の自衛隊の活動に関し後方支援、物品又は役務を受領するものと了解される。

第六條

協定第四条から第九条までを一条ずつ繰り下げる。新たな第六條中「第七條」を「第八條」に改める。

第七條

この協定の付表をもって、協定付表に代える。

第八條

この協定は、アメリカ合衆国政府が日本国政府

平成十一年四月二十七日 衆議院會議録第二十六号

日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

三八

から日本国がこの協定を承認した旨の書面による通告を受領した日の後百二十日目の日に効力を生じ、協定が有効である限り効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各目の政府から正當に委任を受けてこの協定に署名した。

千九百九十八年四月二十八日に東京で、ひとし

付表

区 分	
食料	食料、食事の提供、調理器具及びこれらに類するもの
水	水、給水、給水に必要な用具及びこれらに類するもの
宿泊	宿泊設備及び入浴設備の利用、寝具類並びにこれらに類するもの
輸送(空輸を含む。)	人又は物の輸送、輸送用資材及びこれらに類するもの
燃料・油脂・潤滑油	燃料、油脂及び潤滑油、給油、給油に必要な用具並びにこれらに類するもの
被服	被服、被服の補修及びこれらに類するもの
通信	通信設備の利用、通信支援、通信機器及びこれらに類するもの
衛生業務	診療、衛生機具及びこれらに類するもの
基地支援	廃棄物の収集及び処理、洗濯、給電、環境面の支援、消毒機具及び消毒並びにこれらに類するもの
保管	倉庫又は冷蔵貯蔵室における一時的保管及びこれに類するもの
施設の利用	建物、訓練施設及び駐機場の一時的利用並びにこれらに類するもの
訓練業務	指導員の派遣、教育訓練用資材、訓練用消耗品及びこれらに類するもの
部品・構成品	軍用航空機、軍用車両及び軍用船舶の部品又は構成品並びにこれらに類するもの
修理・整備	修理及び整備、修理及び整備用機器並びにこれらに類するもの
空港・港湾業務	航空機の離発着及び艦船の出入港に対する支援、積卸作業並びにこれらに類するもの

日本国政府のために

小淵恵三

アメリカ合衆国政府のために

マデレーン・オルブライト

日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件(第四百四十二回国会条約第二〇号)に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

日米両国政府は、平素から及び緊急事態の際により効果的かつ信頼性のある日米協力を行うための堅固な基礎を構築することを目的として、平成九年九月二十三日に新たな日米防衛協力のための指針(以下「指針」という。)を作成し公表した。その後両国政府は、指針の実効性の確保のため、日本国の周辺地域における日本国の平和及び安全に重要な影響を与える事態(以下「周辺事態」という。)が生じた際に、自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間の後方支援、物品又は役務の相互の提供を、平成八年四月十五日に署名された日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定(以下「協定」という。)によって確立された枠組みに従って行い得るようにするため、協定を改正することにつき協議を行ってきた。その結果、平成十年四月二十八日東京で本協定の署名が行われた。

本協定は、日米共同訓練、国際連合平和維持活動又は人道的な国際救援活動に必要な物品又は役務の提供について協定が定める自衛隊と米軍との間の相互主義の原則に基づく枠組みを、周辺事態に際しても適用し得るようにするため、協定を改正するものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 協定の目的に周辺事態に対応する活動に必要な後方支援、物品又は役務の提供に関する基本的な条件を定めることを加えること。
 - 2 いずれか一方の当事国政府が、周辺事態に際して自衛隊又はアメリカ合衆国軍隊がそれぞれの国の法令に従って行う活動であって、日米安全保障条約の目的の達成に寄与するもののために必要な後方支援、物品又は役務の提供を他方の当事国政府に対して要請する場合には、当該他方の当事国政府は、その権限の範囲内で、要請された後方支援、物品又は役務を提供することができること。
 - 3 自衛隊は、周辺事態に対処するための日本国の措置について定めた関連の法律に従って後方支援、物品又は役務を提供し、当該法律によって認められた自衛隊の活動に関し後方支援、物品又は役務を受領するものと了解されること。
 - 4 協定に基づいて提供される物品に、自衛隊による武器若しくは弾薬の提供又はアメリカ合衆国軍隊による武器システム若しくは弾薬の提供が含まれるものと解してはならないこと。
 - 5 通信支援及び環境面の支援等を加えた本協定の付表をもって、協定付表に代えること。なお、本協定は、アメリカ合衆国政府が日本国政府から日本国が本協定を承認した旨の書面による通告を受領した日の後百二十日目の日に効力を生じ、協定が有効である限り効力を有することになっている。
- よって政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、周辺事態に際して活動する自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間の後方支援、物品又は役務の相互の提供の基本的条件が定められ、我が国の平和及び安全の維持に寄与するとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。右報告する。

平成十一年四月二十六日

日米防衛協力のための指
針に関する特別委員長 山崎 拓
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律案

右
国会に提出する。

平成十一年四月二十八日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態(以下「周辺事態」という。)に対応して我が国が実施する措置、その実施の手段その他の必要な事項を定め、もって我が国の平和及び安全の確保に資することを目的とする。

(周辺事態への対応の基本原則)

第二条 政府は、周辺事態に際して、適切かつ迅速に、後方地域支援、後方地域搜索救助活動、船舶検査活動その他の周辺事態に対応するため

必要な措置(以下「対応措置」という。)を実施し、我が国の平和及び安全の確保に努めるものとする。

2 対応措置の実施は、武力による威嚇又は武力の行使に当たらない。

3 内閣総理大臣は、対応措置の実施に当たり、第四条第一項に規定する基本計画に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督する。

4 関係行政機関の長は、前条の目的を達成するため、対応措置の実施に関し、相互に協力するものとする。

(定義等)

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 後方地域支援 周辺事態に際して日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の目的の達成に寄与する活動を行つてゐるアメリカ合衆国の軍隊(以下「合衆国軍隊」という。)に対する物品及び役務の提供、便宜の供与その他の支援措置であつて、後方地域において我が国が実施するものをいう。

二 後方地域搜索救助活動 周辺事態において行われた戦闘行為(国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。以下同じ。)によって遭難した戦闘参加者について、その搜索又は救助を行う活動(救助した者の輸送を含む。)であつて、後方地域において我が国が実施するものをいう。

三 船舶検査活動 周辺事態に際し、国際連合安全保障理事会の決議に基づき貿易その他の経済活動に係る規制措置の厳格な実施を確保

するために必要な措置を執ることを要請する国際連合安全保障理事会の決議に基づき、船舶(軍艦及び各国政府が所有し又は運航する船舶であつて非商業的目的のみに使用されるもの(以下「軍艦等」という。)を除く。)の積荷及び目的地を検査し、確認する活動並びに必要なに当該船舶の航路又は目的港若しくは目的地の変更を要請する活動であつて、我が国領海又は我が国周辺の公海(海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。以下同じ。)において我が国が実施するものをいう。

四 後方地域 我が国領域並びに現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる我が国周辺の公海及びその上空の範囲をいう。

五 関係行政機関 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三条第二項に規定する国の行政機関及び同法第八条の三に規定する特別の機関で、政令で定めるものをいう。

2 後方地域支援として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供(次項後段に規定するものを除く。)は、別表第一に掲げるものとする。

3 後方地域搜索救助活動及び船舶検査活動は、自衛隊の部隊等(自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第八条に規定する部隊等をいう。以下同じ。)が実施するものとする。この場合において、後方地域搜索救助活動又は船舶検査活動を行う自衛隊の部隊等において、その実施に伴い、それぞれ当該活動に相当する活動を行う合衆国軍隊の部隊に対して後方地域支援として

行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供は、別表第二に掲げるものとする。

(基本計画)

第四条 内閣総理大臣は、周辺事態に際して次に掲げる措置のいずれかを実施することが必要であると認めるときは、当該措置を実施すること及び対応措置に関する基本計画(以下「基本計画」という。)の案につき閣議の決定を求めなければならない。

一 前条第二項の後方地域支援

二 前号に掲げるもののほか、関係行政機関が後方地域支援として実施する措置であつて特に内閣が関与することにより総合的かつ効果的に実施する必要があるもの

三 後方地域搜索救助活動

四 船舶検査活動

2 基本計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 対応措置に関する基本方針

二 前項第一号又は第二号に掲げる後方地域支援を実施する場合における次に掲げる事項

イ 当該後方地域支援に係る基本的事項

ロ 当該後方地域支援の種類及び内容

ハ 当該後方地域支援を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項

ニ その他当該後方地域支援の実施に関する重要事項

三 後方地域搜索救助活動を実施する場合における次に掲げる事項

イ 当該後方地域搜索救助活動に係る基本的事項

ロ 当該後方地域搜索救助活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項

ハ 当該後方地域捜索救助活動の実施に伴う前条第三項後段の後方地域支援の実施に関する重要事項(当該後方地域支援を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項を含む。) ニ その他当該後方地域捜索救助活動の実施に関する重要事項 四 船舶検査活動を実施する場合における次に掲げる事項 イ 当該船舶検査活動に係る基本的事項 ロ 当該船舶検査活動を行う自衛隊の部隊等の規模及び構成 ハ 当該船舶検査活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項 二 前条第一項第三号に規定する規制措置の対象物品の範囲 ホ 当該船舶検査活動の実施に伴う前条第三項後段の後方地域支援の実施に関する重要事項(当該後方地域支援を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項を含む。) ヘ その他当該船舶検査活動の実施に関する重要事項 五 前三号に掲げるもののほか、自衛隊が実施する対応措置のうち重要なものの種類及び内容並びにその実施に関する重要事項 六 第二号から前号までに掲げるもののほか、関係行政機関が実施する対応措置のうち特に内閣が関与することにより総合的かつ効果的に実施する必要があるものの実施に関する重要事項 七 対応措置の実施について地方公共団体その他の国以外の者に対して協力を求め又は協力	を依頼する場合におけるその協力の種類及び内容並びにその協力に関する重要事項 八 対応措置の実施のための関係行政機関の連絡調整に関する事項 三 第一項の規定は、基本計画の変更について準用する。 (自衛隊による後方地域支援としての物品及び役務の提供の実施) 第五条 内閣総理大臣又はその委任を受けた者は、基本計画に従い、第三項第二項の後方地域支援としての自衛隊に属する物品の提供を実施するものとする。 二 防衛庁長官は、基本計画に従い、第三項第二項の後方地域支援としての自衛隊による役務の提供について、実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、防衛庁本庁の機関又は自衛隊の部隊等にその実施を命ずるものとする。 三 防衛庁長官は、前項の実施要項において、当該後方地域支援を実施する区域(以下この条において「実施区域」という。)を指定するものとする。 四 防衛庁長官は、実施区域の全部又は一部がこの法律又は基本計画に定められた要件を満たさないものとなった場合には、速やかに、その指定を変更し、又はそこで実施されている活動の中断を命じなければならない。 五 第三項第二項の後方地域支援のうち公海又はその上空における輸送の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長又はその指定する者は、当該輸送を実施している場所の近傍において、戦闘行為が行われるに至った場合又は付近の状況等に照らして戦闘行為が行われることが予測される	場合には、当該輸送の実施を一時休止するなどして当該戦闘行為による危険を回避しつつ、前項の規定による措置を待つものとする。 六 第二項の規定は、同項の実施要項の変更(第四項の規定により実施区域を縮小する変更を除く。)について準用する。 (後方地域捜索救助活動の実施等) 第六条 防衛庁長官は、基本計画に従い、後方地域捜索救助活動について、実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊等にその実施を命ずるものとする。 二 防衛庁長官は、前項の実施要項において、当該後方地域捜索救助活動を実施する区域(以下この条において「実施区域」という。)を指定するものとする。 三 後方地域捜索救助活動を実施する場合において、戦闘参加者以外の遭難者が在るときは、これを救助するものとする。 四 後方地域捜索救助活動を実施する場合において、実施区域に隣接する外国の領海に在る遭難者を認めたとときは、当該外国の同意を得て、当該遭難者の救助を行うことができる。ただし、当該海域において、現に戦闘行為が行われておらず、かつ、当該活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる場合に限り、これを示すこと。 五 前条第四項の規定は実施区域の指定の変更及び活動の中断について、同条第五項の規定は後方地域捜索救助活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長又はその指定する者について準用する。 六 第一項の規定は、同項の実施要項の変更(前項において準用する前条第四項の規定により実	施区域を縮小する変更を除く。)について準用する。 七 前条の規定は、後方地域捜索救助活動の実施に伴う第三項第三項後段の後方地域支援について準用する。 (船舶検査活動の実施等) 第七条 防衛庁長官は、基本計画に従い、船舶検査活動について、実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊等にその実施を命ずるものとする。 二 防衛庁長官は、前項の実施要項において、当該船舶検査活動を実施する区域(以下この条において「実施区域」という。)を指定するものとする。この場合において、実施区域は、当該船舶検査活動が外国による船舶検査活動に相当する活動と混交して行われることがないよう、かかる活動が実施される区域と明確に区別して指定しなければならない。 三 船舶検査活動の実施は、次に掲げる態様によるものとする。 一 船舶の航行状況を監視すること。 二 航行する船舶に対し、必要に応じて、呼びかけ、信号弾及び照明弾の使用その他の適当な手段(実弾の使用を除く。)により自己の存在を示すこと。 三 無線その他の通信手段を用いて、船舶の名称、船籍港、船長の氏名、直前の出発港又は出発地、目的港又は目的地、積荷その他の必要な事項を照会すること。 四 船舶(軍艦等を除く。以下この項において同じ。)の船長又は船長に代わって船舶を指揮する者(以下「船長等」という。)に対し当該船舶の停止を求め、船長等の同意を得て、停止	七 前条の規定は、後方地域捜索救助活動の実施に伴う第三項第三項後段の後方地域支援について準用する。 (船舶検査活動の実施等) 第七条 防衛庁長官は、基本計画に従い、船舶検査活動について、実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊等にその実施を命ずるものとする。 二 防衛庁長官は、前項の実施要項において、当該船舶検査活動を実施する区域(以下この条において「実施区域」という。)を指定するものとする。この場合において、実施区域は、当該船舶検査活動が外国による船舶検査活動に相当する活動と混交して行われることがないよう、かかる活動が実施される区域と明確に区別して指定しなければならない。 三 船舶検査活動の実施は、次に掲げる態様によるものとする。 一 船舶の航行状況を監視すること。 二 航行する船舶に対し、必要に応じて、呼びかけ、信号弾及び照明弾の使用その他の適当な手段(実弾の使用を除く。)により自己の存在を示すこと。 三 無線その他の通信手段を用いて、船舶の名称、船籍港、船長の氏名、直前の出発港又は出発地、目的港又は目的地、積荷その他の必要な事項を照会すること。 四 船舶(軍艦等を除く。以下この項において同じ。)の船長又は船長に代わって船舶を指揮する者(以下「船長等」という。)に対し当該船舶の停止を求め、船長等の同意を得て、停止
--	--	---	---	---

した当該船舶に乗船して書類及び積荷を検査し、確認すること。

五 船舶に第四号第二項第四号ニに規定する対象物品が積載されていないことが確認できない場合において、当該船舶の船長等に対しその航路又は目的港若しくは目的地の変更を要請すること。

六 第四号の求め又は前号の要請に応じない船舶の船長等に対し、これに応じるよう説得を行うこと。

七 前号の説得を行うため必要な限度において、当該船舶に対し、接近、追尾、伴走及び進路前方における待機を行うこと。

第五号第四項の規定は、実施区域の指定の変更及び活動の中断について準用する。

5 第一項の規定は、同項の実施要項の変更(前項において準用する第五号第四項の規定により実施区域を縮小する変更を除く。)について準用する。

6 第五号の規定は、船舶検査活動の実施に伴う第三号第三項後段の後方地域支援について準用する。

(関係行政機関による対応措置の実施)

第八号 前三条に定めるもののほか、防衛庁長官及びその他の関係行政機関の長は、法令及び基本計画に従い、対応措置を実施するものとする。

(国以外の者による協力等)

第九号 関係行政機関の長は、法令及び基本計画に従い、地方公共団体の長に対し、その有する権限の行使について必要な協力を求めることができる。

2 前項に定めるもののほか、関係行政機関の長

は、法令及び基本計画に従い、国以外の者に対し、必要な協力を依頼することができる。

3 政府は、前二項の規定により協力を求められ又は協力を依頼された国以外の者が、その協力により損失を受けた場合には、その損失に関し、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(国会への報告)

第十号 内閣総理大臣は、基本計画の決定又は変更があったときは、その内容を、遅滞なく、国会に報告しなければならない。

(武器の使用)

第十一号 第六号第一項の規定により後方地域捜索救助活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、遭難者の救助の職務を行うに際し、自己又は自己と共に当該職務に従事する者の生命又は身体防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。

2 第七号第一項の規定により船舶検査活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、当該船舶検査活動の対象船舶に乗船してその職務を行うに際し、自己又は自己と共に当該職務に従事する者の生命又は身体防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。

3 前二項の規定による武器の使用に際しては、刑法(明治四十年法律第四十五号)第三十八号又は第三十七号に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

(政令への委任)

第十二号 この法律に特別の定めがあるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法

律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(自衛隊法の一部改正)

2 自衛隊法の一部を次のように改正する。

第百条の九の次に次の一条を加える。

(後方地域支援等)

第百条の十 内閣総理大臣又はその委任を受けた者は、周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律(平

成十年法律第

号)の定めるところにより、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、後方地域支援としての物品の提供(前条第一項の適用があるものを除く。)を実施することができる。

2 長官は、周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律の定めるところにより、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、防衛庁本庁の機関及び部隊等に後方地域支援としての役務の提供(前条第二項の適用があるものを除く。)を、部隊等に後方地域捜索救助活動及び船舶検査活動を行わせることができる。

別表第一(第三条関係)

種 類		内 容
補給	輸送	給水、給油、食糧の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
修理及び整備	医療	人員及び物品の輸送、輸送用資材の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
通信	空港及び港湾業務	修理及び整備、修理及び整備用機器並びに部品及び構成品の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
基地業務	備考	傷病者に対する医療、衛生機具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
		通信設備の利用、通信機器の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
		航空機の離発着及び船舶の出入港に対する支援、積卸作業並びにこれらに類する物品及び役務の提供
		廃棄物の収集及び処理、給電並びにこれらに類する物品及び役務の提供
		一 物品の提供には、武器(弾薬を含む。)の提供を含まないものとする。
		二 物品及び役務の提供には、戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備を含まないものとする。
		三 物品及び役務の提供は、公海及びその上空で行われる輸送(傷病者の輸送中に行われる医療を含む。)を除き、我が国領域において行われるものとする。

別表第二(第三条関係)

種類	内容
補給	給水、給油、食事の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
輸送	人員及び物品の輸送、輸送用資材の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
修理及び整備	修理及び整備、修理及び整備用機器並びに部品及び構成品の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
医療	傷病者に対する医療、衛生機具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
通信	通信設備の利用、通信機器の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
宿泊	宿泊設備の利用、寝具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
消毒	消毒、消毒機具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
備考	一 物品の提供には、武器(弾薬を含む。)の提供を含まないものとする。 二 物品及び役務の提供には、戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備を含まないものとする。

理由

我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態に对应して我が国が実施する措置、その実施の手段その他の必要な事項を定め、もって我が国の平和及び安全の確保に資することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律案(内閣提出、第四百四十二回国会閣法第一〇九号)に関する報告書
議案の目的及び要旨
本案は、我が国周辺の地域における我が国の

平和及び安全に重要な影響を与える事態(周辺事態)に对应して我が国が実施する措置、その実施の手段その他の必要な事項を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。
1 政府は、周辺事態に際して、適切かつ迅速に、後方地域支援、後方地域捜索救助活動、船舶検査活動その他の周辺事態に对应するため必要な措置(対応措置)を実施し、我が国の平和及び安全の確保に努めること及び対応措置の実施は、武力による威嚇又は武力の行使に当たらないものであってはならないこと等の対応の基本原則を定めること。
2 内閣総理大臣は、周辺事態に際して、一定の後方地域支援、後方地域捜索救助活動又は

船舶検査活動のいずれかを実施することが必要であると認めるときは、当該措置を実施すること及び対応措置に関する基本計画の案につき、閣議の決定を求めなければならないこととする。
3 自衛隊による後方地域支援としての物品及び役務の提供、後方地域捜索救助活動及び船舶検査活動の実施等に関し、実施の手段、実施区域の指定及び変更並びに活動の中断等について定めること。
4 3に定めるもののほか、防衛庁長官及びその他の関係行政機関の長は、法令及び基本計画に従い、対応措置を実施するものとする。
5 関係行政機関の長は、法令及び基本計画に従い、地方公共団体の長に対し、その有する権限の行使について必要な協力を求めることができることとするほか、国以外の者に対し、必要な協力を依頼することができること。また、政府は、国以外の者がその協力により損失を受けた場合には、その損失に関し、必要な財政上の措置を講ずるものとする。
6 内閣総理大臣は、基本計画の決定又は変更があったときは、その内容を、遅滞なく、国会に報告しなければならないこととする。
7 後方地域捜索救助活動の実施又は船舶検査活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、当該職務を行うに際し、自己又は自己と共に当該職務に従事する者の生命又は身体防護のためやむを得ない必要があると認め

める相当の理由がある場合には、必要最小限の武器の使用ができることとする。
8 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。
二 議案の修正議決理由
本案は、周辺事態に对应して我が国が実施する措置、その実施の手段その他の必要な事項を定めようとするもので、我が国の平和及び安全の確保に資するための措置として、妥当なものと認めるが、日米安全保障条約の効果的な運用に寄与することを目的に加えること、国会の承認に関する事項を新たに設け、自衛隊の部隊等が実施する後方地域支援又は後方地域捜索救助活動については、内閣総理大臣は、これらの対応措置の実施前に、これらの対応措置を実施することにつき国会の承認を得なければならないものとする。ただし、緊急の必要がある場合には、国会の承認を得ないでこれらの対応措置を実施することができるものとすること、国会の承認を得ないで後方地域支援又は後方地域捜索救助活動を実施した場合には、内閣総理大臣は、速やかに、これらの対応措置の実施につき国会の承認を求めなければならないものとする。政府は、不承認の議決があったときは、速やかに、当該後方地域支援又は後方地域捜索救助活動を終了させなければならないものとする。船舶検査活動に関する規定を削除するものとする。この修正をする必要があると認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、民主党の提案に係る修正案が提出されたが、否決された。
右報告する。

平成十一年四月二十六日

日米防衛協力のための指
針に関する特別委員長 山崎 拓
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

(別紙)

(小字及び一は修正)

周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、○そのまゝ放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態(以下「周辺事態」という。)に対応して我が国が実施する措置、その実施の手続その他の必要な事項を定め、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(以下「日米安保条約」という。)の効果的な運用に寄与し、もって我が国の平和及び安全の確保に資することを目的とする。

(周辺事態への対応の基本原則)
第二条 政府は、周辺事態に際して、適切かつ迅速に、後方地域支援、後方地域捜索救助活動、船舶検査活動その他の周辺事態に対応するため必要な措置(以下「対応措置」という。)を実施し、我が国の平和及び安全の確保に努めるものとする。

2 対応措置の実施は、武力による威嚇又は武力の行使に当たるものであってはならない。
3 内閣総理大臣は、対応措置の実施に当たり、
第四条第一項に規定する基本計画に基づいて、

平成十一年四月二十七日 衆議院会議録第二十六号

内閣を代表して行政各部を指揮監督する。
4 関係行政機関の長は、前条の目的を達成するため、対応措置の実施に関し、相互に協力するものとする。

(定義等)

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 後方地域支援 周辺事態に際して日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の目的の達成に寄与する活動を行っているアメリカ合衆国の軍隊(以下「合衆国軍隊」という。)に対する物品及び役務の提供、便宜の供与その他の支援措置であつて、後方地域において我が国が実施するものをいう。
二 後方地域捜索救助活動 周辺事態において行われた戦闘行為(国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。以下同じ。)によつて遭難した戦闘参加者について、その捜索又は救助を行う活動(救助した者の輸送を含む。)であつて、後方地域において我が国が実施するものをいう。

三 船舶検査活動 周辺事態に際し、国際連合安全保障理事会の決議に基づき貿易その他の経済活動に係る規制措置の厳格な実施を確保するために必要な措置を執ることを要請する国際連合安全保障理事会の決議に基づき、船舶(軍艦及び各国政府が所有し又は運航する船舶であつて非商業的目的のみに使用されるもの(以下「軍艦等」という。)を除く。)の積荷及び目的地を検査し、確認する活動並びに必

要に応じ当該船舶の航路又は目的港若しくは目的地の変更を要請する活動であつて、我が国領海又は我が国周辺の公海(海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。以下同じ。)において我が国が実施するものをいう。

四三

後方地域 我が国領域並びに現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる我が国周辺の公海(海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。以下同じ。)の範囲をいう。

五四

四 関係行政機関 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三条第二項に規定する国の行政機関及び同法第八条の三に規定する特別の機関で、政令で定めるものをいう。
二 後方地域支援として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供(次項後段に規定するものを除く。)は、別表第一に掲げるものとする。

3

後方地域捜索救助活動及び船舶検査活動は、自衛隊の部隊等(自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第八条に規定する部隊等をいう。以下同じ。)が実施するものとする。この場合において、後方地域捜索救助活動又は船舶検査活動を行う自衛隊の部隊等において、その実施に伴い、それぞれ当該活動に相当する活動を行う合衆国軍隊の部隊に対して後方地域支援として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供は、別表第二に掲げるものとする。

(基本計画)

第四条 内閣総理大臣は、周辺事態に際して次に掲げる措置のいずれかを実施することが必要であると認めるときは、当該措置を実施すること及び対応措置に関する基本計画(以下「基本計画」という。)の案につき閣議の決定を求めなければならない。

一 前条第二項の後方地域支援
二 前号に掲げるもののほか、関係行政機関が後方地域支援として実施する措置であつて特に内閣が関与することにより総合的かつ効果的に実施する必要があるもの
三 後方地域捜索救助活動
四 船舶検査活動

2 基本計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 対応措置に関する基本方針
二 前項第一号又は第二号に掲げる後方地域支援を実施する場合における次に掲げる事項
イ 当該後方地域支援に係る基本的事項
ロ 当該後方地域支援の種類及び内容
ハ 当該後方地域支援を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項
ニ その他当該後方地域支援の実施に関する重要事項
三 後方地域捜索救助活動を実施する場合における次に掲げる事項
イ 当該後方地域捜索救助活動に係る基本的事項
ロ 当該後方地域捜索救助活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項
ハ 当該後方地域捜索救助活動の実施に伴う

前条第三項後段の後方地域支援の実施に関する重要事項(当該後方地域支援を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項を含む。)

二 その他当該後方地域捜索救助活動の実施に関する重要事項

四 船舶検査活動を実施する場合における次に掲げる事項

イ 当該船舶検査活動に係る基本的事項

ロ 当該船舶検査活動を行う自衛隊の部隊等の規模及び構成

ハ 当該船舶検査活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項

ニ 前条第一項第三号に規定する規制措置の対象物品の範囲

ホ 当該船舶検査活動の実施に伴う前条第三項後段の後方地域支援の実施に関する重要事項(当該後方地域支援を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項を含む。)

ヘ その他当該船舶検査活動の実施に関する重要事項

五 前三号に掲げるもののほか、自衛隊が実施する対応措置のうち重要なものの種類及び内容並びにその実施に関する重要事項

六 第二号から前号までに掲げるもののほか、関係行政機関が実施する対応措置のうち特に内閣が関与することにより総合的かつ効果的に実施する必要があるものの実施に関する重要事項

七 対応措置の実施について地方公共団体その

他の国以外の者に対して協力を求め又は協力を依頼する場合におけるその協力の種類及び内容並びにその協力に関する重要事項

八 対応措置の実施のための関係行政機関の連絡調整に関する事項

三 第一項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(国会の承認)

第五條 基本計画に定められた自衛隊の部隊等が実施する後方地域支援又は後方地域捜索救助活動については、内閣総理大臣は、これらの対応措置の実施前に、これらの対応措置を実施することにつき国会の承認を得なければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、国会の承認を得ないで当該後方地域支援又は後方地域捜索救助活動を実施することができる。

二 前項ただし書の規定により国会の承認を得ないで後方地域支援又は後方地域捜索救助活動を実施した場合には、内閣総理大臣は、速やかに、これらの対応措置の実施につき国会の承認を求めなければならない。

三 政府は、前項の場合において承認の遅滞があつたときは、速やかに、当該後方地域支援又は後方地域捜索救助活動を終了させなければならない。

(自衛隊による後方地域支援としての物品及び役務の提供の実施)

第五條 内閣総理大臣又はその委任を受けた者は、基本計画に従い、第三條第二項の後方地域支援としての自衛隊に属する物品の提供を実施するものとする。

二 防衛庁長官は、基本計画に従い、第三條第二項の後方地域支援としての自衛隊による役務の提供について、実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、防衛庁本庁の機関又は自衛隊の部隊等にその実施を命ずるものとする。

三 防衛庁長官は、前項の実施要項において、当該後方地域支援を実施する区域(以下この条において「実施区域」という。)を指定するものとする。

四 防衛庁長官は、実施区域の全部又は一部がこの法律又は基本計画に定められた要件を満たさないものとなつた場合には、速やかに、その指定を変更し、又はそこで実施されている活動の中断を命じなければならない。

五 第三條第二項の後方地域支援のうち公海又はその上空における輸送の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長又はその指定する者は、当該輸送を実施している場所の近傍において、戦闘行為が行われるに至つた場合又は付近の状況等に照らして戦闘行為が行われることが予測される場合には、当該輸送の実施を一時休止するなどして当該戦闘行為による危険を回避しつつ、前項の規定による措置を待つものとする。

六 第二項の規定は、同項の実施要項の変更(第四項の規定により実施区域を縮小する変更を除く。)について準用する。

(後方地域捜索救助活動の実施等)

第六條 防衛庁長官は、基本計画に従い、後方地域捜索救助活動について、実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊等にその実施を命ずるものとする。

二 防衛庁長官は、前項の実施要項において、当該後方地域捜索救助活動を実施する区域(以下この条において「実施区域」という。)を指定するものとする。

三 後方地域捜索救助活動を実施する場合において、戦闘参加者以外の遭難者が在るときは、これを救助するものとする。

四 後方地域捜索救助活動を実施する場合において、実施区域に隣接する外国の領海に在る遭難者を認めたときは、当該外国の同意を得て、当該遭難者の救助を行うことができる。ただし、当該海域において、現に戦闘行為が行われておらず、かつ、当該活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる場合に限り、

五 前条第四項の規定は実施区域の指定の変更及び活動の中断について、同条第五項の規定は後方地域捜索救助活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長又はその指定する者について準用する。

六 第一項の規定は、同項の実施要項の変更(前項において準用する前条第四項の規定により実施区域を縮小する変更を除く。)について準用する。

七 前条の規定は、後方地域捜索救助活動の実施に伴う第三條第三項後段の後方地域支援について準用する。

(船舶検査活動の実施等)

第七條 防衛庁長官は、基本計画に従い、船舶検査活動について、実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊等にその実施を命ずるものとする。

二 防衛庁長官は、前項の実施要項において、当該船舶検査活動を実施する区域(以下この条に

において「実施区域」というものを指定するものとする。この場合において、実施区域は、当該船舶検査活動が外国による船舶検査活動に相当する活動と混交して行われることがないよう、かかる活動が実施される区域と明確に区別して指定しなければならない。

3 船舶検査活動の実施は、次に掲げる態様によるものとする。

一 船舶の航行状況を監視すること。

二 航行する船舶に対し、必要に応じて、呼びかけ、信号弾及び照明弾の使用その他の適当な手段（実弾の使用を除く。）により自己の存在を示すこと。

三 無線その他の通信手段を用いて、船舶の名称、船籍港、船長の氏名、直前の出発港又は出発地、目的港又は目的地、積荷その他の必要な事項を照会すること。

四 船舶（軍艦を除く。以下この項において同じ。）の船長又は船長に代わって船舶を指揮する者（以下「船長等」という。）に対し当該船舶の停止を求め、船長等の同意を得て、停止した当該船舶に乗り上げて書類及び積荷を検査し、確認すること。

五 船舶に第四条第二項第四号二に規定する対象物品が積載されていないことが確認できない場合において、当該船舶の船長等に対しその航路又は目的地若しくは目的地の変更を要請すること。

六 第四号の求め又は前号の要請に応じない船舶の船長等に対し、これに応じるよう説得を行うこと。

七 前号の説得を行うため必要な限度において、当該船舶に対し、接近、追尾、伴走及び進路前方における待機を行うこと。

八 第五項第四号の規定は、実施区域の指定の変更及び活動の中断について準用する。

九 第一項の規定は、同項の実施要項の変更（前項において準用する第五項第四号の規定により実施区域を縮小する変更を除く。）について準用する。

十 第五項の規定は、船舶検査活動の実施に伴う第三項第三項後段の後方地域支援について準用する。

十一 第三項第三項後段の後方地域支援について準用する。

十二 第三項第三項後段の後方地域支援について準用する。

十三 第三項第三項後段の後方地域支援について準用する。

十四 第三項第三項後段の後方地域支援について準用する。

十五 第三項第三項後段の後方地域支援について準用する。

十六 第三項第三項後段の後方地域支援について準用する。

（国会への報告）

第十條 内閣総理大臣は、基本計画の決定又は変更があったときは、その内容を、遅滞なく、国会に報告しなければならない。

第十一條 第六條第二項（第七條第七項において準用する場合を含む。）の規定により後方地域支援としての自衛隊の任務の提供の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、その職務を行うに際し、自己又は自己と共に当該職務に従事する者の生命又は身体防護のためやむを得ない必要があると認めるときは、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。

第十二條 第六條第一項の規定により後方地域捜索救助活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、遭難者の救助の職務を行うに際し、自己又は自己と共に当該職務に従事する者の生命又は身体防護のためやむを得ない必要があると認めるときは、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。

第十三條 第七條第一項の規定により船舶検査活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、当該船舶検査活動の対象船舶に乗り上げてその職務を行うに際し、自己又は自己と共に当該職務に従事する者の生命又は身体防護のためやむを得ない必要があると認めるときは、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。

第十四條 第七條第二項の規定により船舶検査活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、当該船舶検査活動の対象船舶に乗り上げてその職務を行うに際し、自己又は自己と共に当該職務に従事する者の生命又は身体防護のためやむを得ない必要があると認めるときは、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。

第十五條 第七條第三項の規定により船舶検査活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、当該船舶検査活動の対象船舶に乗り上げてその職務を行うに際し、自己又は自己と共に当該職務に従事する者の生命又は身体防護のためやむを得ない必要があると認めるときは、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。

第十六條 第七條第四項の規定により船舶検査活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、当該船舶検査活動の対象船舶に乗り上げてその職務を行うに際し、自己又は自己と共に当該職務に従事する者の生命又は身体防護のためやむを得ない必要があると認めるときは、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。

第十七條 第七條第五項の規定により船舶検査活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、当該船舶検査活動の対象船舶に乗り上げてその職務を行うに際し、自己又は自己と共に当該職務に従事する者の生命又は身体防護のためやむを得ない必要があると認めるときは、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。

第十八條 第七條第六項の規定により船舶検査活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、当該船舶検査活動の対象船舶に乗り上げてその職務を行うに際し、自己又は自己と共に当該職務に従事する者の生命又は身体防護のためやむを得ない必要があると認めるときは、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。

は第三十七條に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

（政令への委任）

第十二條 この法律に特別の定めがあるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

（施行期日）

一 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（自衛隊法の一部改正）

二 自衛隊法の一部を次のように改正する。
第百九の九の次に次の一条を加える。
（後方地域支援等）
第百九の十 内閣総理大臣又はその委任を受けた者は、周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律平成十一年法律第 号の定めるところにより、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、後方地域支援としての物品の提供（前条第一項の適用があるものを除く。）を実施することができる。

三 長官は、周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律の定めるところにより、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、防衛庁本庁の機関及び部隊等（後方地域支援としての任務の提供（前条第二項の適用があるものを除く。）を、部隊等（後方地域捜索救助活動及び船舶検査活動を行わせることができる。）

刑罰（明治四十年法律第四十五号）第三十六條又

別表第一(第三条関係)

種 類	内 容
補給	給水、給油、食事の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
輸送	人員及び物品の輸送、輸送用資材の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
修理及び整備	修理及び整備、修理及び整備用機器並びに部品及び構成品の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
医療	傷病者に対する医療、衛生機具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
通信	通信設備の利用、通信機器の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
空港及び港湾業務	航空機の離発着及び船舶の出入港に対する支援、積卸作業並びにこれらに類する物品及び役務の提供
基地業務	廃棄物の収集及び処理、給電並びにこれらに類する物品及び役務の提供

別表第二(第三条関係)

種 類	内 容
補給	給水、給油、食事の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
輸送	人員及び物品の輸送、輸送用資材の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
修理及び整備	修理及び整備、修理及び整備用機器並びに部品及び構成品の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
医療	傷病者に対する医療、衛生機具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
通信	通信設備の利用、通信機器の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
宿泊	宿泊設備の利用、寝具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
消毒	消毒、消毒機具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供

備考
一 物品の提供には、武器(弾薬を含む。)の提供を含まないものとする。
二 物品及び役務の提供には、戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備を含まないものとする。

自衛隊法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成十一年四月二十八日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

自衛隊法の一部を改正する法律

自衛隊法(昭和二十九年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第百条の八第一項中「航空機による」を削り、同条第二項中「状況」の下に、「当該輸送の対象となる邦人の数を加え、」その他の輸送の用に主として供するための航空機を「次に掲げる航空機又は船舶」に改め、同項に次の各号を加える。

一 輸送の用に主として供するための航空機(第百条の五第二項の規定により保有するものを除く。)

二 前項の輸送に適する船舶

三 前号に掲げる船舶に搭載された回転翼航空機で第一号に掲げる航空機以外のもの(当該船舶と陸地との間の輸送に用いる場合におけるものに限る。)

第百条の八に次の一項を加える。

3 第一項に規定する外国において同項の輸送の職務に従事する自衛官は、当該輸送に用いる航空機若しくは船舶の所在する場所又はその保護の下に入った当該輸送の対象である邦人若しくは外国人を当該航空機若しくは船舶まで誘導する経路においてその職務を行うに際し、自己若しくは自己と共に当該輸送の職務に従事する隊員又は当該邦人若しくは外国人の生命又は身体防護のためやむを得ない必要があると認める

相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することが出来る。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

外国における緊急事態に際して外務大臣から依頼があった場合に防衛庁長官が行う在外邦人等の輸送の手段として船舶等を加えるとともに、当該外国において輸送の職務に従事する自衛官が、自己若しくは自己と共に当該職務に従事する隊員又は保護の下に入った当該輸送の対象である在外邦人等の生命等の防護のためやむを得ない場合に武器を使用することができるとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出、第百四十二回国会開法第一一〇号)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、外国における緊急事態に際して、防衛庁長官が行う在外邦人等の輸送の手段として船舶等を加えるとともに、当該外国において輸送の職務に従事する自衛官が、在外邦人等の生命等の防護のためやむを得ない場合に武器を使用することができるとしようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 外国における緊急事態に際して、外務大臣

から依頼があつた場合に防衛庁長官が行う在外邦人等の輸送の手段として、当該輸送の対象となる邦人の数等の事情に応じて、当該輸送に適する船舶及び当該船舶に搭載された回転翼航空機を用いることができることとする。

2 緊急事態が生じている外国において輸送の職務に従事する自衛官は、当該輸送に用いる航空機等の所在する場所又はその保護の下に入つた当該輸送の対象である在外邦人等を当該航空機等まで誘導する経路においてその職務を行うに際し、自己若しくは自己と共に当該輸送の職務に従事する隊員又は当該邦人等の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、必要最小限の武器の使用ができることとする。

3 この法律は、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、在外邦人の輸送体制の強化を図るための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

平成十一年四月二十六日

日米防衛協力のための指
針に関する特別委員長 山崎 拓

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

会計検査院法の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。

平成十一年四月二十七日

提出者

議院運営委員長 中川 秀直

会計検査院法の一部を改正する法律

会計検査院法(昭和二十二年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同条第二項及び第五項を削る。

第六条第二項を削る。

第八条中「第四条第四項後段」を「第四条第三項後段」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

検査官の任命等について、衆議院が同意して参議院が同意しない場合においては衆議院の同意をもって両議院の同意とすることとする規定を削除する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十一年四月二十七日 衆議院会議録第二十六号

四八

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	東京一〇五八四四五 二番四丁目 大蔵省印刷局
電 話	03 (3587) 4294
定 価	本号一部 一三〇円 二二〇円